·◆◆◆◆◆◆◆◆ 2019年(平成31・令和元年)労働判例·命令年間総索引 ◆◆◆◆◆◆◆◆

# 項目別索引

本誌2019年(平成31年)1月1・15日号(No.1189)から同年(令和元年)12月15日号(No.1210) までに掲載した判例・命令を項目別に分類し、収録した。

●個別的労使関係判例	就業規則24	労働協約35
労働契約1	労働安全・災害補償25	不当労働行為35
賃金・一時金・退職金… 8	会社解散·分割·承継等…30	●労委命令
労働時間・休日・休暇13	争訟・その他30	不利益取扱い36
人事・労務14	●集団的労使関係判例	団交拒否38
懲戒処分(含:懲戒解雇)…18	労働組合·組合活動·争議	支配介入39
普通解雇19	行為34	救済手続き41
契約の終了22	団体交渉35	

#### 働契 約

| 成否 | 再任用制度等における採用候補者選考の合否の 判断に際しての従前の勤務成績の評価については、基 本的に任命権者の裁量に委ねられているものというこ とができ、そして、再任用制度等において任命権者が 有する上記の裁量権の範囲が、再任用制度等の目的や 当時の運用状況等のゆえに大きく制約されるもので あったと解することはできないとされた例(東京都〔君 が代・再任用不合格等〕事件・最高裁一小平30.7.19判 決) --------------------------1191-16

|成否| 事業協同組合である被控訴人兼附帯控訴人(一 審被告)Y協組の職員として勤務後に理事および常務 理事となった控訴人兼附帯被控訴人(一審原告)Xに ついて、理事就任後も引き続き労働契約に基づく職員 たる地位を継続的に有していたものと認められるとし た一審判決が維持された例(佐世保配車センター協同 組合事件・福岡高裁平30.8.9判決) ………… 1192-17

|成否 | 本件船舶の借入人および所有者の変更により。 控訴人兼被控訴人(一審被告) Y」社と被控訴人兼控 訴人(一審原告) X1らとの雇入契約は, 船員法43条1 項によって終了し、同条2項によりX<sub>1</sub>らと被控訴人 兼控訴人(一審被告) Y 4社との間に従前の労働条件 と同一条件の雇入契約が存するとみなされるとした一 審判断が維持された例(協和海運ほか事件・東京高裁 平30.4.25判決) ……………1193-5 **|成否| 本件NPO法人(前使用者)と被告Y会の間で** 事業譲渡があったからといって、当然に従前の雇用契 約がY会に承継されるものではなく、従前の雇用契約 がY会に承継されているか否かは、本件NPO法人と Y会との間で雇用契約の承継について特別の合意がさ れているか否かで判断することになるとされた例(社 会福祉法人佳徳会事件・熊本地裁平30.2.20判決)

.....1193-52

|成否| 原告XとY会との雇用契約は、期間の定めのな い正職員としての合意があったものと認められ、期間 の定めのある正職員としての合意があったものとは認 められない(労働契約法7条参照)とされた例(社会 福祉法人佳徳会事件:熊本地裁平30.2.20判決)

.....1193-52

**|成否|** 育児休業終了日に正社員である原告 X が被告 Y 社との間で、期間1年、1週間3日勤務の契約社員と なる有期労働契約を内容とする本件合意をしたことに つき、本件合意は、本件正社員契約を解約するととも に、これと別途の契約である本件契約社員契約を締結 する合意であると解するのが相当であるので、本件正 社員契約は、本件合意において、合意解約されている とされた例(ジャパンビジネスラボ事件・東京地裁平 

| **成否** | 本件合意にかかる X の錯誤無効の主張が否定さ れた例(ジャパンビジネスラボ事件・東京地裁平30.9. 11判決) …………1195-28

| 成否 | 本件合意において、XとY社が停止条件付無期

労働契約を締結した事実は認められず、Xの1週間3 日勤務の正社員に復帰したいとの意思表示は、Y社に 対する本件時短正社員契約の申込みにすぎないもので あるから、Y社がこれを承諾したとの事実がない以上、 本件時短正社員契約の成立は認められないとされた例 (ジャパンビジネスラボ事件・東京地裁平30.9.11判 決) --------1195-28

成否:勤務地限定合意 被告Υ1社と原告Xとの間で は、Xの勤務地が必ずしもA5店のみに限定されてい ないとしても、少なくともA5店またはA4店などの近 接店舗に限定する旨の合意があったものと解するのが 相当であるとされた例(ジャパンレンタカーほか〔配 転〕事件·津地裁平31.4.12判決)·······1202-58

│成否:労働者性 │ ①控訴人(一審原告) X らは就業規 則と題する書面に署名押印させられ、同規則において は、勤務時間や職務専念義務等が規定されており、ま た, 同規則に定めのない事項は労働基準法その他の法 令の定めるところによると規定されていたこと、②X らは、仕事の開始時間、待機場所等について具体的に 指示されるなど、被控訴人(一審被告)Y社の包括的 な指揮監督に服していたこと。③Y社が一方的にXら の勤務シフトを作成し、Xらには諾否の自由が認めら れないこと、④他の代行運転者とは異なり、Xらにつ いては業務委託契約書が作成されていないうえ、その 業務も他の代行運転者と異なるものであったこと、⑤ Xらは、歩合報酬だけでなく、職務手当および役職手 当の名目で支払いを受け、Y社の決算書においても、 Xらへの支払いが給料手当として計上されていること などの事情を考慮すると、XらとY社との関係は労働 契約に基づくものであるとして, 一審判断が変更され た例 (ミヤイチ本舗事件・東京高裁平30.10.17判決)

| 成否:加盟店主の労働者性 | 労働基準法9条および労 働契約法2条1項の各規定によれば、労働者とは、使 用従属性の要件を満たす者、すなわち、使用者の指揮 監督の下に労務を提供し、使用者から労務の提供の対 価として報酬を支払われる者をいうと解されるとされ た例(セブンーイレブン・ジャパン〔共同加盟店主〕 事件・東京地裁平30.11.21判決) …………1204-83

「成否:加盟店主の労働者性 原告 X は,個人もしくは 本件有限会社の代表取締役として、被告Y社との間で 本件各店舗の経営に関するフランチャイズ契約である 本件各基本契約を締結し、同契約に基づき、独立の事 業者として,本件各店舗を経営していたものであって, このことはXが労働者であることと本質的に相容れな いものであるとされた例(セブンーイレブン・ジャパ ン〔共同加盟店主〕事件・東京地裁平30.11.21判決)

.....1204-83

.....1202-121

成否:加盟店主の労働者性 業務遂行上の指揮監督, 時間的・場所的拘束性、代替性、報酬の算定・支払方 法等およびその他の事情といった各観点からXの就労 実態をみれば、使用従属性が認められるとのXの主張 について、Xが指摘する各事情は、いずれもXの事業 者性を減殺して、Xの労働者性を積極的に肯定できる までの事情とはいえず、Xは労働者に該当しないとい うべきであるとされた例(セブンーイレブン・ジャパ ン〔共同加盟店主〕事件・東京地裁平30.11.21判決)

.....1204-83

| 成否:労働者性 | 労基法9条の「労働者」であるか否 かについては、「使用される=指揮監督下の労働」とい う労務提供の形態 (①仕事の依頼,業務従事の指示等 に対する諾否の自由の有無, ②業務遂行上の指揮監督 の有無, ③拘束性の有無) および「賃金支払い」とい う報酬の労務に対する対償性によって判断すべきと解 される(「使用従属性」の判断)が、これらの基準によっ て「労働者性」を判断することが困難な限界的事例に ついては、「使用従属性」の有無を判断するに当たり、 事業者性の有無や報酬の額等の諸要素をも考慮して. 「労働者性」の有無を判断すべきであり、被控訴人(一 審被告)Y組合がワーカーズ・コレクティブであると の一事をもって当然に組合員の「労働者性」は否定さ れず, 使用従属性の判断に加え, 事業者性の有無等に ついても慎重に検討のうえ、その「労働者性」を判断 する必要があるとした一審判断が維持された例(企業 組合ワーカーズ・コレクティブ轍・東村山事件・東京 高裁令元.6.4判決) ………………………1207-38

│成否:労働者性│ 「使用従属性」についての判断およ び「労働者性」の判断を補強する要素についての判断 にかんがみれば、控訴人(一審原告) Xを含む各メン バーとY組合との間の関係は、各メンバーが拠出金と 労働力を出資して共同して配送業を経営するという組 合構成員の色彩が濃いもので、Y組合から業務に関す る一定の指示ないし時間的拘束があることや、器具や 経費をY組合が負担し、Xが雇用保険の対象になって いることを踏まえても、Xに「労働者性」を肯定する ことはできないとした一審判断が維持された例(企業 組合ワーカーズ・コレクティブ轍・東村山事件・東京 高裁令元.6.4判決) ...... 1207-38

| 成否:労働者性 | 「仕事の依頼、業務従事の指示等に 対しての諾否の自由」、「業務遂行上の指揮監督の有 無」、「報酬の労務対価性」および「労働者性の判断を 補強するその他の要素」についてのXの主張がいずれ も退けられた例(企業組合ワーカーズ・コレクティブ 轍・東村山事件・東京高裁令元.6.4判決) …… 1207-38 | 成否:定年後再雇用 | 定年後の再雇用(雇用継続)に ついて、再雇用を希望する者全員との間で新たに労働 契約を締結する状況が事実上続いていたとしても、契 約上の地位確認は認められないとされた例(尾崎織 マーク事件・京都地裁平30.4.13判決)………1210-66

| 内容 | 原告 X と被告 Y 学園の間の雇用契約の内容は. 合意書等の記載内容に即して判断すべきであって、雇 用期間のような重要な契約条件について、合意書等の 記載内容に反する法的合意が成立していたなどと、た やすく認めることはできないとして、XとY学園の間 で雇用期間をXが65歳に達するまでとする旨の法的合 意が成立していた、あるいは、Xが65歳に達するまで 雇用契約の更新をY学園に求める法的期待権を有して いたというXの主張が否定された例(学校法人名古屋 カトリック学園事件・名古屋地裁岡崎支部平30.3.13 判決) ………………………1191-64

| 内容:労働者供給契約と労契法19条 | 債務者Y社と債 約を介して, 定年後にY社と有期労働契約を締結, 更 新したXについて、その経緯に照らせば、Y社の自由 裁量により労働者の就労が打ち切られることは想定さ れていなかったことから、Y社とXとの間の労働契約 に労契法19条は適用されるとされた例(国際自動車[再 雇用更新拒絶第2・仮処分〕事件・東京地裁平30.5.11 決定) --------------------1192-60

内容: 労契法20条 通勤手当の本件相違について労働 契約法20条違反を認め、皆勤手当の廃止について不合 理性を認めた一審判断が維持された例(九水運輸商事 事件·福岡高裁平30.9.20判決)······1195-88

内容: 労契法20条 通勤手当の本件相違に合理的な理 由は見出せず、通勤手当が被控訴人兼控訴人(一審被 告) Y社に勤務する労働者の通勤のために要した交通 費等を填補するものであることなどの性質等にかんが みれば、職務内容の差異等を踏まえても、本件相違は 不合理なものといわざるを得ないのであって、本件相 違は労働契約法20条に違反するものというべきである とした一審判断が維持された例(九水運輸商事事件・ 福岡高裁平30.9.20判決) ……………………… 1195-88

内容: 労契法20条 二審における控訴人兼被控訴人(一 審原告)Xらの補充主張およびY社の補充主張が否定 された例(九水運輸商事事件・福岡高裁平30.9.20判決)

.....1195-88

|内容:労契法20条│ 労契法20条は,有期契約労働者と 無期契約労働者との労働条件に相違があることを前提 としているのであり(すなわち,同一労働同一賃金を 前提とするものではない),使用者に対し、それぞれの 労働者の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた処 遇をするよう要求する規定と解されるとされた例 (日 本郵便〔非正規格差〕事件·大阪高裁平31.1.24判決) .....1197-5 内容: 労契法20条 労契法20条にいう 「期間の定めが あることによりしとは、有期契約労働者と無期契約労 働者との労働条件の相違が期間の定めの有無に関連し て生じたものであることをいうものと解するのが相当 であるとされた例(日本郵便〔非正規格差〕事件・大 阪高裁平31.1.24判決) …………1197-5 | 内容: 労契法20条 | 労契法20条にいう「その他の事情」 とは、職務の内容、職務の内容および配置の変更の範 囲に関連する事情に限定されるものではないものとい うべきであるとされた例(日本郵便〔非正規格差〕事 件 · 大阪高裁平31.1.24判決) · · · · · · · · · · · 1197-5 内容: 労契法20条 有期契約労働者と無期契約労働者 との個々の賃金項目にかかる労働条件の相違が不合理 であると認められるものであるか否かを判断するに当 たっては、両者の賃金の総額を比較することのみによ るのではなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべ きものと解するのが相当であり、ある賃金項目の有無 および内容が、他の賃金項目の有無および内容を踏ま えて決定されている場合には、そのような事情も考慮 されることとなると解されるとされた例(日本郵便[非 正規格差] 事件·大阪高裁平31.1.24判決)·····1197-5 内容:労契法20条 本件においては,控訴人兼被控訴 人(一審原告) Xらと、旧人事制度においては旧一般 職全体、新人事制度においては新一般職とを比較対照

.....1197-5

| 内容:労契法20条 | Xらと比較対照すべき正社員とX らとの間には、程度の差はあるものの、 当該職務の内 容および配置の変更の範囲について相違が存在すると 認められるとされた例 (日本郵便〔非正規格差〕事件・ 大阪高裁平31.1.24判決) …………1197-5

するのが相当というべきであるとされた例(日本郵便

[非正規格差]事件·大阪高裁平31.1.24判決)

│内容:労契法20条│ 「その他の事情」として,正社員 と期間雇用社員との地位が必ずしも固定的なものでな いこと、本件各労働条件については、それぞれ導入さ れた趣旨および歴史的経緯、導入に当たっての労使交 渉等が存在すること,被控訴人兼控訴人(一審被告) Y社が引き継いだ郵便事業は極めて長期間にわたって 継続しており、その間、労使間において労働条件に関 する協議等が行われ、その中で本件各労働条件につい ても決定等されるほか、雇用および人事に関する経営 判断から、正社員について長期雇用を前提とした有為 な人材確保, 会社に貢献することに対するインセン ティブ付与の側面があること等の事情も考慮するのが 相当というべきであるとされた例(日本郵便〔非正規 格差〕事件·大阪高裁平31.1.24判決)······1197-5

内容: 労契法20条 被告 Y 社の正社員と原告 X の嘱託 社員および臨時社員時との賃金額の相違は、それぞれ 期間の定めの有無に関連して生じたものであるということができるので、上記の賃金額の相違は、それぞれ 労働契約法20条にいう「期間の定めがあることにより」生じたということができるとされた例(日本ビューホテル事件・東京地裁平30.11.21判決)………1197-55

内容: 労契法20条 有期契約労働者と無期契約労働者との賃金にかかる労働条件の相違の不合理性を判断するに当たっては、両者の賃金の総額を比較することのみによることなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきものと解するのが相当であるので、Y社が正社員と嘱託社員および臨時社員に支払う賃金項目の実質的性格やそれらの対応関係は、Xの嘱託社員および臨時社員時の賃金額が定年退職時の年俸の月額よりも低いという労働条件の相違の不合理性を判断するに当たって考慮されることとなるとされた例(日本ビューホテル事件・東京地裁平30.11.21判決)……1197-55

内容: 労契法20条 Xの定年退職時と嘱託社員および 臨時社員時の業務内容および当該業務に伴う責任の程 度(職務の内容)は大きく異なるうえ、職務の内容お よび配置の変更の範囲にも差異があるから、嘱託社員 および臨時社員時の基本給ないし時間給と正社員の年 俸の趣旨に照らし、Xの嘱託社員および臨時社員時の 基本給および時間給が定年退職時の年俸よりも低額で あること自体不合理ということはできないとされた例 (日本ビューホテル事件・東京地裁平30.11.21判決)

.....1197-55

内容: 労契法20条 Xの定年退職時の年俸の月額とこれに対応する嘱託社員および臨時社員時の賃金とを比較するとその違いは小さいものとはいえないが、それらの賃金額は職務内容が近似する一般職の正社員のそれとの比較においては不合理に低いとまではいえないことも合わせ考慮すれば、Y社における嘱託社員および臨時社員の賃金額の決定過程に労使協議が行われていないとのXの指摘を踏まえてもなお、Xの定年退職時の年俸の月額と嘱託社員および臨時社員時の基本給および時間給の月額との相違が不合理であると認めることはできず、これをもって労働契約法20条に違反するということはできないとされた例(日本ビューホテル事件・東京地裁平30.11.21判決)……………1197-55

内容: 労契法20条 労契法20条が比較対象とする無期契約労働者を具体的にどの範囲の者とするかについては、その労働条件の相違が、労働者の業務の内容および当該業務に伴う責任の程度、当該職務の内容および配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められると主張する無期契約労働者において特定して主張すべきものであるとされた例(メトロコマース事件・東京高裁平31.2.20判決)…………1198-5

内容: 労契法20条 有期契約労働者と無期契約労働者の労働条件の相違が不合理であるか否かの判断は規範的評価を伴うものであるから、当該相違が不合理であるとの評価を基礎付ける事実については当該相違が労契法20条に違反することを主張する者が、当該相違が不合理であるとの評価を妨げる事実については当該相違が同条に違反することを争う者が、それぞれ主張立証責任を負うものと解されるとされた例(メトロコマース事件・東京高裁平31.2.20判決)………1198-5

内容: 労契法20条 売店業務に従事する正社員と控訴人兼被控訴人(一審原告) Xら契約社員Bとの労働条件の相違のうち、住宅手当、退職金、褒賞および早出残業手当に関する相違については、労契法20条に違反するものであり、被控訴人兼控訴人(一審被告) Y社が上記のような違法な取扱いをしたことについては過失があったというべきであるとされた例(メトロコマース事件・東京高裁平31.2.20判決)………1198-5

内容: 労契法20条 本給および資格手当. 賞与にかか る相違は労契法20条に違反しないとして、Xらの請求 を棄却した一審判断が維持された例(メトロコマース 事件·東京高裁平31.2.20判決) ······1198-5

内容: 労契法20条 皆勤手当の不支給について. 労働 契約法20条のいう不合理と認められるものに当たり、 均衡待遇を要求する控訴人(差戻前上告審被上告人・ 附带上告人, 差戻前二審控訴人兼破産者甲野太郎破産 管財人丙川花子訴訟承継人兼被控訴人, 一審原告) X の法的な利益を侵害するものとして不法行為になり得 るとされた例(ハマキョウレックス〔第二次差戻後控 **訴審**]事件・大阪高裁平30.12.21判決) · · · · · · · 1198-32

内容: 労契法20条 労契法20条には補充的効力はな く、 労契法20条の「不合理なものと認められる」とし て無効とされた場合、そのような労働条件に基づく取 扱いには不法行為は成立し得るが、一審被告Y社の就 業規則および給与規程等の合理的解釈として、正社員 の労働条件が有期契約労働者である一審原告Xらに適 用されるということはできないとした一審判断が維持 された例(日本郵便〔時給制契約社員ら〕事件・東京 高裁平30.12.13判決) ......1198-45

内容: 労契法20条 労契法20条の不合理性の判断は, 有期契約労働者と無期契約労働者との賃金総額を比較 することのみによるのではなく、 当該賃金項目の趣旨 を個別に考慮すべきであるとされた例 (日本郵便〔時 給制契約社員ら〕事件・東京高裁平30.12.13判決)

.....1198-45

内容: 労契法20条 外務業務手当, 早出勤務等手当, 祝日給, 夏期年末手当, 夜間特別勤務手当, 郵便外務・ 内務業務精通手当について不合理なものとはいえない とした一審判断が維持された例(日本郵便〔時給制契 約社員ら〕事件・東京高裁平30.12.13判決)

.....1198-45

内容: 労契法20条 Y社における年末年始勤務手当に ついて、旧一般職および新一般職(いずれも正社員) と時給制契約社員らとの労働条件の相違は労契法20条 にいう不合理なものと認められるとして、その差額全 額につき不法行為に基づく損害賠償が認められた例 (日本郵便〔時給制契約社員ら〕事件・東京高裁平30. 12.13判決) ...... 1198-45

|内容:労契法20条 | Y社における住居手当について. 新一般職(正社員)と時給制契約社員らとの労働条件 の相違は労契法20条にいう不合理なものと認められる として、正社員に対する支給額の6割の損害賠償を命 じた一審判断を改め、その差額全額につき不法行為に 基づく損害賠償が認められた例(日本郵便〔時給制契 約社員ら〕事件・東京高裁平30.12.13判決)

.....1198-45

内容: 労契法20条 夏期冬期休暇および病気休暇につ き. 正社員と時給制契約社員らとの労働条件の相違は 労契法20条にいう不合理なものと認められるとした一 審判断を維持し、一審原告 X3の病気による無給の承 認欠勤および年次有給休暇取得日について、病気休暇 を取得した場合に支給される額の不法行為に基づく損 害賠償請求が認容された例(日本郵便〔時給制契約社 員ら〕事件・東京高裁平30.12.13判決) …… 1198-45 内容: 労契法20条 臨時職員である控訴人(一審原告)

Xと比較対照した対照職員との基本給(俸給ないし給 与月額) にかかる労働条件の相違は、臨時職員におい て, 正規職員に適用される就業規則のうち, 採用, 給 与, 勤務時間等について「臨時職員の取扱いに関する 件」が適用されることにより生じているものであるか ら、当該相違は「期間の定めの有無に関連して生じた もの」ということができ、したがって、臨時職員と正 規職員の基本給にかかる労働条件は、労契法20条にい う「期間の定めがあることにより」相違している場合 に当たるとされた例(学校法人産業医科大学事件・福 岡高裁平30.11.29判決) ……………1198-63

|内容:労契法20条| 正規職員である対照職員と臨時職 員であるXとの間では、業務の内容および当該業務に 伴う責任の程度 (職務の内容) に違いがあるというこ とができ、さらに両者は、その可能性だけでなく、実 際上も職務の内容および配置の各変更の範囲において 相違があるということができるとされた例(学校法人 産業医科大学事件·福岡高裁平30.11.29判決)

.....1198-63

│内容:労契法20条│ 1か月ないし1年の短期という条 件で、しかも大学病院開院当時の人員不足を補う目的 のために4年間に限り臨時職員として採用された有期 契約労働者が、30年以上もの長期にわたり雇止めもな く雇用されるという、その採用当時に予定していな かった雇用状態が生じたという事情は、当該有期契約 労働者と無期契約労働者との労働条件の相違が不合理 と認められるものであるか否かの判断において、労契 法20条にいう「その他の事情」として考慮されること となる事情に当たるというべきであるとされた例(学 校法人產業医科大学事件·福岡高裁平30.11.29判決)

.....1198-63

内容:労契法20条 ──審判決を変更し、30年以上の長 期にわたり雇用を続け、業務に対する習熟度を上げた Xに対し、臨時職員であるとして人事院勧告に従った 賃金の引上げのみが行われ、現在では、同じ頃採用さ れた正規職員との基本給の額に約2倍の格差が生じて いるという労働条件の相違は、同学歴の正規職員の主 任昇格前の賃金水準(約21万6000円)を下回る3万円 の限度において不合理であり、労契法20条にいう不合 理と認められるものに当たると解するのが相当である とされた例(学校法人産業医科大学事件・福岡高裁平 30.11.29判決) · · · · · · · 1198-63

内容: 労契法20条 | 被控訴人(一審被告) Y法人が, 30年以上の長きにわたり、月額給与について人事院勧 告に従った賃金の引上げしかしてこなかったことに照 らすと、Y法人が労契法20条違反の取扱いをしたこと には過失があったというべきであるとされた例(学校 法人産業医科大学事件・福岡高裁平30.11.29判決)

.....1198-63

| 内容: 労契法20条 | 労契法20条は、有期契約労働者の 公正な処遇を図るため、その労働条件につき、期間の 定めがあることにより不合理なものとすることを禁止 したものであるとされた例(学校法人大阪医科薬科大 学〔旧大阪医科大学〕事件·大阪高裁平31.2.15判决) .....1199-5

|内容:労契法20条| 労契法20条は,有期契約労働者と 無期契約労働者との間で労働条件に相違があり得るこ とを前提に、職務の内容、当該職務の内容および配置 の変更の範囲その他の事情(職務の内容等)を考慮し て、その相違が不合理と認められるものであってはな らないとするものであり、職務の内容等の違いに応じ た均衡のとれた処遇を求める規定であると解されると された例(学校法人大阪医科薬科大学〔旧大阪医科大 学〕事件·大阪高裁平31.2.15判決)·····1199-5

│内容:労契法20条│ 労契法20条にいう「不合理と認め られるもの」とは、有期契約労働者と無期契約労働者 との労働条件の相違が不合理であると評価することが できるものであることをいうと解するのが相当である とされた例(学校法人大阪医科薬科大学〔旧大阪医科 大学〕事件・大阪高裁平31.2.15判決) ……1199-5

「内容: 労契法20条」 有期契約労働者と無期契約労働者 との労働条件の相違が不合理であるか否かの判断は規 範的評価を伴うものであるから、当該相違が不合理で あるとの評価を基礎付ける事実については当該相違が 同条に違反することを主張する者が、当該相違が不合 理であるとの評価を妨げる事実については当該相違が 同条に違反することを争う者が、それぞれ主張立証責 任を負うものと解されるとされた例(学校法人大阪医 科薬科大学 [旧大阪医科大学] 事件 · 大阪高裁平31.2. 15判決) …………1199-5

内容: 労契法20条 | 有期契約労働者と無期契約労働者 との労働条件の相違が不合理と認められるものである か否かを判断する際に考慮されることとなる事情は. 労働者の職務内容および変更範囲ならびにこれらに関 連する事情に限定されるものではないというべきであ るとされた例(学校法人大阪医科薬科大学〔旧大阪医 科大学〕事件・大阪高裁平31.2.15判決)……1199-5 内容: 労契法20条 被控訴人(一審被告) Yっ大学にお ける賞与が、正職員として賞与算定期間に在籍し、就 労していたことそれ自体に対する対価としての性質を 有する以上、同様に Y2大学に在籍し、就労していた アルバイト職員、とりわけフルタイムのアルバイト職 員に対し、額の多寡はあるにせよ、まったく支給しな いとすることには、合理的な理由を見出すことが困難 であり、不合理というしかないとされた例(学校法人 大阪医科薬科大学〔旧大阪医科大学〕事件·大阪高裁 平31.2.15判決) ......1199-5

|内容:労契法20条 │ 控訴人(一審原告) X に対し,賃 金同様、正職員全体のうち平成25年4月1日付で採用 された者と比較対照し、その者の賞与の支給基準の 60%を下回る支給しかしない場合は不合理な相違に至 るものというべきであるとされた例(学校法人大阪医 科薬科大学 [旧大阪医科大学] 事件,大阪高裁平31.2. 15判決) · · · · · · · 1199-5

内容: 労契法20条 Xのように年間を通してフルタイ ムで勤務しているアルバイト職員に対し、正職員と同 様の夏期特別有給休暇を付与しないことは不合理であ るというほかないとされた例(学校法人大阪医科薬科 大学 [旧大阪医科大学] 事件 · 大阪高裁平31.2.15判决)

内容: 労契法20条 フルタイム勤務で契約期間を更新 しているアルバイト職員に対して、私傷病による欠勤 中の賃金支給を一切行わないこと、休職給の支給を一 切行わないことは不合理であるというべきであるとさ れた例(学校法人大阪医科薬科大学[旧大阪医科大学] 事件·大阪高裁平31.2.15判決)·····1199-5

|内容:労契法20条| アルバイト職員の契約期間は更新 があり得るとしても1年であるのが原則であり、当然 に長期雇用が前提とされているわけではないことを勘 案すると、私傷病による賃金支給につき1か月分、休 職給の支給につき2か月分(合計3か月,雇用期間1 年の4分の1)を下回る支給しかしないときは、正職 員との労働条件の相違が不合理であるというべきであ るとされた例(学校法人大阪医科薬科大学〔旧大阪医 科大学〕事件・大阪高裁平31.2.15判決)……1199-5 内容:職種限定合意 抗告人(債権者) Xの外科医師

(地方独立行政法人岡山市立総合医療センター[抗告] 事件・広島高裁岡山支部平31.1.10決定)……1201-5 |内容 | 本件任用の目的、手続き、その履践状況等に鑑 みると、原告Xの任用は、その任期ごとに、地公法22 条5項の「臨時の職に関する場合」としてなされた個 別の任用であったと認めるのが相当であり、これを一 体として地公法17条1項に基づく期間の定めのない任 用とみることはできないとされた例(吹田市〔臨時雇

としての黙示の職種限定合意の成立が認められた例

用員〕事件・大阪地裁平31.2.13判決)……1206-28

| 内容: 労契法20条 | 有期契約労働者に対しての賞与の 不支給について,「短時間・有期雇用労働者及び派遣労 働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の 定めを考慮しても、 労契法20条に反するものとまでは いえないとされた例(井関松山製造所事件・高松高裁 令元.7.8判決,井関松山ファクトリー事件・高松高裁 令元.7.8判決) ……………………1208-25

内容: 労契法20条 (①事件について) 家族手当, 精 勤手当, 住宅手当の不支給は労契法20条に違反するも のであるとした一審判断が維持された例(井関松山製 造所事件・高松高裁令元.7.8判決、井関松山ファクト リー事件・高松高裁令元.7.8判決) ………1208-25

| 内容: 労契法20条 | (②事件について) 物価手当の不 支給は労契法20条に違反するものであるとした一審判 断が維持された例(井関松山製造所事件・高松高裁令 元.7.8判決,井関松山ファクトリー事件・高松高裁令 元.7.8判決) ......1208-25

│無期転換 │ 無期転換した労働者に対しては無期転換就 業規則が適用されるとされていることから、無期契約 労働者の労働条件を定めた就業規則等が適用されると 解することは困難であるとされた例(井関松山製造所 事件・高松高裁令元.7.8判決、井関松山ファクトリー 事件·高松高裁令元.7.8判決) ······1208-25

無期転換 各手当等の不支給を定めた無期転換就業規 則は, 両事件控訴人兼被控訴人(一審原告) X らが無期 転換する前に定められていることを考慮しても、 当該 定めについて合理的なものであることを要するとこ ろ, 手当等の支給に関する限り同規則制定前の有期契 約労働者の労働条件と同一であること、労働組合との 交渉がなく、Xらが同規則の労働条件を受け入れたと 認めるに足りる証拠もないこと、上記不支給を定めた 同規則の合理性について使用者が特段の立証をしない ことから、同規則の制定のみをもって、無期転換後の 損害金の支払義務を①事件被控訴人兼控訴人(一審被 告) Y社および②事件被控訴人兼控訴人(一審被告) Y社が負わないと解するべき根拠は認められないとさ れた例(井関松山製造所事件・高松高裁令元.7.8判決, 井関松山ファクトリー事件・高松高裁令元.7.8判決)

.....1208-25

その他:不利益変更 労働契約の内容である労働条件 は、労働者と使用者との個別の合意によって変更する ことが可能である (労働契約法8条) が、使用者が提 示した労働条件の変更が賃金や退職金に関するもので ある場合には、当該変更を受け入れる旨の労働者の行 為があるとしても、労働者が使用者に使用されてその 指揮命令に服すべき立場に置かれており、自らの意思 決定の基礎となる情報を収集する能力にも限界がある

ことに照らせば、当該行為をもって直ちに労働者の同 意があったものとみるのは相当でなく. 当該変更に対 する労働者の同意の有無についての判断は慎重にされ るべきであるとされた例(社会福祉法人佳徳会事件・ 熊本地裁平30.2.20判決) …… 1193-52

「その他:不利益変更」 労働条件変更にかかる同意の有 無については、当該行為を受け入れる旨の労働者の行 為の有無だけでなく、当該変更により労働者にもたら される不利益の内容および程度, 労働者により当該行 為がされるに至った経緯およびその態様、当該行為に 先立つ労働者への情報提供または説明の内容等に照ら して、当該行為が労働者の自由な意思に基づいてされ たものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在 するか否かという観点からも、判断されるべきものと 解するのが相当であるとされた例(社会福祉法人佳徳 会事件·熊本地裁平30.2.20判決) ······ 1193-52

|その他:不利益変更| 原告xにとって,期間の定めの 有無は賃金および退職金等と同様に重要な事項である といえるから、本件において、Xが、被告Y会との雇 用契約を期間の定めのある雇用契約へと変更する同意 があったか否かについては、労働条件変更にかかる労 働者の同意の有無についての判断基準に従って判断す るとされた例(社会福祉法人佳徳会事件・熊本地裁平 

│その他:船員法43条に基づく雇入契約の当然承継│ 船 員の雇用を保護するために、船員法43条1項および2 項が、船舶の譲渡に伴って譲渡人と船員との雇入契約 が終了し, 同契約が譲受人に承継されるという趣旨は 合理的であって、船員の雇用保護の必要性は、必ずし も長距離を移動する船舶の船員に限られるものではな く、移動する距離の長短のみと相関関係にあると認め るに足りる証拠もない以上, 移動する距離の長短を問 わず同条項を適用し、これに伴って営業の自由および 採用の自由が一部制約されるとしても、公共の福祉に 基づく合理的な制約として立法裁量の範囲内にあると いうべきであるから、本件において船員法43条1項お よび2項を適用することが営業の自由および採用の自 由を不当に制約し、憲法22条1項および29条に反する ということはできないとした一審判断が維持された例 (協和海運ほか事件・東京高裁平30.4.25判決)

.....1193-5

その他:不利益変更 本件改定について,本件改定に よる不利益の程度は僅少であるとはいいがたいから、 本件改定のうち皆勤手当の廃止にかかる部分が、その ような不利益を労働者に法的に受忍させることを許容 できるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容の ものである場合において、その効力を生ずるものとい うべきであるとされた例(九水運輸商事事件・福岡高 裁平30.9.20判決)……………………………1195-88

その他:不利益変更 本件改定のうち皆勤手当の廃止 に関する部分が、労働契約法10条にいう合理的なもの に当たると認めることはできないとされた例(九水運 輸商事事件・福岡高裁平30.9.20判決)………1195-88

「その他:商業使用人」 原告 X は、被告 Y 社との間で代 理店契約を締結したうえ、自らA社を設立して相当数 の従業員を雇用し、自らの危険と計算の下に本件業務 を遂行していたものであるとされた例(ベルコ[代理店 代表社員] 事件·札幌地裁平30.12.25判決) ··· 1197-25

その他: 商業使用人 Y社は、支社および代理店を一 体的な組織であるかのように運用しようとし、Xを含 む代理店に対して相当程度強い統制を及ぼしていたも のであるが、その多くはY社事業を全国的に展開する という代理店契約の趣旨ないし性質から導かれるもの とみることができるうえ、その統制は、Xに対する指 揮命令と評価できるほど強固なものであったわけでは ないのであって、Xがこうした統制を受けていたから といって、直ちにXがY社の指揮命令下にある商業使 用人であることが基礎付けられるとはいえないとされ た例(ベルコ[代理店代表社員]事件・札幌地裁平30.12. 25判決) ...... 1197-25

その他:商業使用人 Xは、自らの意思でY社との間 で代理店契約を締結し、独立した事業者として事業活 動を営んでいたのであって、Xは実態としても代理商 に当たるというべきであり、 Xが代理商に当たること をY社が主張することが信義則に反し、または権利の 濫用に当たるというべき事情を認めるに足りる証拠は ないとされた例(ベルコ〔代理店代表社員〕事件・札 幌地裁平30.12.25判決) …………………… 1197-25

その他:労働者供給基本契約と労契法19条の適用 労 働組合との労働者供給契約が、会社が供給の申込みを した供給労働者と会社との間で、別途雇用契約が締結 されることを当然の前提としている以上、労働者供給 契約に基づく会社からの供給申込みが契機となるから といって、労働者と会社との契約関係に労契法および 労基法の適用を否定すべき理由はないとした一審判断 が維持された例(国際自動車ほか〔再雇用更新拒絶・ 本訴〕事件・東京高裁平31.2.13判決)………1199-25

その他:労働者供給基本契約と労契法19条の適用 | 労 働者供給契約の締結により、契約期間の満了した労働 者に対して供給申込みをするか否かが使用者の自由裁 量に委ねられ、有期雇用契約の更新について労契法19 条が適用されなくなるとの解釈は、労働者供給契約を 締結することによって、有期労働者を制限なく雇止め することが可能になり, 労働者保護の観点から労働者 供給事業の原則禁止を定めた職業安定法44条の趣旨に 反するとした一審判断が維持された例(国際自動車ほ か〔再雇用更新拒絶・本訴〕事件・東京高裁平31.2.13 判決) ………………………………………1199-25

その他:労働契約と異なる就業規則 労働契約で用い られている用語につき、就業規則が一般に理解される 意味とは異なる特別の意味で用いているからといっ て, 就業規則での特別の意味で解釈することは, 労働 者と使用者の個別の合意による労働契約の内容を使用 者のみの制定による就業規則に基づいて変更し、就業 規則を優先させることに等しく、使用者による労働者 に対する労働条件の明示義務(労働基準法15条)およ び理解促進の責務 (労働契約法4条) ならびに労使の 対等な立場における合意原則(労働契約法1条,3条 1項, 8条, 9条本文, 労働基準法2条1項) の趣旨 に反し, 労働者に対し予測不可能な労働条件を押し付 ける不意打ちにもなりかねないから、 労働契約締結以 前にその就業規則も示して、就業規則の内容が労働契 約そのものとなり、労働契約の用語を就業規則での特 別の意味で用いることが労働契約に取り込まれたとい える場合に当たらない限り、労働契約法7条但書の趣 旨に従い、その労働契約はやはり一般に理解される意 味で解釈されるべきである(就業規則の最低基準効に 抵触する場合は除く)とされた例(グレースウィット 事件・東京地裁平29.8.25判決)······1210-77

# 賃金・一時金・退職金

未払賃金 民法536条2項による休職期間中の賃金請 求につき、原告Xが労災保険給付(休業補償給付およ び特別支給金)を受領したことをもって、A・B・C 事件被告Y1社の支払うべき賃金額を減ずるべきこと にはならないとされた例(プラネットシーアールほか 事件・長崎地裁平30.12.7判決)………1195-5

│未払賃金 │ 上告人(二審控訴人・一審原告) X の本件 各未払賃金の元本部分について認容(自判)され、その 遅延損害金の起算日について高裁に差し戻された例 (平尾事件・最高裁一小平31.4.25判決)……1208-5

│賃金減額│ 新人事制度導入に伴う裁量労働適用除外等 による本件減給について、違法ないし無効事由は認め られないとして、原告Xの被告Y社に対する差額賃金 請求および未払業績年俸請求は、その余の点について 判断するまでもなく、理由がないとされた例(テクノ マセマティカル事件・東京地裁平29.2.24判決)

.....1191-84

│賃金減額│ 菓子および清涼飲料水の製造販売を営む被 告Y社に中途採用された原告Xが、営業部から製造部 へ配置転換された後に、個別的合意があった基本給・ 職務手当・調整手当の額が減額されたことにつき、X の同意がなく行われたもので無効であると判示され、

差額賃金(毎月7万円)の支払請求とともに、減額前 の額でそれらの支給を受ける権利を有する地位確認請 求が認容された例(キムラフーズ事件・福岡地裁平31. 4.15判決) .......1205-5

割増賃金 労基法37条は、同条等に定められた方法に より算定された額を下回らない額の割増賃金を支払う ことを義務付けるにとどまり、使用者に対し、労働契 約における割増賃金の定めを同条等に定められた算定 方法と同一のものとし、これに基づいて割増賃金を支 払うことを義務付けるものとは解されないとした一審 判断が維持された例(シンワ運輸東京〔運行時間外手 当・第1〕事件・東京高裁平30.5.9判決) …… 1191-52 | 割増賃金 | 控訴人(一審原告) Xらが配送する荷物の 受託先から被控訴人(一審被告) Y社が得られる運賃 収入を基礎に算定される運行時間外手当も、当該手当 額が実労働時間を基礎に労基法37条所定の計算方法に よって算出した割増賃金の金額に不足する場合にはそ の差額をXらに取得させることとされていたのである

裁平30.5.9判決) …………………………1191-52 割増賃金 実際には長時間の時間外労働を恒常的に労 働者に行わせることを予定していたわけではないこと を示す特段の事情が認められる場合はさておき、通常 は、基本給のうちの一定額を月間80時間分相当の時間 外労働に対する割増賃金とすることは、公序良俗に違 反するものとして無効とすることが相当であるとされ

た例 (イクヌーザ事件・東京高裁平30.10.4判決)

から、当該手当は割増賃金として支給されていたもの

と認められ、同条に違反する点はないとされた例(シ

ンワ運輸東京〔運行時間外手当・第1〕事件・東京高

.....1190-5

割増賃金 被控訴人兼附帯控訴人(一審被告) Y社の 賃金規程の規定ぶりからして、本件固定残業代の定め は、控訴人兼附帯被控訴人(一審原告) X につき少な くとも月間80時間に近い時間外勤務を恒常的に行わせ ることを予定したものといえ、現実の勤務状況も、そ のような長時間労働を恒常的に行わせることが予定さ れていたことを裏付けるものであったとされた例(**イ** クヌーザ事件・東京高裁平30.10.4判決)……1190-5 | 割増賃金 | Y社における本件固定残業代の定めは、労

働者の健康を損なう危険のあるものであり、公序良俗 に違反するものとして無効とすることが相当であると して、本件固定残業代の定めを有効とした一審判決を 変更しXの請求が認められた例(イクヌーザ事件・東 京高裁平30.10.4判決) ……………1190-5

| 割増賃金 | 月45時間の残業に対する時間外賃金を定額 により支払う旨の合意があったと解することはでき ず、また部分的無効を認めると、とりあえずは過大な 時間数の固定残業代の定めをしたうえで、それを上回 る場合のみ残業手当を支払っておくとの取扱いを助長 するおそれがあるから、本件固定残業代の定め全体を 無効とすることが相当とされた例(イクヌーザ事件・ 東京高裁平30.10.4判決) ......1190-5

割増賃金 本件固定残業代は、時間外労働に対する対 価であると認めることはできないから、基礎賃金に含 まれるとされた例 (PMKメディカルラボほか1社事 件・東京地裁平30.4.18判決)…………1190-39

|割増賃金|| 労基法37条4項,同法施行規則21条は,時 間外割増賃金の基礎となる賃金から除外される賃金を 規定しているところ、これらの賃金が除外される趣旨 は,「家族手当」,「住宅手当」などであれば,同一時間 の時間外労働に対する割増賃金額が労働の内容や量と は無関係な労働者の個人的事情で変わるのは相当でな いとの理由で除外されたものであり,「臨時に支払わ れた賃金」であれば、労基法37条3項に規定する「通 常の労働時間又は労働日の賃金」とはいえないことか ら除外されたものであるとされた例(PMKメディカ ルラボほか 1 社事件・東京地裁平30.4.18判決)

.....1190-39

|割増賃金| 本件業績給等については,支給事由の発生 が不確定なものといえるから,「臨時に支払われた賃 金」に当たると解されるとし、本件住宅手当について も、労働の内容や量とは無関係な労働者の個人的事情 に基づいて支給されるものというべきとし,双方とも, 割増賃金の基礎となる賃金に当たらないとされた例 (PMKメディカルラボほか1社事件·東京地裁平30. 4.18判決) ………………………1190-39

**|割増賃金 |**被告Υ社の計算に従って,未払割増賃金15 万1666円の支払いが認められた例(テクノマセマティ カル事件・東京地裁平29.2.24判決) ………1191-84

|割増賃金| 控訴人(一審原告) X らの労働時間数,受 領した手当・報酬額等に照らして, 控訴人(一審原告) X<sub>1</sub>の未払残業代請求は、285万2162円およびこれに対 する遅延損害金の支払いを求める限度で理由があり, また, 控訴人 (一審原告) X2の未払残業代請求は, 118万7383円およびこれに対する遅延損害金の支払い を求める限度で理由があるとされた例(ミヤイチ本舗 事件·東京高裁平30.10.17判決) ······1202-121

割増賃金 定額残業代の合意が有効となるためには、 通常の労働時間の合意に当たる部分と時間外・休日・ 深夜の割増賃金に当たる部分とを判別できるものであ ることを要するところ,被控訴人兼控訴人(一審被告) Y社の給与規程はその要件を満たすものであり、本件 特約は定額残業代の定めとして有効であって、基礎賃 金には、職能手当は含まないと解するのが相当とされ た例(結婚式場運営会社A事件・東京高裁平31.3.28判 割増賃金 支給が合意された定額残業代の額を超える 時間外労働等が行われた場合に、その超過分について 割増賃金が別途支払われることは労働基準法上当然に 求められるから、差額の精算合意を定額残業代の定め の有効要件とする必要はないとされた例(結婚式場運 営会社A事件・東京高裁平31.3.28判決) ······ 1204-31

割増賃金 職能手当は基礎賃金の約109時間分にも当 たり、実際の勤務体系とはかけ離れたものであること、 定時より後に業務が行われているにもかかわらず. タ イムカードによる従業員の出退勤管理を行っておら ず、残業代を支給したことも計算したこともないこと 等から定額残業代の定めを公序良俗違反とした一審判 断を否定し、時間外労働等の対価でないとはいえない とされた例(結婚式場運営会社A事件·東京高裁平31. 

割増賃金 | 控訴人(一審原告) X は労基法 9 条の「労 働者」に該当するとは認められないから、Xに労基法 37条1項は適用されず、同条に基づく時間外労働割増 賃金支払請求権が成立する余地がないとした一審判断 が維持された例(企業組合ワーカーズ・コレクティブ 轍・東村山事件・東京高裁令元.6.4判決) …… 1207-38

割増賃金 時間外労働等の割増賃金の算定方法は労基 法37条等に定められた方法により算定された額を下回 らない額の割増賃金を支払うことを義務付けるにとど まるものと解され、労働者に支払われる基本給や諸手 当にあらかじめ含めることにより割増賃金を支払うと いう方法自体が直ちに同条に反するものではなく. 使 用者は、労働者に対し、雇用契約に基づき、時間外労 働等に対する対価として定額の手当を支払うことによ り、同条の割増賃金の全部または一部を支払うことも でき、雇用契約においてある手当が時間外労働等に対 する対価として支払われるものとされているか否か は、雇用契約にかかる契約書等の記載内容のほか、具 体的事案に応じ、使用者の労働者に対する当該手当や 割増賃金に関する説明の内容,労働者の実際の労働時 間等の勤務状況などの事情を考慮して判断すべきであ るとされた例(国・茂原労基署長〔株式会社まつり〕 事件・東京地裁平31.4.26判決)………1207-56

│**割増賃金**│ 亡Kの雇用契約において固定残業代が時間 外労働等に対する対価として支払われているものとは されておらず、ひいては固定残業代が雇用契約の内容 とはなってはいないとされた例(国・茂原労基署長〔株 式会社まつり〕事件・東京地裁平31.4.26判決)

.....1207-56

割増賃金 被告Y社が亡Kに支払うべき割増賃金の額 は536万9347円であり、原告 X はその 3 分の 2 を相続 したから、357万9565円および遅延損害金の支払いを 受けるべきであるが、Y社に付加金の支払いを命じる

のは相当でないとされた例(日産自動車〔管理監督者 性〕事件・横浜地裁平31.3.26判決)………1208-46 | 賞与:退職年度の期末手当 | 大和銀行事件(最一小判 昭57.10.7), 京都新聞社事件(最一小判昭60.11.28) を参照し、賞与には多面的な意味があることを踏まえ れば、在籍用件の設定自体は不合理なものということ はできないとされた例(JR東日本〔退職年度期末手 当〕事件·東京高裁平29.12.13判決) ········ 1200-86 | 賞与:退職年度の期末手当 | 期末手当の意味付けとし て、基本的に調査期間の勤務に対応する賃金の意味の ほか、功労報償的な意味、生活補填的な意味および将 来の労働への意欲向上策としての意味も有しているも

のとみることができ, 在籍用件の設定は, それ自体が

不合理なものとはいえないとされた例(JR東日本[退

職年度期末手当〕事件・東京高裁平29.12.13判決)

.....1200-86

賞与:退職年度の期末手当 本件在籍用件について は、4月生まれの定年退職者が受ける不利益が最も大 きいものの、いずれの月生まれの者も段階的に同様の 不利益を受けているものであるから,控訴人(一審原 告) Xらの主張のように、4月生まれの定年退職者だ けが特別に差別的取扱いをされているとはいえないと された例(JR東日本〔退職年度期末手当〕事件・東 京高裁平29.12.13判決) ...... 1200-86

「退職扱いと賃金 原告Xの休職期間中の賃金請求およ び未払いの割増賃金請求が認められ、同割増賃金と同 額の付加金の支払いも認められた例(エターナルキャ ストほか事件・東京地裁平29.3.13判決)……1189-129

退職金 | 懲戒解雇を理由とする退職金の不支給に関し て、被告・反訴原告 Y 社の退職金制度は賃金の後払い 的性格および功労報償的性格の色彩が強いものである として, 本件不支給規定の適用は, 退職一時金の6割 である189万0369円を不支給とする限度でのみ合理性 を有するとされた例(KDDI事件・東京地裁平30.5. 30判決) ……………1192-40

退職金 原告 X・被告 Y 社間での自由定年制度適用の 合意が成立していないこと、 Xが Y社に対してメール で自由定年制度の申出を撤回していることが認めら れ、合意の要件を満たしていないから、自由定年制度 に基づく退職金請求は認められないとされた例(化学 メーカー C社 [有機溶剤中毒等] 事件・東京地裁平30. 7.2判決)…………1195-64

**|解雇と賃金|** 原告Ⅹと被告Y学園の間の雇用契約の内 容は、合意書等の記載内容に即して判断するのが、当 事者の通常の合理的意思に沿い、相当であるとして、 本件解雇の日である平成28年3月30日から更新限度と された30年3月31日までの賃金を求めることができる と認めるのが相当であるとされた例(学校法人名古屋 カトリック学園事件・名古屋地裁岡崎支部平30.3.13 判決) ………………………1191-64

| **解任と賃金** | 控訴人兼附帯被控訴人(一審原告) Xの 常務理事解任後も嘱託職員としての再雇用契約は継続 していたと認められるとして、未払賃金および退職金 の請求が認容された例(佐世保配車センター協同組合 事件·福岡高裁平30.8.9判決) ····· 1192-17

解雇と賃金 役付手当について、雇用契約上確実に支 給されたであろう賃金とまで認めることはできないと された例(協和海運ほか事件・東京高裁平30.4.25判決)

解雇と賃金 賞与について、雇用契約上確実に支給さ れたであろう賃金とはいえないとした一審判断が維持 された例(協和海運ほか事件・東京高裁平30.4.25判決)

| 解雇と賃金 | 被控訴人兼控訴人(一審原告) X<sub>1</sub>らが, 船員法43条2項により従前と同一条件の雇入契約が存 するものとみなされる被控訴人兼控訴人(一審被告) Y4社に対し、未払賃金として請求できるのは、労働 実態等に照らして控訴人兼被控訴人(一審被告)Y」 社との雇用契約上確実に支給されたであろう賃金であ るとして, 基本給に加えて, 各時間外手当, 有休食料 金、課税食料金も X<sub>1</sub>らが確実に支給されたであろう 賃金と認めるのが相当であるとして、一審判断が一部 変更された例(協和海運ほか事件・東京高裁平30.4.25 判決) ......1193-5

解雇と賃金 失業していない期間に失業手当の受給を 受けたのであれば、その分はいわゆる不当利得に当た り、雇用保険を管掌する政府に対して返還すべきもの であって、被告Yとの間で未払賃金からの控除その他 の方法により調整を図るべき金員ではないとされた例 (横浜A皮膚科経営者事件・横浜地裁平30.8.23判決)

|解雇と賃金 | 原告 X は労働者に該当せず、そもそも、 Xと被告Y社との法律関係が労働契約であるというこ とはできないから、Xの賃金支払請求を認めることも できないとされた例 (セブンーイレブン・ジャパン [共 同加盟店主]事件・東京地裁平30.11.21判決)

.....1204-83

.....1201-68

.....1193-5

「その他:テスト出局中の賃金 休職者は事実上,テス ト出局において業務を命じられた場合にそれを拒否す ることは困難な状況にあるといえるから、単に本来の 業務に比べ軽易な作業であるからといって、賃金請求 権が発生しないとまではいえず、当該作業が使用者の 指示に従って行われ、その作業の成果を使用者が享受 しているような場合等には, 当該作業は, 業務遂行上, 使用者の指揮監督下に行われた労働基準法11条の規定 する「労働」に該当するものと解され、無給の合意が

あっても、最低賃金法の適用により、テスト出局につ いては最低賃金と同様の定めがされたものとされて. これが契約内容となり(同法4条2項),賃金請求権が 発生するとして、一審判決が一部変更された例(NH K 〔名古屋放送局〕事件・名古屋高裁平30.6.26判決) .....1189-51

その他:テスト出局中の賃金 控訴人(一審原告) X の行った作業が、X処遇区分の賃金に相当する対価に 見合う労務を提供したものと認めることは困難であ り、労働契約上の本来の債務の本旨に従った労務の提 供を行ったとはいえず、職員給与規程による賃金の支 払請求は認められないとされた例(NHK〔名古屋放 送局〕事件·名古屋高裁平30.6.26判決)······1189-51 │その他:テスト出局中の賃金│ ①Xが本件テスト出局 中に上司の指示に従って被控訴人(一審被告)Y協会 の業務であるニュース制作に関与したこと、②Xが関 与したニュースは放映され、その成果をY協会が享受 したことから、この時間は労働基準法11条の規定する 労働に従事していたものであり、無給の合意があって も最低賃金の適用により、Y協会はXに対し、その労 働に対し最低賃金額相当の賃金を支払う義務を負うこ ととなる(労働基準法11条, 13条, 28条, 最低賃金法 2条, 4条1項, 2項) とされた例 (NHK [名古屋 放送局〕事件·名古屋高裁平30.6.26判決)····1189-51 「その他: 労基法24条1項」 控訴人兼附帯被控訴人(一 審原告) X が常務理事であったときに、回収困難となっ た取引先からの貸付金返済のため控除された金銭につ いて、Xの自由意思に基づいてなされたものであると 認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するとは いえず、労基法24条1項に違反するとして、一審判決 を変更し, 不当利得返還請求が認容された例(佐世保 配車センター協同組合事件・福岡高裁平30.8.9判決)

その他:激変緩和措置要求 給与,勤務時間その他の 勤務条件を対象とする措置要求において、条例の制定 改廃そのものを求める措置要求は不適法であるが、長 が条例の制定改廃の議案を議会に提出することを求め る措置要求は、公平委員会に権限がないから、あるい は管理運営事項だからという理由で一律に否定される

ことはないとした一審判断が維持された例(三木市・ 市公平委員会事件・大阪高裁平30.5.25判決)

.....1196-42

.....1192-17

その他:激変緩和措置要求 措置要求について、人事 委員会、公平委員会または地方公共団体の他の機関が 一定の措置をとる権限を有するか否かは、抽象的にで はなく事案ごとに個別に検討することを要するとした 一審判断が維持された例(三木市・市公平委員会事件・ 大阪高裁平30.5.25判決) ...... 1196-42 その他:激変緩和措置要求 市議会に対して勧告する ことを求めるとの記載のない本件措置要求の要求書 は、条例の制定改廃そのものを求めているのではなく、 市長に対し給与条例の改正案を議会に提出するよう勧 告することを求めているものと理解することができ. 公務員の労働基本権制約への代償措置として認められ ている措置要求について, 要求書を理解するに当たり その間口をことさらに狭くするような解釈をすること は制度の趣旨に反し妥当でないとした一審判断が維持 された例(三木市・市公平委員会事件・大阪高裁平30. 5.25判決) …………………………1196-42

その他:激変緩和措置要求 市長の権限に属する事項 について措置要求を求める措置について、法律上の支 障その他権限行使を妨げる事情はうかがわれないとし た一審判断が維持された例(三木市・市公平委員会事 件 · 大阪高裁平30.5.25判決) · · · · · · 1196-42

その他:激変緩和措置要求 地公法46条に基づく勤務 条件に関する措置要求制度が公務員の労働基本権制約 の代償措置であることからすれば、控訴人(一審被告) Y市が主張する条例の制定改廃の持つ影響の大きさや 処分行政庁の体制などの事情は、市長の条例案の議会 提案を措置要求の対象から除外すべき根拠としては足 りないとされた例(三木市・市公平委員会事件・大阪 高裁平30.5.25判決) ...... 1196-42

その他:激変緩和措置要求 旧給与条例の規定が直ち に違法、無効であったものではないから、改正条例に よって被控訴人(一審原告)Xらに支給される給料が 急激に減額されることを緩和するために経過措置をと ることを検討することは考えられる選択肢というべき であって、現給保障または激変緩和措置を一切とるこ とができないとする法的根拠は見当たらないとされた 例(三木市・市公平委員会事件・大阪高裁平30.5.25判 決) ………………………………………………………1196-42

その他:激変緩和措置要求 給与条例の改正に伴い, 職務の等級および号給の切替えによって給与が大幅減 額となった市の一般行政職職員のなした現給保障また は激変緩和措置を講じることを求める措置要求は、地 公法46条に基づく措置要求の対象となる事項に該当し ないとしてなされた処分行政庁の却下判定は違法であ り、取消しを免れないとした一審判決が維持された例 (三木市·市公平委員会事件·大阪高裁平30.5.25判決) .....1196-42

その他:育休取得と増担手当 増担手当について, 増 担手当の支給要件の有無を通年での平均担当授業時間 を踏まえて判断し、事後的に支給要件を満たさなく なった場合に支給済みの増担手当の返還を求めるとい う被告Y法人の運用が直ちに不合理であるということ はできないが、年度の一部の期間について育児休業を

した場合に、その期間の担当授業時間を 0 時間として、 これと現に勤務して担当した授業時間とを通年で平均 することは、育児休業したことにより、育児休業をせ ずに勤務した実績までをも減殺する効果を有するもの であるというべきであり、かかる取扱いは、育児休業 をした者に対し、 育児休業をしたことを理由に、 当該 休業期間に不就労であったことによる効果以上の不利 益を与えるものであるから、育児介護休業法10条の「不 利益な取扱い」に該当するというべきであり、増担手 当の返還請求は、同条に違反し認められないと解する のが相当であるとされた例(学校法人近畿大学[講師・ 昇給等〕事件・大阪地裁平31.4.24判決)…… 1202-39 その他:弁済期 本件各未払賃金のうち,第1協約に より支払いが猶予されたものについては第2協約およ び第3協約が締結されたことにより、第2協約により 支払いが猶予されたものについては第3協約が締結さ

れたことにより、その後も弁済期が到来しなかったも のであり、これらについては、第3協約の対象とされ た最後の支給分の月例賃金の弁済期であった平成28年 7月末日の経過後、支払いが猶予された賃金のその後 の取扱いについて、協議をするのに通常必要な期間を 超えて協議が行われなかったとき、またはその期間内 に協議が開始されても合理的期間内に合意に至らな かったときには、弁済期が到来するものと解されると された例 (平尾事件・最高裁一小平31.4.25判決)

その他:弁済期 二審が確定した事実関係の下におい ては、本件各未払賃金の弁済期を確定することはでき ないが、第1協約、第2協約および第3協約は、被上 告人(二審被控訴人・一審被告)Y社の経営を改善す るために締結されたものというべきであるところ, 平 成28年12月31日にY社の生コンクリート運送業務を行 う部門が閉鎖された以上、その経営を改善するために 同部門に勤務していた従業員の賃金の支払いを猶予す る理由は失われたのであるから、遅くとも同日には第 3協約が締結されたことにより弁済期が到来していな かった上告人(二審控訴人・一審原告)Xの賃金につ いても弁済期が到来したというべきであり、二審口頭 弁論終結時において、本件各未払賃金の元本221万 2720円の弁済期が到来していたことは明らかであると して、未払賃金等について二審判断が破棄された例(平 尾事件・最高裁一小平31.4.25判決)………1208-5

その他:固定残業代 | 出向手当を固定残業代とするこ とは、労働条件の不利益変更に当たるとしたうえで、 労働契約法8条, 山梨県民信用組合事件(最二小判平 28.2.19労判1136号6頁), および労働契約法10条に よって検討し、労働条件変更の合理性は認められない とされた例(グレースウィット事件・東京地裁平29.8.

25判決) ……………………1210-77

│**その他:固定残業代**│ 原告Dにかかる固定残業2万円 は、いわゆる固定残業代であり、残業代計算の割増賃 金からは除かれ、かつ、残業代の既払金として扱われ るべきものというべきであるとされた例(グレース ウィット事件・東京地裁平29.8.25判決) …… 1210-77 その他:固定残業代 固定残業代につき,時間数の明 示や差額支給の定めは要しないとされた例(グレース ウィット事件・東京地裁平29.8.25判決)……1210-77

# 労働時間・休日・休暇

| 労働時間 | 終業時刻について,控訴人兼被控訴人(一 審原告)Xが最終メール送信時刻から主張している日 については、メール送信時刻、あるいはその時刻に近 接するシャットダウンログの時刻までは、少なくとも 被控訴人兼控訴人(一審被告) Y社の指揮命令下に置 かれたものと評価でき、またXが、シャットダウンロ グ、あるいはログオフログから主張している日につい ては、Xがログオフした可能性が乏しいことをうかが わせる状況がなければ、その時刻まで業務の必要性が あったものと認めるのが相当であるが、シャットダウ ンログのみしかない日には、他に証拠がなければ、シ フト表をはじめとする他の指標を用いて終業時刻を認 定するのが相当とされた例(結婚式場運営会社A事 件 · 東京高裁平31.3.28判決) · · · · · · · 1204-31

**管理監督者性** 労基法上の管理監督者に該当するかど うかについては、①当該労働者が実質的に経営者と一 体的な立場にあるといえるだけの重要な職務と責任、 権限を付与されているか、②自己の裁量で労働時間を 管理することが許容されているか, ③給与等に照らし 管理監督者としての地位や職責にふさわしい待遇がな されているかという観点から判断すべきであるとの一 審判断が維持された例(コナミスポーツクラブ事件・ 東京高裁平30.11.22判決) ……………1202-70

| 管理監督者性 | 被控訴人・附帯控訴人(一審原告) X の職責や権限、勤務態様や待遇等に照らせば、Xが労 基法41条2号に定める管理監督者の地位にあったと認 めることはできないから、支店長職およびマネー ジャー職のいずれの立場にあった時についても、時間 外労働および休日労働に対する割増賃金が支払われる べきであるとされた例(コナミスポーツクラブ事件・ 東京高裁平30.11.22判決) …………1202-70

|管理監督者性| 労基法41条2号の趣旨は,管理監督者 は、その職務の性質や経営上の必要から、経営者と一 体的な立場において、労働時間、休憩および休日等に 関する規制の枠を超えて活動することが要請されるよ うな重要な職務と責任、権限を付与され、実際の勤務 態様も労働時間等の規制になじまない立場にある一 方. 他の一般の従業員に比して賃金その他の待遇面で その地位にふさわしい優遇措置が講じられていること や、自己の裁量で労働時間を管理することが許容され ていることなどから、労基法の労働時間等に関する規 制を及ぼさなくてもその保護に欠けるところはないこ とにあるとされた例(日産自動車〔管理監督者性〕事 件、横浜地裁平31.3.26判決)………1208-46

うかは、①当該労働者が実質的に経営者と一体的な立 場にあるといえるだけの重要な職務と責任、権限を付 与されているか、②自己の裁量で労働時間を管理する ことが許容されているか、③給与等に照らし管理監督 者としての地位や職責にふさわしい待遇がなされてい るかという観点から判断すべきであるとされた例(日 産自動車〔管理監督者性〕事件・横浜地裁平31.3.26判 決) ……………1208-46

│**管理監督者性**│ 被告Y社において課長職であった亡K は、自己の労働時間について裁量があり、管理監督者 にふさわしい待遇を受けていたものの、実質的に経営 者と一体的な立場にあるといえるだけの重要な職務と 責任,権限を付与されているとは認められないところ, これらの諸事情を総合考慮すると、Kが管理監督者に 該当するとは認められないと判断された例(日産自動 車〔管理監督者性〕事件・横浜地裁平31.3.26判決)

.....1208-46

年休: 労基法39条1項 日本外国語専門学校で非常勤 講師として有期雇用を反復継続してきた原告Ⅹュおよ び同X2について、年次有給休暇の取得要件のうち継 続勤務の要件を満たすとされ、当該日についての未払 賃金の請求が認められた例(学校法人文際学園〔外国 人非常勤講師ら〕事件・東京地裁平30.11.2判決)

.....1201-55

年休: 労基法39条1項 被告Y法人における契約更新 の実態や $X_1$ および $X_2$ の就労実態からすれば、学期の 前期と後期との間に約半月、後期と次年度の前期との 間には約2か月の期間があるとしても,これは日本外 国語専門学校が専門学校であり各学期間に講義が行わ れない期間が存在し、講師契約の性質上、この間も契 約関係を存続させておく実益が極めて乏しいことによ るもので、これらの期間が存在することは重視できな いとされた例(学校法人文際学園〔外国人非常勤講師 ら〕事件・東京地裁平30.11.2判決)………1201-55 |その他:労基法38条の2と時間外労働│ 就業規則の日 当に関する部分について、最高裁判決等で労基法38条 の2第1項の適用が排除されたとしても、平成20年就 業規則の事業場外労働みなし制の規定が無効となるに とどまり、当然に「変更後の就業規則の内容の相当性」

# 人 事・労 務

配転 本件配転命令に違法はないとされた例 (テクノ マセマティカル事件・東京地裁平29.2.24判決)

.....1191-84

配転 抗告人(債権者) X の配転命令および診療禁止命令に従う義務のないことの仮の定めならびに懲戒処分の事前差止めを求める申立てをいずれも却下した原決定を変更し、申立ての一部が認められた例(地方独立行政法人岡山市立総合医療センター〔抗告〕事件、広島高裁岡山支部平31.1.10決定)・・・・・1201-5

配転 Xへの配置転換命令につき、当該配置転換命令に業務上の必要性が存しない場合または業務上の必要性が存する場合であっても、当該配置転換命令が他の不当な動機・目的をもってなされたものであるとき、もしくは労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等、特段の事情の存する場合に権利濫用が認められるとした原審の判示を引用したうえで、本件では少なくとも信義則上、本件配転命令による変更前の職務から変更後の職務に異動させる高度の業務上の必要性が必要であるとされた例(地方独立行政法人岡山市立総合医療センター〔抗告〕事件・広島高裁岡山支部平31.1.10決定)…1201-5

配転 仮に、原告Xの勤務先を $A_5$ 店または近接店舗に限定する旨の合意が成立しているとまではいえないとしても、被告 $Y_1$ 社には、Xの勤務先が $A_5$ 店または近接店舗に限定するようにできるだけ配慮すべき信義則上の義務があるというべきであり、本件配転命令が特段の事情のある場合に当たるとして、権利濫用になるかどうか判断するに当たっても、この趣旨を十分に考慮すべきであるとされた例(ジャパンレンタカーほか〔配転〕事件・津地裁平31.4.12判決)……1202-58

配転 労働契約法は、労働契約の締結または変更に当たり仕事と生活の調和にも配慮することを要求しており、転居を伴う配置転換は労働者の社会生活に少なからず影響を及ぼすところ、配置転換が労働者の社会生活に与える影響や仕事と生活の調和への配慮に欠けることが、慰謝料請求権の発生原因となる余地を直ちに否定することはできないとされた例(一般財団法人あんしん財団事件・東京高裁平31.3.14判決)……1205-28

配転 配置転換の内示は、使用者の労働者に対する人事権の行使としての配転命令に先立ち、転勤を受諾するかどうかについて検討する機会を与えるための事前の告知であり、これによって人事異動の効力を生ずる

降格 精神的な疾患に罹患して休職していた控訴人 (一審原告) X<sub>1</sub>につき,一時的に一般職として復職 させ,その後の経過次第で元の等級に戻すことが予定 されている場合,当該一時的な一般職への降格に伴い 降給等の不利益が生じることは,人事権の濫用とは認 められないとした一審判断が維持された例(一般財団 法人あんしん財団事件・東京高裁平31.3.14判決)

.....1205-28

休職 原告 X は、本件休職期間満了時においても、規則正しく定時に勤務できる状態にまで回復していたとはいえず、自己の精神疾患に対する病識が欠如し、復職後における自己のストレス対処も不十分な状況にあったことなどの事情を総合考慮すると、休職前に勤務していた送電部門に復職したとしても、精神疾患の症状を再燃させ、あるいは悪化させて、就労に支障が出るおそれが大きい状態であったことから、Xの休職事由が消滅しているとはいえないとされた例(東京電力パワーグリッド事件・東京地裁平29.11.30判決)……1189-67

休職 被告Y社の就業規則は、休職中の者が休職期間 を満了してもなお復職不能のときは休職期間満了をもって退職するとしており、Y社における休職制度は、休職期間中の使用者による解雇を制限し労働者の地位を保全するものであるということができることからすれば、休職期間が満了する前に休職原因が消滅したことについては、労務の提供ができなかったにもかかわらず解雇権を留保されていた労働者が主張立証責任を

負うと解するのが相当とされた例(綜企画設計事件・ 東京地裁平28.9.28判決)…………1189-84

**| 休職 |**  Y 社就業規則でいう休職原因である「復職不能」 の事由の消滅については、労働契約において定められ た労務提供を本旨履行できる状態に復することと解す べきことに鑑みると、基本的には従前の職務を通常程 度に行うことができる状態にある場合をいうものであ るが、それに至らない場合であっても、当該労働者の 能力、経験、地位、その精神的不調の回復の程度等に 照らして、相当の期間内に作業遂行能力が通常の業務 を遂行できる程度に回復すると見込める場合を含むも のと解するのが相当とされた例(綜企画設計事件・東 京地裁平28.9.28判決) ...... 1189-84

|休職 | 休職原因がうつ病等の精神的不調にある場合に おいて、一定程度の改善をみた労働者について、いわ ゆるリハビリ的な勤務を実施したうえで休職原因が消 滅したか否かを判断するに当たっては、当該労働者の 勤怠や職務遂行状況が雇用契約上の債務の本旨に従い 従前の職務を通常程度に行うことができるか否かのみ ならず、相当の期間内に作業遂行能力が通常の業務を 遂行できる程度に回復すると見込める場合であるか否 かについても検討することを要し、その際には、休職 原因となった精神的不調の内容、現状における回復程 度ないし回復可能性、職務に与える影響などについて、 医学的な見地から検討することが重要になるというべ きであるとされた例(綜企画設計事件・東京地裁平28. 

**|休職 | 休職期間中であった従業員が復職するに際して** は、使用者においても、復職のための環境整備等の適 切な対応を取ることが求められるが、その個別具体的 な内容については, 法令等で明確に定められているも のではなく, 使用者が事業場の実情等に応じて, 個別 に対応していくべきものといえるとされた例(ビー ピー・カストロールほか事件・大阪地裁平30.3.29判決)

|休職 | 被告Y₁社は原告Xの復帰について一応の業務 軽減等の措置を取っており、復帰プログラムという形 態での支援がなかったとしても、それをもってY」社 が環境整備等の義務を怠ったとまではいえないとされ た例(ビーピー・カストロールほか事件・大阪地裁平 30.3.29判決) · · · · · · · 1189-118

.....1189-118

**休職**  $Y_1$ 社において、Xか被告 $Y_2$ のいずれかを他に 配転するような義務があるとまでは認められないとさ れた例(ビーピー・カストロールほか事件・大阪地裁 平30.3.29判決) · · · · · · · · 1189-118

| 休職 | 双極 I 型障害を発症し休職していた原告 X につ き, 平成24年4月1日以降において, Xが被告Y社に 復職して本件雇用契約における債務の本旨に従った労

務の提供ができたとは認められないとされた例(帝人 ファーマ事件・大阪地裁平26.7.18判決)……1189-166 **|休職 ||** Y社におけるリハビリ勤務とは,就業時間が制 限されたり、時間外労働や出張が禁止されたりするな ど、労務の一部または全部の軽減を伴うものであるか ら、このようなリハビリ勤務は、雇用契約における債 務の本旨に従った労務の提供とは評価することができ ないとされた例(帝人ファーマ事件・大阪地裁平26.7. 18判決) …………1189-166

**|休職|** 管理職であったⅩについては,配転・降格とも に困難を伴うことから、セーフス担当以外の職務をみ ても、Y社において、Xを現実的に配置して労務の提 供を受けることが可能な職務が存在したとは認められ ないとされた例(帝人ファーマ事件・大阪地裁平26.7. 18判決) …………1189-166

退職勧奨 原告 X が経理業務の主担当から外されたこ とに不満を持ち、あっせんの申立てをしたり、弁護士 に交渉を委任すること自体は何ら不当ではなく、被告 Y」社がXを経理業務の主担当から外した経緯等を踏 まえても、被告Y2やBによる本件退職強要行為2が 正当化される余地はなく、その態様の悪質性からして も違法というほかないとされた例(エターナルキャス トほか事件・東京地裁平29.3.13判決)……1189-129

■退職勧奨 Xに専門的な知識や経験を要する本件レ ポートを短期間に作成させ、その出来が芳しくなかっ たことに藉口して、AおよびBがXに経理業務等から の配転に同意するよう責め立てたこと、さらにXの清 掃業務との発言を取り上げて、雇用条件を正社員から パート社員に変更したうえで、事業所において清掃ス タッフとして勤務することに同意するよう言葉巧みに 迫り、これに同意できない場合には辞職するほかない かのように仕向けたこと(本件退職強要行為3,4)は 違法と認められるとされた例(エターナルキャストほ か事件・東京地裁平29.3.13判決)………1189-129

|退職勧奨| 違法なパワハラ行為といった損害賠償責任 を認めるべき不法行為があったものと評価すべき事情 があるということはできないなどとして請求を棄却し た一審判断を取り消し、社会的相当性を逸脱する違法 な退職勧奨があったとされた例(公益財団法人後藤報 恩会ほか事件・名古屋高裁平30.9.13判決)

.....1202-138

退職勧奨 | 被控訴人(一審被告) Y<sub>2</sub>らの言動につい て、Y2らと控訴人(一審原告) Xの地位,立場等に照 らし、Xにとっては職場からの排除を示唆されたと感 じ得るものであり、退職勧奨の趣旨を含むとされた例 (公益財団法人後藤報恩会ほか事件・名古屋高裁平30.

9.13判決) …………1202-138

「ハラスメント:パワハラ 暴行・暴言を受けたとする

原告Xの主張について、Xからの伝聞以外には暴行等 があったことを裏付ける証拠がなく、Xが被告Yoの 言動を否定的に受け止める傾向があることが否定でき ないこと等からすれば、Xの主張は採用できないとさ れた例(いなげやほか事件・東京地裁平29.11.30判決)

.....1192-67

**ハラスメント:パワハラ** Y<sub>2</sub>が, Xに対し, 複数回に わたって仕事ぶりが幼稚園児以下であるとの発言や. 「馬鹿でもできるでしょ」との発言をしたことは、不 法行為に該当するとされた例(いなげやほか事件・東 京地裁平29.11.30判決) ……………1192-67

ハラスメント:パワハラ Y<sub>2</sub>による不法行為が被告 Y1社の事業の執行につき行われたことは明らかであ るから、Y1社は民法715条に基づき、使用者責任を負 うとされた例(いなげやほか事件・東京地裁平29.11. 30判決) ------------------1192-67

「ハラスメント:パワハラ | Y₂が, Xに対し, 暴言をし たこと(不法行為)により X が精神的苦痛を受けたと は認められるものの、これに起因してY1社を退職す るに至ることまでが通常生ずべき結果であるとまでは いえず、退職によって喪失した賃金相当額が、不法行 為との間で相当因果関係を認めることはできないとさ れた例 (いなげやほか事件・東京地裁平29.11.30判決)

.....1192-67

**ハラスメント:パワハラ** 上司であるGやHの亡Kに 対する一連の叱責が、業務上の指導の範囲を逸脱し、 社会通念上違法なものであったとまでは認められない し、その他の事情からしてもGやHが何らかの不法行 為責任を負うものとまでは認められず、被告Y社の使 用者責任を求める原告Xの請求は、その前提を欠き理 由がないとされた例(ゆうちょ銀行〔パワハラ自殺〕 事件・徳島地裁平30.7.9判決) …………1194-49

|ハラスメント:パワハラ| 業務上の指導を逸脱したい じめ行為と評価された上司であるB事件被告Y3によ る叱責行為等について、原告Xの人格権等を違法に侵 害する不法行為に当たるとされた例(プラネットシー アールほか事件・長崎地裁平30.12.7判決)……1195-5

|ハラスメント:マタハラ| 原告Ⅹにとって,本件正社 員契約を解約して本件契約社員契約を締結する合意に より得る法的地位は、これをせずに育児休業終了を迎 えた場合に置かれる地位と比較して有利なものであ り、本件合意は、その当時のXの状況に照らせば、必 ずしもただちにXに不利益な合意とまではいえず、そ うであるからこそ、Xは子を入れる保育園が決まらな いという事情を考慮し、被告Y社代表者から本件契約 社員契約の内容につき説明を受け理解したうえで, 本 件合意をしたと認められるので、これがXの真意によ らないY社の強要によるとは認められず,本件合意は,

Xに対する均等法9条3項および育介法10条にいう不 利益な取扱いに当たらないとされた例(ジャパンビジ ネスラボ事件・東京地裁平30.9.11判決) …… 1195-28

ハラスメント:マタハラ 育児介護休業法23条の2に おける規定の文言や趣旨等に鑑みると、当該規定は、 育児のための所定労働時間の短縮申出を理由とする不 利益取扱いを禁止し、育児のための所定労働時間の短 縮措置を希望する労働者が懸念なく同申出をできるよ うにしようとする目的を実現するために、これに反す る事業主による措置を禁止する強行規定として設けら れたものと解するのが相当であり、育児のための所定 労働時間の短縮申出および同措置を理由として解雇そ の他不利益取扱いをすることは、同条に違反するもの として違法であり、無効であるというべきであるとさ れた例(フーズシステムほか事件・東京地裁平30.7.5 

|ハラスメント:マタハラ| 育児介護休業法23条の2の 対象は事業主による不利益な取扱いであるから、労働 者と事業主との合意に基づき労働条件を不利益に変更 したような場合には、事業主単独の一方的な措置によ り労働者を不利益に取り扱ったものではないから、直 ちに違法、無効であるとはいえないとされた例(フー ズシステムほか事件・東京地裁平30.7.5判決)

.....1200-48

「ハラスメント:マタハラ」 労働者の不利益変更にかか る合意は、もともと所定労働時間の短縮申出という使 用者の利益とは必ずしも一致しない場面においてされ る労働者と使用者の合意であり、かつ、労働者は自ら の意思決定の基礎となる情報を収集する能力にも限界 があることに照らせば、当該合意の成立および有効性 についての判断は慎重にされるべきであって、そうす ると、上記短縮申出に際してされた労働者に不利益な 内容を含む使用者と労働者の合意が有効に成立したと いうためには、当該合意により労働者にもたらされる 不利益の内容および程度、労働者が当該合意をするに 至った経緯およびその態様、当該合意に先立つ労働者 への情報提供または説明の内容等を総合考慮し、当該 合意が労働者の自由な意思に基づいてなされたものと 認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在すること が必要であるというべきであるとされた例(フーズシ ステムほか事件・東京地裁平30.7.5判決) …… 1200-48 ハラスメント:マタハラ 被告Y」社が原告Xとの間

でパート契約を締結したことは、育児介護休業法23条 の所定労働時間の短縮措置を求めたことを理由とする 不利益取扱いに当たるとされた例(フーズシステムほ か事件・東京地裁平30.7.5判決) …………1200-48

|ハラスメント:マタハラ| 育児介護休業法23条に従い, 嘱託勤務のままで所定労働時間の短縮措置をとるべき であったにもかかわらず、パート契約でなければ時短 勤務はできない旨の説明をしたうえで、Xの真に自由 な意思に基づかないで、嘱託社員からパート社員へ雇 用形態を変更する旨のパート契約を締結させ、事務統 括から事実上降格したことは、同法23条の2の禁止す る不利益取扱いに当たり, 不利益の内容や違法性の程 度等に照らし、Xに対する不法行為を構成するとされ た例(フーズシステムほか事件・東京地裁平30.7.5判 決) -------1200-48

**ハラスメント:パワハラ** パワハラの定義に該当する 行為があっても、それが直ちに不法行為に該当するも のではないと解され、それがいかなる場合に不法行為 としての違法性を帯びるかについては、当該行為が業 務上の指導等として社会通念上許容される範囲を超え ていたか、相手方の人格の尊厳を否定するようなもの であったか等を考慮して判断するのが相当であるとさ れた例(甲府市・山梨県〔市立小学校教諭〕事件・甲 府地裁平30.11.13判決) …… 1202-95

| ハラスメント:パワハラ | C校長が、犬咬み事故に関 して本件児童の父および祖父と面談した際、事故の被 害者である原告Xに何ら理由のない謝罪を強いた行為 は, Xに対し, 職務上の優越性を背景とし, 職務上の指 導等として社会通念上許容される範囲を明らかに逸脱 したものであり、Xの自尊心を傷つけ、多大な精神的 苦痛を与えたものといわざるを得ないとされた例 (甲 府市・山梨県〔市立小学校教諭〕事件・甲府地裁平30. 

| ハラスメント:パワハラ | 上司による一連の叱責や懲 罰がパワーハラスメントに該当するとした一審判断が 維持された例(松原興産事件・大阪高裁平31.1.31判決) .....1210-32

| **障害者雇用** | 被告Yにおいて原告Xの高次脳機能障害 という障害に応じた具体的な合理的配慮を提供するた めには、少なくとも本件処分当時、YにおいてXが高 次脳機能障害であることを認識し、または認識し得た ことが必要と解されるところ, Yは, 本件処分当時, Xが高次脳機能障害であることを認識し、または認識 し得たとは認められないとされた例(大阪府・府知事 [障害者対象採用職員]事件·大阪地裁平31.1.9判決) .....1200-16

□障害者雇用 □ 知的障害や発達障害を有する者は、その 障害が原因で、頑張って努力しても努力が報われず、 できるようにならないため、無力感や劣等感、自己否 定感を抱きやすく、ストレスへの耐性も他の人と比べ て低いという見方もあって、うつ病や適応障害といっ た二次障害に陥りやすいとされていること、亡Kが自 殺したのは、本件プレス機が停止する出来事があった 日の翌日の通勤途中であったことを合わせてみれば.

Kがうつ病などの精神障害を発症していた可能性もな いとはいえず、本件全証拠によっても業務以外に自殺 の原因となる要因は見当たらないから、被告Y社の業 務に対する心理的負荷がKの自殺を招いたものと推測 されるとされた例(富士機工事件・静岡地裁浜松支部 平30.6.18判決) ...... 1200-69

**障害者雇用** 障害者雇用促進法の規定を個別にまたは 全体としてみても、国または地方公共団体における 個々の職員の任用の根拠やその性質・内容を規律する ものとは解されないため、同法を根拠として、本件任 用を期間の定めのないものと認めることはできないと された例(吹田市[臨時雇用員]事件・大阪地裁平31. 2.13判決) ……………………1206-28

|障害者雇用| 障害者雇用促進法38条1項を地方公共団 体における職員の任用の根拠やその性質・内容を規律 する規定と解することはできず、原告Xの任用期間や 任用手続き、被告Y市が1年を超えて引き続きXを雇 用したことはないことからすれば、本件任用を「常時 勤務する職員」としての任用と解する余地はないとさ れた例(吹田市[臨時雇用員]事件・大阪地裁平31.2. 13判決) …………………1206-28

その他:診療禁止命令 抗告人(債権者) Xへの診療 禁止命令につき、使用者の業務命令権に基づくもので あり、その行使は、使用者の広範な裁量に委ねられる というべきであるとしながら、当該業務命令に業務上 の必要性が存しない場合や業務上の必要性がある場合 でも、不当な動機・目的をもってなされたもの、もし くは労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える 不利益を負わせるものであるとき等特段の事情がある 場合には権利濫用が認められるとした原審の判示を引 用したうえで、本件では少なくとも信義則上、高度の 業務上の必要性が必要であるとされた例(地方独立行 政法人岡山市立総合医療センター〔抗告〕事件・広島 高裁岡山支部平31.1.10決定) ......1201-5

その他:診療禁止命令 Xが診療行為や手術の担当を しなくなることにより、外科医師としての技能・技術 の質を低下させられ、また、その期間が継続すれば外 科専門医等の各資格の更新要件を満たすことができな くなり資格を更新することができなくなることが、X にとって通常甘受すべき程度を著しく超える不利益で あるとされた例(地方独立行政法人岡山市立総合医療 センター [抗告] 事件・広島高裁岡山支部平31.1.10決 定) -------1201-5

|その他:育休取得と昇給差別 │ 法は,事業主に対し, 育児休業期間を出勤として取り扱うべきことまで義務 付けているわけではないから、育児休業をした労働者 について、当該不就労期間を出勤として取り扱うかど うかは、原則として労使間の合意に委ねられていると

いうべきであり、被告Y法人の旧育休規程が育児休業 期間を勤務期間に含めないものとしているからといっ て、直ちに育児介護休業法10条が禁止する「不利益な 取扱い」に該当するとまでいうことはできないとされ た例(学校法人近畿大学〔講師・昇給等〕事件・大阪 地裁平31.4.24判決) ...... 1202-39

その他:育休取得と昇給差別 Y法人の旧育休規程に ついて、少なくとも、定期昇給日の前年度のうち一部 の期間のみ育児休業をした職員に対し、旧育休規程お よび給与規程をそのまま適用して定期昇給させないこ ととする取扱いは、当該職員に対し、 育児休業をした ことを理由に、当該休業期間に不就労であったことに よる効果以上の不利益を与えるものであって、育児介 護休業法10条の「不利益な取扱い」に該当すると解す るのが相当であるとされた例(学校法人近畿大学〔講 師・昇給等〕事件・大阪地裁平31.4.24判決)

.....1202-39

│その他:育休取得と昇給差別 | Y法人において,育児 休業期間のうち2分の1を勤続期間に算入して、特別 昇給としての減年調整を実施することは、育児休業を した者に対しても一定の配慮をしながら、現に勤務を した者との間で調整を図るものとして一定の合理性を 有しているというべきであって、原告Xが本件育休を したことにより、平成29年4月1日に減年調整を実施 しなかったY法人の取扱いに裁量権の逸脱または濫用 があったとは認められず、不法行為法上違法であると はいえないとされた例(学校法人近畿大学〔講師・昇 給等〕事件·大阪地裁平31.4.24判決) ········ 1202-39 その他:就労請求権 雇用契約においては、労働者は 使用者の指揮命令に従って一定の労務を提供する義務 を負い、使用者は提供された労務に対する対価として の賃金を支払う義務を負うのがその最も基本的な法律 関係であるから、当該雇用契約等に特別の定めがある 場合、または業務の性質上労働者が労務提供について 特別の合理的な利益を有するなどの特段の事情がある 場合を除いて、労働者が使用者に対し就労請求権を有 するものでないと解されるとされた例(学校法人梅光 学院ほか [特任准教授] 事件・広島高裁平31.4.18判決)

その他:大学教員の図書館利用 本件雇用契約におい ては、大学教員という労務内容に配慮し、控訴人兼附 帯被控訴人(一審原告)Xが学問研究を十分に行える よう図書館を利用できることがその契約内容に入って おり、これを利用させることが被控訴人兼附帯控訴人 (一審被告) Y<sub>1</sub>法人の付随義務になっていたとして, 一審判決を変更して、Xは図書館利用者証の交付を Y<sub>1</sub>法人に請求できると判断され、図書館の利用がで きなかった精神的損害につき慰謝料(30万円)の請求 が認容された例(学校法人梅光学院ほか〔特任准教授〕 事件・広島高裁平31.4.18判決)………1204-5

その他:大学教員の研究室利用 研究室の利用につい ては、教員の学問研究のためにどの研究室をどの教員 に利用させるかについては、Y」法人に裁量が認めら れるとして、Xの請求が退けられた例(学校法人梅光 学院ほか [特任准教授] 事件・広島高裁平31.4.18判決)

.....1204-5

## 懲戒処分(含:懲戒解雇)

| 懲戒解雇 | 本件解雇は、就業規則所定の懲戒解雇事由 に該当する行為をしていないにもかかわらず、行われ たものであって、客観的に合理的理由を欠いていると いうべきであるから、その余の点について検討するま でもなく、無効であるとされた例(学校法人名古屋カ トリック学園事件・名古屋地裁岡崎支部平30.3.13判 決) -------1191-64

│懲戒解雇 │ 原告・反訴被告Xによる住宅手当および単 身赴任手当の不正受給、社宅使用料の支払等を不正に 免れたこと, 賃料支払いを不正に免れたこと, 本人赴 任手当の不正受給、帰省旅費の不正受給等により、被 告・反訴原告 Y 社に400万円を超える損害が生じてい たなかで行われた、Xに対する懲戒解雇が有効とされ た例 (KDDI事件・東京地裁平30.5.30判決)

.....1192-40

**懲戒解雇** 本件懲戒解雇が有効であるとは認められな いから、原告Xの労務不提供は、被告Yの帰責事由に 基づくというべきであるとされた例(横浜A皮膚科経 営者事件·横浜地裁平30.8.23判決)··········1201-68 | 出勤停止 | 本件組合の委員長である控訴人(一審原告) Xの情報提供に基づいて、本件組合がパート運転者の 不満を取り上げて被控訴人(一審被告)Y社と交渉し たが、Y社は、非組合員の問題であるとして組合との 交渉に応じなかったとする新聞記事①と、Y社の正社 員の運転者の問題として,長時間労働で体調を崩す労 働者が現れ、労働者の仕事が厳しくなる悪循環が起 こっているとする記事②のいずれについても、一般読 者の読み方を前提とした場合、その掲載およびそれに かかる情報提供行為は、公共の利害に関する事実にか かり、もっぱら公益を図る目的でなされたものであっ て、摘示された事実が真実であることが証明されたと いうことができるので、それにかかる情報提供行為に は違法性がなく、不法行為は成立しないというべきで あるから、両記事にかかるXの情報提供行為が、Y社 主張の懲戒事由に該当するということはできないとし て、Xに対する出勤停止10日間および始末書提出の懲

戒処分が無効とされた例(帝産湖南交通事件・大阪高

.....1204-5

裁平30.7.2判決) …………………………1194-59

| 懲戒手続き | 自衛隊法施行規則85条2項の規定する. 規律違反の事実が明白で争う余地がなく、規律違反の 疑いがある隊員が審理を辞退するときという審理省略 の要件を欠いたまま、審理がされることなく本件処分 がされたものであるから, 本件処分は, 処分を科す手 続きに重大な瑕疵があり、この点でも違法というべき であるとされた例(国・防衛大臣〔海上自衛隊厚木航 空基地隊自衛官〕事件·東京地裁平30.10.25判決)

.....1201-84

.....1196-56

│その他:報道機関に対する情報提供行為│ 新聞記者に 対し誤った情報を提供して報道させ、被控訴人(一審 被告)Y社の信用を著しく毀損したとして控訴人(一 審原告)Xに対する懲戒処分を有効とした一審判決が 取り消された例(帝産湖南交通事件・大阪高裁平30.7. 

| その他:各制限措置 | 論文の不正行為によって学術研 究者または教育者としての信用を失った控訴人(一審 原告) Xに対し、学生に対する適正教育の実現、なら びに大学および本件学部の名誉と信用の維持の観点か ら、本件措置1 (2年間の研究活動制限措置,対外的 活動制限措置, 学部教授会での議決権停止措置, およ び1年間の授業担当停止措置)がされることはやむを 得ないものというべきであり、これは、学部教授会の 裁量権の行使として合理的かつ相当なものということ ができるとして、Xに対する不法行為には当たらない とした一審判断が維持された例(学校法人明治大学[准 教授・制限措置等〕事件・東京高裁平30.4.25判決)

| その他:各制限措置 | 学部教授会がXに対して行った 本件措置2 (研究活動制限措置等の無期限化およびゼ ミナール等の担当の無期限停止措置) につき、Xの学 術研究者または明大の准教授の立場にあることを顧み ない行動態度、およびこれによりもたらされた事態を も踏まえて発動されたものであり、合理的かつ相当と して、Xに対する不法行為には当たらないとした一審 判断が維持された例(学校法人明治大学〔准教授・制 限措置等] 事件·東京高裁平30.4.25判決)····1196-56

その他:事前差止め 懲戒処分がされるのか否かおよ びその内容についてはいまだ明らかでないから、抗告 人(債権者)Xに著しい損害または急迫の危険を避け るために事前差止めの必要性があるとまでは認めるに 足りないとして、懲戒処分の事前差止めを求める申立 てが却下された例(地方独立行政法人岡山市立総合医 療センター〔抗告〕事件・広島高裁岡山支部平31.1.10 決定) -------1201-5

その他: 免職 原告 X による窃盗行為は,「隊員たるに ふさわしくない行為」に当たり、自衛隊法46条1項2

号の懲戒事由に該当するとされた例(国・防衛大臣[海 上自衛隊厚木航空基地隊自衛官]事件·東京地裁平30. 10.25判決)…………1201-84

その他:免職 Xの認知機能の低下による事理弁識能 力または行動制御能力の減退は、著しい程度に至って いたと認めることはできないから、Xが、当時、若年 性認知症または軽度認知障害等にり患していたとの事 情は、少なくとも同人の窃盗行為が自衛隊法46条1項 2号の懲戒事由に該当するとの限りにおいては、懲戒 事由該当性の判断を左右しないとされた例(国・防衛 大臣〔海上自衛隊厚木航空基地隊自衛官〕事件・東京 地裁平30.10.25判決) ……………… 1201-84

その他:免職 公務員に対する懲戒処分について, 懲 戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著し く妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用した と認められる場合に限り、違法であると判断すべきも のであるとされた例(国・防衛大臣〔海上自衛隊厚木 航空基地隊自衛官〕事件·東京地裁平30.10.25判決)

.....1201-84

その他:免職 Xの窃盗行為は、被害の程度が軽微で あり、態様も特段悪質とはいえないことに加え、被害 弁償、過去の処分歴、若年性認知症等の事情を総合考 慮すれば、違反態様が「重い場合」として懲戒免職処 分を適用することは重きに失するものである。 重くと も「軽微な場合」として停職処分が相当であったとい うべきであり、本件処分は、社会通念上著しく妥当を 欠くものとして、違法があるとされた例(国・防衛大 臣〔海上自衛隊厚木航空基地隊自衛官〕事件・東京地 裁平30.10.25判決) ……………1201-84

### 普 通解雇

│**非違行為**│ 原告X・被告Y社の間で長年にわたりトラ ブルが続いてきたなかで行われた普通解雇について, 客観的合理的理由を欠くものとして無効とされた例 (パナソニックアドバンストテクノロジー事件・大阪 地裁平30.9.12判決) ……………………… 1203-44

|**非違行為|** 本件解雇事由は,Ⅹの非違行為と認められ るものであっても、それぞれ個別にみる限りにおいて、 本件解雇の客観的合理的理由ということはできないと された例(パナソニックアドバンストテクノロジー事 件 · 大阪地裁平30.9.12判決) · · · · · · · 1203-44

│**非違行為**│ Xの行為の一部につき,誹謗・中傷やそれ に類する言動で職場の風紀を乱した点や、故意または 過失により他人の業務を阻害する面があり、それが複 数回行われていることを考慮しても、Xが本件出勤停 止処分事由についてはすでに懲戒処分を受けているこ と、本件解雇事由による Y 社の業務への影響が限定的

であること等を踏まえると、本件解雇事由は、過去の 経緯を踏まえたうえ、それを全体としてみたとしても、 本件解雇の客観的合理的理由とまで認めることはでき ないとされた例(パナソニックアドバンストテクノロ ジー事件・大阪地裁平30.9.12判決)………1203-44

職務遂行能力 原告 X は、その履歴書における経歴か ら,発達支援事業部部長として,さらには被告 Y 法人 グループ全体の事業推進を期待されるY法人の幹部職 員として、Y法人においては高額な賃金待遇の下、即 戦力の管理職として中途採用された者であり、職員管 理も含め、Y法人において高いマネジメント能力を発 揮することが期待されていたとされた例(社会福祉法 人どろんこ会事件・東京地裁平31.1.11判決)

.....1204-62

職務遂行能力 Xの業務運営の手法は、少なくとも施 設長らとの円滑な意思疎通が重要となるY法人の発達 支援事業部部長としては、高圧的・威圧的で協調性を 欠き、適合的でなかったと評価せざるを得ないとされ た例(社会福祉法人どろんこ会事件・東京地裁平31.1. 11判決) ……………1204-62

|職務遂行能力| 高いマネジメント能力が期待されて管 理職として中途採用されたXにつき、少なくとも、他 の職員の業務遂行に悪影響を及ぼし、協調性を欠くな どの言動のほか、履歴書に記載された点に事実に著し く反する不適切な記載があったことが認められるとこ ろであり、本件本採用拒否による契約解消は、解約権 留保の趣旨、目的に照らし、客観的に合理的な理由が 存し、社会通念上相当なものと認められるとされた例 (社会福祉法人どろんこ会事件・東京地裁平31.1.11 判決) ...... 1204-62

職務遂行能力 Xが、その履歴に鑑み、高いマネジメ ント能力を買われて、 Y法人としては好待遇の下、 即 戦力として中途採用されたものであったことに照らせ ば、改善指導を当然の前提とすることも相当でなく、 むしろ、Xの高圧的言動にかかる事実が短期間で複数 認められたことや、Xの不正行為や違法行為にかかる 指摘によりY法人の信頼関係を大きく損なう事態にも なっていたこと、X申告の経歴に不適切な点もあった ことに照らせば、Xの是正意向にかかわらず、これを しなかったからといって、およそ本採用拒否の理由に ならないものでもないとされた例(社会福祉法人どろ んこ会事件・東京地裁平31.1.11判決)………1204-62

心身故障 | 被告Y1社は、原告Xの病状や就業上いか なる配慮をすべきかについて、Xの協力が不十分であ るため客観的な情報を十分に取得できていなかったと 認められる一方、 Y1社および三洋ハートエコロジー は、被告 Y 2 社との経営統合により、事業再編および これに伴う人員削減が必要になる客観的な状況下にお

いて、Xに対し、Xが就労可能であると考えられる業 務を可能な限り提示して、復職したいというXの意向 に最大限答えるべく対応しようとしていたと認められ るとされた例(三洋電機ほか1社事件・大阪地裁平30. 5.24判決) ......1189-106

「心身故障 Y₁社が, Xに対し, 4回目の休職を命じ ることなく、Xが就業規則32条1項4号の「精神また は身体上の故障のため、業務に堪えられない時」に該 当するとして, 本件解雇を行ったことは, 客観的に合 理的理由を欠くとはいえず、また、社会通念上相当で あるとされた例 (三洋電機ほか1社事件・大阪地裁平 30.5.24判決) ………………1189-106

整理解雇 | 学部の廃止に伴う本件解雇は、原告 X らに 帰責性のない被告Y法人の経営上の都合によるもので あって, 本件解雇が解雇権を濫用したものとして無効 となるか否かは, 人員削減の必要性, 解雇回避努力, 被解雇者選定の合理性および解雇手続きの相当性に加 えて、本件においては、Xらの再就職の便宜を図るた めの措置等を含む諸般の事情をも総合考慮して、本件 解雇が客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当 と認められるか否か(労働契約法16条)を判断するの が相当であるとされた例(学校法人大乗淑徳学園〔大 学教授ら・解雇]事件・東京地裁令元.5.23判決)

.....1202-21

│**整理解雇**│ Xらの所属学部および職種が同学部の大学 教員に限定されていたか否かにかかわらず、同学部の 廃止およびこれに伴う本件解雇についてXらに帰責性 がないことに変わりはなく、Y法人の主張するXらの 所属学部および職種の限定の有無は、本件解雇の効力 を判断する一要素に過ぎないとされた例(学校法人大 乗淑徳学園〔大学教授ら・解雇〕事件・東京地裁令元. 5.23判決) ………………………1202-21

| 整理解雇 | 本件解雇は、解雇権を濫用したものであり、 社会的相当性を欠くものとして無効であるとされた例 (学校法人大乗淑徳学園〔大学教授ら・解雇〕事件・ 東京地裁令元.5.23判決)…………………1202-21

|整理解雇| 経営状態の改善や経営合理化を進めるた め、経費削減の具体策の実現を目的とした解雇は、い わゆる整理解雇の一種であり、その有効性判断につい ては、①人員削減の必要性があること、②使用者が整 理解雇回避のための努力を尽くしたこと(解雇回避努 力義務)、③被解雇者の選定基準および選定が公正で あること、④解雇手続きの相当性(労働組合や労働者 に対して必要な説明・協議を誠実に行ったか)の4つ の要素を総合して判断するのが相当であるとされた例 (尾崎織マーク事件・京都地裁平30.4.13判決)

│**整理解雇**│ 整理解雇の原因となったAセンターの閉鎖

を進める一方で、原告Xに対する東京支店への配転の 打診も行うことなく. 同支店に配属する労働者を新規 採用することは、一貫性を欠き、解雇回避努力を尽く したとは評価できないとされた例(尾崎織マーク事 件·京都地裁平30.4.13判決)······1210-66

試用期間中の解雇 被告Y法人の本件本採用拒否は、 試用期間中に使用者たるY法人が本件労働契約におい て留保していた解約権を行使する趣旨に出たものであ るところ、留保解約権の行使も、解約権留保の趣旨、 目的に照らし、客観的に合理的な理由が存し、社会通 念上相当として是認され得る場合にのみ許されるとさ れた例(社会福祉法人どろんこ会事件・東京地裁平31. 1.11判決) ……………1204-62

│試用期間中の解雇 │ 本件において原告Xは解約留保権 の行使により労働契約の解消に至ったものであって. 懲戒手続きにより解消に至ったものではなく、告知聴 聞の手続きが履践されていないという点から本件本採 用拒否による契約解消の有効性が左右されるものでも ないとされた例(社会福祉法人どろんこ会事件・東京 地裁平31.1.11判決) ...... 1204-62

│条件付採用期間中の免職│ 地方公務員法22条1項の趣 旨は、地方公務員の任用は受験成績等能力の実証に基 づいて行われなければならないところ(成績主義。地 方公務員法15条)、職員の採用に当たり行われる競争 試験または選考の方法が、なお、職務を遂行する能力 を完全に実証するとはいいがたいことに鑑み、試験等 によりいったん採用された職員の中に適格性を欠く者 があるときは、その排除を容易にし、もって、成績主 義の原則を貫徹しようとすることにあり、とすれば、 条件付採用期間中の職員は、いまだ正式採用に至る過 程にある者というべきであり、この職員の分限につき、 正式採用の職員の分限に関する規定の適用がないこと とされている(地方公務員法29条の2第1項1号)の も、このことを示すものにほかならないとした一審判 断が維持された例(雄武町・町長〔国保病院医師〕事 件 · 札幌高裁平30.8.9判決) …………… 1197-74

条件付採用期間中の免職 被控訴人(一審被告) Y 町 において条件付採用期間中の職員の分限に関する条例 は制定されていないところ、かかる場合、同じく条件 付採用期間中の国家公務員の分限について定めている 人事院規則11-4 (職員の身分保障) 10条に準じ、条件 付採用期間中の職員の分限は,勤務成績の不良なこと, 心身に故障のあること、その他の事実に基づいてその 官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認め られる場合に限り許されるものと解するのが相当であ るとした一審判断が維持された例(雄武町・町長〔国 保病院医師〕事件·札幌高裁平30.8.9判決)

.....1197-74

**条件付採用期間中の免職** 本件免職処分につき、裁量 権の行使を誤った違法があるとはいえないとした一審 判断が維持された例(雄武町・町長〔国保病院医師〕 事件·札幌高裁平30.8.9判決) ······1197-74

「その他:分限免職」 本件各処分は、官制の改廃により 廃職を生じた場合においてされたものであるから、国 公法78条4号の要件を満たすものというべきであると された例(国・厚生労働大臣〔元社保庁職員ら〕事件・ 東京高裁平30.9.19判決) …………………… 1199-68

「その他:分限免職」 国公法78条 4 号に基づく分限免職 処分は、被処分者に何らの責められるべき事由がない にもかかわらず、その意に反して免職という重大な不 利益を課す処分であるから、同号の解釈上、処分権者 である社保庁長官等は、分限免職処分をするに至るま での間に、「廃職」の対象となる官職に就いている職員 について、機構への採用、他省庁への転任または他の 組織への就職の機会の提供等の措置を採るなど分限免 職処分回避に向けた努力をすべき義務(分限免職処分 回避努力義務)を負うとされた例(国・厚生労働大臣 〔元社保庁職員ら〕事件・東京高裁平30.9.19判決)

.....1199-68

その他:分限免職 社保庁長官等および厚労大臣は, 甲事件控訴人(一審甲事件原告) X 両名に対する分限 免職処分回避のためのさまざまな方策をとったが、X 両名に対する分限免職処分を避けることができなかっ たものと認められ、これを超えて、社保庁長官等およ び厚労大臣において、X両名について分限免職処分を 回避することが可能であったと認めることはできない として、X両名の請求を棄却した一審判断が維持され た例(国・厚生労働大臣〔元社保庁職員ら〕事件・東 京高裁平30.9.19判決) …………1199-68

|その他:分限免職 │ 乙事件被控訴人兼附帯控訴人(一 審乙事件原告) X3は、仮に本件内部基準が存在しな かったとしても, 正規職員に採用されるべき健康状態 であったとまでは認められないなどとして,一審判断 を取り消し、X3の請求が棄却された例(国·厚生労働 大臣 [元社保庁職員ら] 事件・東京高裁平30.9.19判決)

.....1199-68 |その他:分限免職| 原告Ⅹには,本件処分当時,地公 法28条1項1号および3号に定める分限事由(勤務実 績不良および適格性欠如)があったと認めるのが相当 であるとされた例(大阪府・府知事〔障害者対象採用 職員〕事件・大阪地裁平31.1.9判決) …… 1200-16 │その他:分限免職 │ 被告Yにおいて,Xが高次脳機能 障害であることを認識し得たとは認められないとされ た例(大阪府・府知事〔障害者対象採用職員〕事件・ 大阪地裁平31.1.9判決) ……………1200-16 **「その他:分限免職 ■ X**の勤務状況等を踏まえてなされ た本件処分については、処分行政庁が有する裁量権を 逸脱し、または濫用したものであるとは認められない とされた例(大阪府・府知事〔障害者対象採用職員〕 事件·大阪地裁平31.1.9判決) ······ 1200-16

## 契約の終了

再雇用:雇止め 債権者 X は、定年後 7 年間有期雇用 契約を更新していたこと、そのタクシーの運転業務と いう業務内容は定年の前後で特段の変更はなく、債務 者 Y 社において恒常的かつ基幹的な仕事であること. Y社において一般的に定年退職者について75歳までの 再雇用が運用として行われており、平成19年7月24日 の団交において75歳までは雇用を継続するとしていた ことなどを踏まえると、XがY社との有期労働契約が 更新されるものと期待することについて合理的な理由 があるといえ、労契法19条2号の適用があるとされた 例(国際自動車〔再雇用更新拒絶第2・仮処分〕事件・ 東京地裁平30.5.11決定) ……………………… 1192-60

再雇用:雇止め | Y社がXに対し、従前のフルタイム 勤務から短時間勤務に変更しての雇用継続の申し出を したことは、従前の労働契約の主要部分の変更を含ん でおり、その変更に応じなければ労働契約を更新せず 終了させるというのであるから、これは、契約更新の 拒絶すなわち雇止めの側面を持ち、労契法19条の適用 があるとされた例(国際自動車[再雇用更新拒絶第2・ 仮処分〕事件·東京地裁平30.5.11決定)······ 1192-60

再雇用:雇止め Υ社は平成29年11月に本件組合に対 し、Xの労務供給契約の更新について、短時間勤務に 変更するとの申し出をしたが、その理由(年齢、健康 状態, 過去1年の出番数) は, Xを引き続き雇用する に当たり、その労働条件を変更する必要性、相当性を 認めるに足りる事実はなく、更新する契約内容の合意 ができなかった場合に更新を拒絶する(雇止め)こと の相当性も認められないとされた例(国際自動車〔再 雇用更新拒絶第2・仮処分〕事件・東京地裁平30.5.11 決定) …………………………1192-60

再雇用:雇止め | 被上告人(二審被控訴人・一審被告) Y社の本件規則の、満65歳を更新上限とする旨定める 本件上限条項は、高齢の期間雇用社員について契約更 新を重ねた場合に事故等が懸念されることを考慮して 定められたものであり、その雇用管理の方法を定める ことが不合理ということはできず、一定の年齢に達し た場合に契約を更新しない旨をあらかじめ就業規則に 定めておくことには相応の合理性があり、また、その 内容は高齢法に抵触するものではないとされた例(日 本郵便〔期間雇用社員ら・雇止め〕事件・最高裁二小 平30.9.14判決)…………………1194-5 再雇用:雇止め 上告人(二審控訴人・一審原告) X らとY社との間の各有期労働契約は6回から9回更新 されているが、Xらは、本件各雇止めの時点において、 いずれも満65歳に達していたのであり、本件各有期労 働契約は、更新されることなく期間満了によって終了 することが予定されたものであったというべきである から、XらとY社との間の本件各有期労働契約は、本 件各雇止めの時点において, 実質的に無期労働契約と 同視し得る状態にあったということはできないとされ た例(日本郵便〔期間雇用社員ら・雇止め〕事件・最 高裁二小平30.9.14判決) ......1194-5

再雇用:雇止め XらとY社との間の本件各有期労働 契約が実質的に無期労働契約と同視し得るとして、本 件各雇止めが解雇に関する法理の類推適用によれば無 効になるとしながら, 本件上限条項によって根拠付け られた適法なものであるとした二審の判断には、法令 の解釈適用を誤った違法があるが、Xらの労働契約上 の地位の確認および本件各雇止め後の賃金の支払いを 求める請求をいずれも棄却すべきものとした二審の判 断は、結論において是認することができるとされた例 (日本郵便〔期間雇用社員ら・雇止め〕事件・最高裁 二小平30.9.14判決)…………………1194-5

雇止め 本件契約社員契約について、被告Y社が同契 約の更新を拒絶することが客観的に合理的な理由が十 分にあるとは容易に解し得ず、雇止めが社会通念上や むを得ないものと解するには足りないとされた例 (ジャパンビジネスラボ事件・東京地裁平30.9.11判 決) -------------------1195-28

再雇用:雇止め 無期雇用契約が定年により終了した 場合であっても、労働者からの申込みがあれば、それ に応じて期間の定めのある再雇用契約を締結すること が就業規則等で明定され、または確立した慣行となっ ていて、かつその場合の契約内容が特定されている場 合には, 使用者が再雇用契約を締結せず, それが客観 的に合理的な理由を欠き, 社会通念上相当と認められ ない場合には、再雇用契約を締結しない行為が権利濫 用に該当し、労契法19条、解雇権濫用法理の趣旨ない し信義則に照らして、期間の定めのある再雇用契約が 成立するとみる余地はあるとされた例(国際自動車ほ か〔再雇用更新拒絶・本訴〕事件・東京高裁平31.2.13 判決) · · · · · · · 1199-25

再雇用:雇止め 一方当事者の意思のみで契約内容が 定まると解することは、双方当事者の意思の合致によ るという契約の一般原則に反し、労契法19条のような 明文上の規律や確立した慣行がないにもかかわらず、 新たな雇用契約を成立させることはできないとされた 例(国際自動車ほか〔再雇用更新拒絶・本訴〕事件・ 東京高裁平31.2.13判決)………………………1199-25

.....1204-5

再雇用:雇止め 勤怠、健康状態等に問題がない限り 自動的に再雇用となる旨の社長の発言、従業員に配布 された書面における75歳まで雇用延長が可能である旨 の記載、および営業所長らによる同旨の説明、現に75 歳まで再雇用された実績の存在に照らすと、勤怠、健 康状態等に問題がない限り75歳まで契約更新が可能と いう限度で、有期雇用契約が更新されることについて の合理的な理由(労契法19条2号)があると認めるの が相当であるとした一審判断が維持された例(国際自 動車ほか〔再雇用更新拒絶・本訴〕事件・東京高裁平 

再雇用:雇止め 定年到達後,再雇用された労働者は, 75歳まで有期雇用契約が更新されると期待することに ついての合理的な理由が認められる以上, 再雇用後, 有期雇用契約の更新が一度もされていない労働者につ いても、一度再雇用としての有期雇用契約を締結した 以上、契約更新への期待はすでに現実化しているとい え, 更新を期待する合理的な理由があるとした一審判 断が維持された例 (国際自動車ほか (再雇用更新拒絶・ 本訴〕事件·東京高裁平31.2.13判決)………1199-25

│再雇用:雇止め│ 違法とはいえない訴訟の提起そのも のを主要な動機としてされた会社による再雇用拒否ま たは雇止めは、国民の重要な基本的権利である裁判を 受ける権利 (憲法32条) に対する違法な侵害行為であ るとした一審判断が維持された例(国際自動車ほか〔再 雇用更新拒絶・本訴〕事件・東京高裁平31.2.13判決

.....1199-25

|雇止め | 雇用契約期間を1年,最大2回,最長3年ま で更新することがある旨の募集要綱に応募して雇用さ れた大学准教授である控訴人兼附帯被控訴人(一審原 告) Xに対する、1年経過時の雇止めについて、本件 雇用契約は期間を1年とする有期労働契約であるとし たうえで、有期契約の運用実態、Xの授業に対する高 い評価、執筆した論文数およびその内容についての評 価,豊富な業務量,被控訴人兼附帯控訴人(一審被告) Y1法人においても引き続き雇用する前提でいたこと 等を考慮し、初回の更新の際の合理的な期待は高度で あり、2度目の更新についても合理的な期待があった こと、就業規則の規定では更新上限が5年とされてい ること等から, 本件雇止めが不適法とされ, 一審判決 を変更して、平成31年3月31日までの地位確認請求が 認められた例(学校法人梅光学院ほか〔特任准教授〕 事件·広島高裁平31.4.18判決)·····1204-5

|雇止め | 就業規則の本件更新限度条項における上限で ある5年を超えることになるから、平成31年4月1日 の更新は、もはや更新についての期待に合理的な理由 があるものとはいえないとされた例(学校法人梅光学 院ほか〔特任准教授〕事件・広島高裁平31.4.18判決)

| 再雇用:雇止め │ 原告Xの人事考課の結果は、本件人 事考課基準を充足すると認められた例(エボニック・ ジャパン事件・東京地裁平30.6.12判決) …… 1205-65 | 再雇用:雇止め | 被告 Y 社の正社員として勤務した後 に定年退職し,本件再雇用契約を締結したXについて, 同契約が65歳まで継続すると期待することについて、 就業規則16条2項および本件労使協定の趣旨に基づく 合理的な理由があるものと認められ、Xは、本件人事 考課基準を含む本件再雇用基準に含まれるすべての要 素を充足していたから、本件雇止めは、客観的に合理 的な理由を欠き、社会通念上相当とは認められないも のといえ、労働契約法19条2号により、同一の労働条 件で本件再雇用契約が更新されたものと認められると された例(エボニック・ジャパン事件・東京地裁平30. 6.12判決) ………………………1205-65

│再雇用:雇止め │ 高年法それ自体が私法的効力を有し ていないとしても、高年法の趣旨に沿って設けられた 就業規則16条2項および本件労使協定が私法的効力を 有することは明らかであり、これらの解釈に当たり高 年法の趣旨が参照されることに支障があるとはいえな いとされた例(エボニック・ジャパン事件・東京地裁 

**再任拒否** 任命権者による地方公務員の任用が行政処 分と解されることに加え, 地公法は任用行為の条件を 法定しており、これを当事者の意思等によって変更す ることはできないこと、 労契法22条1項の規定をも合 わせ鑑みると、再任用拒否について解雇権濫用法理が 適用ないし類推適用される余地はないとされた例(吹 田市 [臨時雇用員] 事件・大阪地裁平31.2.13判決)

.....1206-28

|再任拒否| 第二次不再任用は,平成23年任用の期間満 了後,任用されなかったことによるものにすぎないの であるから、本件任用の経緯や原告Xの業務内容・性 質,更新回数,雇用通算期間,被告Y市の言動等の諸 事情を検討するまでもなく、Xが再任用を期待する法 的に保護されるべき利益・権利を有していたものとは 認められず、また、かかる期待を抱かせるような行為 をY市が行ったという特別の事情も存しないとされた 例(吹田市[臨時雇用員]事件・大阪地裁平31.2.13判 決) -------1206-28

その他:休職期間満了 リワークプログラムへの通所 の状況および原告X本人の振り返りの不足などから、 休職原因が消滅しているとは認められず、私傷病によ る休職期間満了による解職が有効と判断され、地位確 認請求が退けられた例(東京電力パワーグリッド事 件 · 東京地裁平29.11.30判決) …………… 1189-67 **「その他:休職期間満了** 原告 X に対する本件配転命令 1 (経理業務から外したこと)に違法性はないが、被 告Y2、AおよびBによる退職強要行為等は違法であ り、Xのうつ病を悪化させ就業できなくさせたもので あるから、労基法19条1項の趣旨に照らして、Xの休 職期間満了による当然退職扱いは違法であるとされた 例(エターナルキャストほか事件・東京地裁平29.3.13 判決) …………1189-129

その他:休職期間満了 平成26年1月頃のXのうつ病 発症自体に業務起因性が認められるか否かは判然とし ないものの、Xは、その後も勤務自体は可能であった ところ、Y2、AおよびBによる違法な本件退職強要 行為2~4により、うつ病を悪化させ、職務に従事す ることができなくなったものであるから、Xは、業務 上の事由による傷病により就業できなくなったもので あり、就業規則40条(1)「業務外の傷病」には当たらな いうえ、労基法19条1項の趣旨に照らすと、休職期間 満了による当然退職扱いは許されないとされた例(エ ターナルキャストほか事件・東京地裁平29.3.13判決) .....1189-129

その他:試用期間満了による解雇 | 試用期間の定めが 有効とされる理由は、雇用契約において、採否決定の 当初は労働者の適格性の有無について必要な調査を行 い適切な判定資料を十分に収集できないため、後日の 調査や観察に基づく最終的決定を留保する趣旨で一定 の合理的な期間解約権を留保する試用期間を定めるこ とが合理的である点にあるとされた例(社会福祉法人 佳徳会事件・熊本地裁平30.2.20判決)………1193-52

その他:試用期間満了による解雇 被告Y会が原告X との試用期間満了により留保解約権の行使としてXを 解雇することは、本件NPO法人(前使用者)におい て無効な解雇を、Y会において有効な解雇として転換 することに他ならず, 試用期間制度を濫用するものと いわざるを得ないとされた例(社会福祉法人佳徳会事 件·熊本地裁平30.2.20判決)······1193-52

その他:休職期間満了 傷病休職期間満了前に主治医 が復職可能との診断書を提出したとしても、当該診断 書は労働者の意向を受けて作成されたものと認めら れ、復職不能とした使用者の判断は正当であるとした 一審判断が維持された例(コンチネンタル・オートモー ティブ事件・東京高裁平29.11.15判決) …… 1196-63

#### 就 業 規則

**|効力|** 被告Υ₁社らの全店舗において, 本件取扱い(各 店舗の店長に申し出れば、いつでも本件就業規則を閲 覧することができたというような取扱いのこと)を現 実に運用することで、実質的にみて事業場の労働者集 団に対して、本件就業規則の内容を知りうる状態に置 いていたものと認めることはできないとし、本件取扱 いによって、本件就業規則を周知しているとのY1社 らの主張は採用することができないとされた例(PM Kメディカルラボほか 1 社事件・東京地裁平30.4.18 判決) …………1190-39

**効力** 旧公社における事情をもって、旧公社の非常勤 職員が、旧公社に対し、満65歳を超えて任用される権 利または法的利益を有していたということはできず. また、Y社は、期間雇用社員の労働条件を定めるに当 たり、相応の配慮をしたものとみることができるから、 本件上限条項は、期間雇用社員である上告人(二審控 訴人・一審原告) Xらについて, 労働契約法7条にい う合理的な労働条件を定めるものであるということが できるとされた例(日本郵便〔期間雇用社員ら・雇止 め〕事件・最高裁二小平30.9.14判決)………1194-5

効力 被上告人(二審被控訴人・一審被告) Y社は, 特殊法人である旧公社とは法的性格を異にしており、 また、旧公社の非常勤職員は、郵政民営化法167条の適 用を受けることがない以上, 旧公社の非常勤職員で あった者がY社との間で有期労働契約を締結すること により、旧公社当時の労働条件がY社に引き継がれる ということはできないのであるから、Y社が本件上限 条項を定めたことにより旧公社当時の労働条件を変更 したものということはできないし、本件規則は、本件 上限条項を含め、その内容をその適用を受ける事業場 の労働者に周知させる手続きがとられていたというこ とができるから, 本件上限条項の定める労働条件は, 本件各有期労働契約の内容になっていたというべきで あるとされた例(日本郵便〔期間雇用社員ら・雇止め〕 事件・最高裁二小平30.9.14判決)………1194-5

効力 登録派遣添乗員との間で労働契約を締結する際 に労働条件の内容となる就業規則を制定,変更するこ とは、形式的に個別の労働契約が繰り返し締結され、 労働契約を異にすることから、就業規則や労働条件の 「変更」という概念そのものには当たらないとしても、 諸般の事情を総合考慮すれば、登録派遣添乗員に適用 される就業規則は、常用の労働契約における就業規則 と同様に、一定期間継続して登録派遣添乗員との間の 労働契約の内容を一律に規律する効力を果たしている 実情にあるとした一審判断が維持された例(阪急トラ ベルサポート〔派遣添乗員・就業規則変更〕事件・東 京高裁平30.11.15判決) ...... 1194-13

効力 平成20年就業規則の制定は、算定方式をみると 控訴人兼附帯被控訴人(一審原告)X」らに不利益な 内容であるといえるものの、被控訴人兼附帯控訴人(一 審被告)Y社は、就労実態等に合わせた就業規則を制 定する必要性があったものであり、従前の日当額が増 額されて支給されており、変更の内容が相当性を欠く

ものといえず、労使の交渉の経過など諸事情を総合考 慮すれば、X<sub>1</sub>らの労働条件維持の期待に応じた合理 的な労働条件を定めたものと考えられ、X」らに対し て効力を生ずるものとした一審判断が維持された例 (阪急トラベルサポート [派遣添乗員・就業規則変更] **事件**・東京高裁平30.11.15判決) ··········· 1194-13 その他:複写禁止規定 就業規則の閲覧対象者を従業 員のみとし、英語を母語とする原告Xらに対して、就 業規則の複写機による複写や撮影機器による撮影等の 機械的な複写を認めないY法人の取扱いについて、不 法行為の成立が否定された例(学校法人文際学園〔外 国人非常勤講師ら〕事件・東京地裁平30.11.2判決)

.....1201-55

# 労働安全・災害補償

│業務上外 | 仮に、原告Xの腰痛ないしその悪化があっ たとしても、これらが、被告 Y 1 社ないし三洋ハート エコロジーの業務に起因するものであるとはいえず. したがって、本件解雇が労基法19条1項に違反すると はいえないとされた例(三洋電機ほか1社事件・大阪 地裁平30.5.24判決)……………1189-106

業務上外 一審で認定していた本件作業の態様は物理 的に不可能であって, 本件作業中に控訴人兼被控訴人 (一審原告) Xの腰痛の発症, 悪化があったとしても, Xにおいて本件作業に従事する相当以前からり患して いた慢性的な腰痛が日常生活上の通常の動作によって 一時的に悪化したことがある程度のものであるにすぎ ず、その原因が本件作業にあったということは到底で きないとされた例(ケー・アイ・エスほか事件・東京 高裁平28.11.30判決) ......1189-148

| 業務上外 | Xの腰痛を理由とする休職は、業務上の疾 病による休職ではなく、私傷病による休職であったこ とになるから、本件について労働基準法19条の適用は ないとして、地位確認・未払賃金の支払いに加え慰謝 料160万円等の支払いを認めた一審判断を変更し、X の請求がすべて棄却された例(ケー・アイ・エスほか 事件・東京高裁平28.11.30判決) ······1189-148

**業務上外** 被控訴人兼控訴人(一審被告) Y 1社の安 全配慮義務違反、Y1社および被控訴人(一審被告) Y2の不法行為はいずれも成立しないとして、一審判 断が変更された例(ケー・アイ・エスほか事件・東京 高裁平28.11.30判決) ………1189-148

│業務上外│ 「ストレス-脆弱性理論」に依拠して最新 の医学的知見を踏まえて策定されたものである認定基 準は、行政庁内部の通達にすぎず法的な拘束力までは 認められないとしても、その内容には合理性があるも のと認められるから、認定基準の定める要件に該当す れば、より科学的・合理的な知見との抵触があるなど の特段の事情がない限り、業務起因性が認められると 解するのが相当であるとされた例(国・さいたま労基 署長 [ビジュアルビジョン] 事件・東京地裁平30.5.25 判決) …………1190-23

**業務上外** 「ストレス - 脆弱性理論」の趣旨および社 会的実態・要請等に照らすと、業務の危険性の判断は、 原告Xと同種の平均的労働者、すなわち、何らかの個 体側の脆弱性を有しながらも、Xと職種、職場におけ る立場、経験等の社会通念上合理的な属性と認められ る諸要素の点で同種の者であって、特段の勤務軽減ま で必要とせずに通常業務を遂行することができる者を 基準として、当該労働者の置かれた具体的状況におけ る心理的負荷が一般に精神障害を発症させる危険性を 有するかを検討し、当該業務による負荷が当該精神障 害を発病させたと認められれば、業務に内在し、また は随伴する危険性が実現したとして、業務と精神障害 発病との間に相当因果関係が認められると解するのが 相当であるとされた例(国・さいたま労基署長[ビジュ アルビジョン] 事件・東京地裁平30.5.25判決)

.....1190-23

│業務上外 | A」代表のXに対する退職強要等は、Xが 真意ではなくA1代表に退職を申し出たことがきっか けであり、Xは以前にも同様に退職を申し出たことが あったことからすれば、A1代表がXに対して反省を 促すことには業務上の理由が認められるが、Xは、多 人数が参加する会議等において退職申出の撤回を拒否 されたうえ, 土下座でもしなければ退職を余儀なくさ れるという追い詰められた心理状態に置かれたとみる ことができ、これは認定基準別表1の出来事の類型④ 「役割・地位の変化等」のうち具体的出来事の項目20 「退職を強要された」に当たり、その心理的負荷の程 度は「強」と認めるのが相当であるとされた例(国・ さいたま労基署長〔ビジュアルビジョン〕事件・東京 

│**業務上外**│ Xにプライドが高く直情径行的な面がある ことは否めないが、しかしながら、Xは、本件疾病発 病以前に既往歴やアルコール・薬物等への依存状況は なく、退職をめぐるやり取りの結果A1代表やE課長 との人間関係が悪化するまでは、上司や同僚と日常的 に衝突していたことを窺わせる事情は認められず、む しろ良好な関係を築いていたことからすれば、その性 格傾向によって通常の業務に支障が生ずるようなこと はなかったということができ、Xは平均的な労働者の 範疇に入るということができるとされた例(国・さい たま労基署長〔ビジュアルビジョン〕事件・東京地裁 平30.5.25判決) ...... 1190-23

| 業務上外 | 原告 X は平成24年 7 月度に107時間45分の

時間外労働(うち深夜労働48時間40分)を行っている が、その深夜労働に仮眠時間が含まれていたと推認さ れることなどから、本件労災認定に反して被告Y社の 安全配慮義務違反等が否定され、Xの損害賠償請求が 棄却された例(テクノマセマティカル事件・東京地裁 平29.2.24判決) ...... 1191-84

業務上外 労災保険制度が使用者の過失の有無を問わ ずに被災労働者の損失を填補し、危険責任の法理に由 来することにかんがみれば、保険給付の対象となる「業 務上死亡した場合」に当たるためには、業務と当該死 亡との間に相当因果関係があることが必要であり、当 該死亡が業務に内在する危険性が実現したものと認め られる必要があるとした一審判断が維持された例 (国・厚木労基署長〔ソニー〕事件・東京高裁平30.2. 22判決) …………1193-40

業務上外 業務に内在する危険性の判断に当たって は、被災労働者と同種の平均的労働者、すなわち、何 らかの個体側の脆弱性を有しながらも、当該労働者と 職種、職場における立場、経験等の社会通念上合理的 な属性と認められる諸要素の点で同種の者であって. 特段の勤務軽減まで必要とせずに通常業務を遂行でき る者を基準として検討し、当該業務による負荷が相対 的に有力な要因となって当該精神障害を発病させたと 認められれば、業務に内在する危険性が実現したと認 められるとした一審判断が維持された例(国・厚木労 基署長〔ソニー〕事件・東京高裁平30.2.22判決)

.....1193-40

業務上外 業務上の事由に当たるか否かの判断におい ては、当該出来事を客観的に把握すべきである以上、 障害者の保護の必要性を加味すべく、被災労働者であ る障害者を基準として心理的負荷の強弱を評価するこ とは相当ではないとした一審判断が維持された例 (国・厚木労基署長〔ソニー〕事件・東京高裁平30.2. 22判決) -------1193-40

業務上外| 被災労働者の障害等は当該労働者の個別的 な事情に伴うものであるから、当該労働者と同種の平 均的労働者を検討するに当たり、これらの個別的な事 情を考慮した場合には、出来事の有する客観的な心理 的負荷の強度を適切に把握することにはならないとし た一審判断が維持された例(国・厚木労基署長[ソニー] 事件・東京高裁平30.2.22判決)………1193-40

業務上外 | 労働者の有する障害の存在が当該労働者を 雇用する際の前提とされ、当該障害の故に所要の労務 軽減がされているような場合には、障害の故に労務軽 減が必要とされていることを年齢、経験等に準ずる属 性として考慮することが適切と考えられるが、亡Kに ついてはかかる事情が認められないし、本件会社がK の障害を知り、または知り得たとしても、かかる事業 主の認識が無過失責任に立脚する労災保険制度上の給 付の有無を左右することになるとは解することができ ないとした一審判断が維持された例(国・厚木労基署 長〔ソニー〕事件・東京高裁平30.2.22判決)

.....1193-40

**業務上外** すでに発症している精神障害が悪化した場 合に、 当該悪化の業務起因性の判断において「特別な 出来事」の存在を要するとすることには合理性がある とされた例(国・厚木労基署長〔ソニー〕事件・東京 高裁平30.2.22判決) …………………………………………1193-40

│業務上外 本件検査分析業務の内容、原告Xの症状発 症の経過、医師による診断内容を総合すると、 X は、 本件工場内の研究本棟において、本件検査分析業務に 従事する過程で、大量の化学物質の曝露を受けたこと により, 有機溶剤中毒に罹患し, その後, 化学物質過 敏症を発症したと認めるのが相当であるとされた例 (化学メーカーC社〔有機溶剤中毒等〕事件・東京地 裁平30.7.2判決) …………………………… 1195-64

│業務上外 │ 医学的に,恒常的な長時間労働による負荷 が一定期間にわたって作用した場合には、疲労の蓄積 が生じ、血管病変等をその自然状態を超えて著しく増 悪させ、その結果、脳梗塞等の脳血管疾患を発症させ ることがあるとされ、特に、発症前1か月間におおむ ね100時間または発症前2か月間から6か月間にわ たって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外 労働が認められる場合には、業務と発症の関連性が強 いと評価できる等として、原告Xの業務と本件疾病発 症との相当因果関係が肯定された例(フルカワほか事 件・福岡地裁平30.11.30判決) ………1196-5

業務上外 仮に、Xが自らの意思に基づいて被告Y<sub>1</sub> 社の監査役および取締役に就任していた事実が過去に あったとしても、そのことから直ちに、本件疾病発症 前6か月間において、Xが業務の遂行について広範な 裁量を有していたことになるものではないなどとし て、これらの事情が相当因果関係を否定する考慮要素 とされなかった例(フルカワほか事件・福岡地裁平30. 11.30判決) ......1196-5

業務上外 諸般の事実に鑑みれば、自殺までの間に、亡 Kに精神障害の発症や自殺の兆候は見当たらず、被告 Y社が、Kにとって業務が過重であり、自殺や精神障 害を招き得る心理的負荷となっていたことを予見する ことは困難であったというほかないとされた例(富士 機工事件・静岡地裁浜松支部平30.6.18判決)

.....1200-69

│**業務上外**│ Kの自殺までプレス作業の実習開始から 2 週間,金型交換作業の実習開始から1週間程度と短く, 実労働日数でみるとさらに短いことに加え, Y社にお けるKの様子に特段変わったところはなかったことか

らして、原告Xら主張の事実をもって直ちに、Kの業 務が自殺を招き、あるいはうつ病等の精神疾患や精神 障害を発症させ得る業務上の心理的負荷になること を、Y社が予見すべきであったとはいいがたいとされ た例(富士機工事件・静岡地裁浜松支部平30.6.18判決)

業務上外 Y社には安全配慮義務および注意義務の前 提となる予見可能性があったとは認められないとされ た例(富士機工事件・静岡地裁浜松支部平30.6.18判決)

.....1200-69

.....1200-69

|業務上外 | 劇症型心筋炎による亡Kの死亡について. 長時間労働による免疫力低下と心筋炎発症の関連が医 学的に明らかでなく業務起因性は認められないとして なされた遺族補償給付等の不支給処分が取り消された 例(国・大阪中央労基署長 [La Tortuga] 事件・大阪地 裁令元.5.15判決) ......1203-5

|業務上外 | 平均で月約250時間の時間外労働をしてい たKの劇症型心筋炎による死亡について、疲労の蓄積 によって自然免疫機能の低下や獲得免疫機能の過剰と いった免疫力の異常が発生する結果、ウイルスに感染 しやすく感染症の症状が重篤化しやすい状態になるこ と自体は相応の医学的な裏付けがあると認めるのが相 当であり、Kは極端な長時間労働による疲労の著しい 蓄積によって免疫力の著しい異常が生じていたと認め るのが相当であって、業務起因性を否定する事情がな いとされた例(国・大阪中央労基署長 [La Tortuga]事 件 · 大阪地裁令元.5.15判決) · · · · · · · 1203-5

業務上外 労災保険法に基づく保険給付は、労働者の 業務上の疾病等について行われるところ(同法7条1 項1号)、労働者の疾病等を業務上のものと認めるた めには、業務と疾病等との間に相当因果関係が認めら れることが必要とされた例(国・伊賀労基署長〔東罐 ロジテック]事件・大阪地裁平30.10.24判決)

.....1207-72

|業務上外| 労災保険制度が,労働基準法上の危険責任 の法理に基づく使用者の災害補償責任を担保する制度 であることからすれば、業務と疾病等との相当因果関 係を認めるためには、当該疾病等の結果が、当該業務 に内在または通常随伴する危険が現実化したものであ ると評価し得ることが必要とされた例(国・伊賀労基 署長〔東罐ロジテック〕事件・大阪地裁平30.10.24判 決) -------1207-72

|業務上外| 現在の医学的知見においては,精神障害発 病の機序について、「ストレス - 脆弱性理論」が広く受 け入れられているところ、精神障害の業務起因性の判 断、すなわち当該精神障害が「人の生命にかかわる事 故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を 伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随す

る疾病」(労働基準法施行規則別表第1の2第9号)に 該当するか否かの判断においては、環境由来のストレ スと個体側の反応性・脆弱性とを総合考慮し、業務に よる心理的負荷が、当該労働者と同程度の年齢、経験 を有する同僚労働者または同種労働者であって、日常 業務を支障なく遂行することができる労働者(平均的 労働者)を基準として、社会通念上客観的にみて、精 神障害を発病させる程度に強度であるといえる場合 に, 当該業務に内在または通常随伴する危険が現実化 したものとして, 当該業務と精神障害発病との間に相 当因果関係を認めるのが相当とされた例(国・伊賀労 基署長〔東罐ロジテック〕事件・大阪地裁平30.10.24 判決) ………………………1207-72

│業務上外 │ 厚生労働省は,精神障害の業務起因性の有 無を判断するための基準として,「心理的負荷による 精神障害の認定基準」を策定しているところ、認定基 準は、行政処分の迅速かつ画一的な処理を目的として 定められたものであり、裁判所を拘束するものではな いものの、精神医学、心理学および法律学等の専門家 により作成された平成23年報告書に基づき、上記医学 的専門的知見を踏まえて策定されたものであって、そ の作成経緯および内容等に照らしても合理性を有する ものと認められることからすると、精神障害にかかる 業務起因性の有無を判断するに当たっては、認定基準 を参考にしつつ、個別具体的な事情を総合的に考慮し て行うのが相当とされた例(国・伊賀労基署長〔東罐 ロジテック〕事件・大阪地裁平30.10.24判決)

.....1207-72

**|業務上外** | 原告 X の適応障害の発病は, X の業務に内 在または通常随伴する危険が現実化したものと評価で き、Xの業務とXの精神障害の発病との間には相当因 果関係があると認めるのが相当とされた例(国・伊賀 労基署長〔東罐ロジテック〕事件・大阪地裁平30.10. 24判決) …………………1207-72

|業務上外| 使用者には,労働契約に伴い,労働者がそ の生命、身体等の安全を確保しつつ労働することがで きるよう,必要な配慮をすべきところ(労契法5条), 亡Kのようにうつ病を発病している者は、心理的負荷 に対する脆弱性が高まっており、ささいな心理的負荷 にも過大に反応する傾向があること、Kの上司であっ たDは、Kが被告Y社に雇用される前の時点において、 Kがうつ病にり患していることを認識していたことか らすれば、Kに対する安全配慮義務の一内容として、 業務上、Kがうつ病にり患している者であることを前 提に、心理的負荷を与える言動をしないようにすべき 注意義務を負うとされた例(食品会社A社〔障害者雇 用枠採用社員]事件·札幌地裁令元.6.19判決)

.....1209-64

業務上外 一般に、使用者側は、雇用する労働者の配 置および業務の割当て等について、業務上の合理性に 基づく裁量権を有するが、労働者に労務提供の意思お よび能力があるにもかかわらず、使用者が業務を与え ず、またはその地位、能力および経験に照らして、こ れらとかけ離れた程度の低い業務にしか従事させない 状態を継続させることは、業務上の合理性がなければ 許されないとされた例(食品会社A社〔障害者雇用枠 採用社員〕事件·札幌地裁令元.6.19判決)····1209-64

業務上外 程度の低い業務にしか従事させない状態の 継続は、当該労働者に対し、自らが使用者から必要と されていないという無力感を与え、他の労働者との関 係においても劣等感や恥辱感を生じさせる危険性が高 いといえ、上記の状態に置かれた期間および具体的な 状況等次第で、労働者に心理的負荷を与えることは十 分あり得るとされた例(食品会社A社〔障害者雇用枠 採用社員〕事件·札幌地裁令元.6.19判決)… 1209-64

│**業務上外** │ 本件発言によって,Kがうつ病の程度を悪 化させ、それによって自殺したとは認められないとし て、Dの注意義務違反とKの自殺との間の因果関係が 否定された例(食品会社 A 社 [障害者雇用枠採用社員] 事件·札幌地裁令元.6.19判決)······1209-64

業務上外 労働者に発症した疾病を業務上のものと認 めるためには、相当因果関係が認められることが必要 であり、相当因果関係を認めるためには、当該疾病等 の結果が、当該業務に内在する危険が現実化したもの であると評価し得ることが必要と解するのが相当であ るとされた例(国・熊本労基署長[ヤマト運輸]事件・ 熊本地裁令元.6.26判決)…………1210-19

**|業務上外||** 業務に内在する危険性の有無を判断するに 当たっては、当該労働者本人あるいは最も脆弱な労働 者を基準とするのは相当でなく、平均的労働者を基準 とすべきであるとされた例(国・熊本労基署長〔ヤマ ト運輸〕事件・熊本地裁令元.6.26判決)……1210-19

業務上外 セールスドライバーの業務内容は、長時間 の運転業務を伴う配達・集荷作業等といった一般的に 肉体的・精神的負担が大きい業務と考えられるし、亡 Kのくも膜下出血の発症前1か月間の拘束時間は280 時間54分(1日平均12時間46分)であるから、拘束時 間の長い業務であったと認められ、上記発症前2か月 ~6か月の拘束時間も短いものではないことからする と、労働時間以外の負荷要因による負荷も相当程度に 過重なものであったと認められるとされた例(国・熊 本労基署長〔ヤマト運輸〕事件・熊本地裁令元.6.26判 決) -------------------1210-19

業務上外 Kのくも膜下出血の発症と同人の業務との 間に相当因果関係が認められるから、上記発症および 死亡に業務起因性があると認めるのが相当であるとさ

れた例(国・熊本労基署長〔ヤマト運輸〕事件・熊本 地裁令元.6.26判決)………………1210-19

**業務上外** 上司からパワーハラスメントを受け、うつ 病にり患したことを原因とする損害賠償請求におい て、裁判所は、加害者の賠償すべき額を決定するに当 たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用し て、損害の発生または拡大に寄与した被害者の性格等 の心因的要因を一定の限度で考慮することができる が、労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個 性の多様さとして通常想定される範囲を外れるもので ない場合には、使用者の賠償すべき額を決定するに当 たり、その性格およびこれに基づく業務遂行の態様等 を心因的要因として考慮することはできないとされた 例(松原興産事件・大阪高裁平31.1.31判決)… 1210-32

|業務上外| 本件において控訴人・被控訴人(一審原告) Xの性格等の脆弱性を理由として、民法722条2項の 類推適用により損害を減額することは相当ではないと して一審判断が変更された例(松原興産事件・大阪高 裁平31.1.31判決) ...... 1210-32

損害賠償 本件自殺により原告 X らの支出した葬儀費 用は、亡Kに生じた損害であり、これは、被告Y連合 会の安全配慮義務違反と相当因果関係を有するとされ た例(岐阜県厚生農協連事件・岐阜地裁平31.4.19判決)

.....1203-20

│損害賠償│ Y連合会による,(1)管理課におけるKの 業務が量的にも質的にも過大でなく、Kの業務の進め 方, 姿勢等に問題がある, (2) Kに対し, 超過勤務申 請を促していたにもかかわらず、超過勤務申請書を提 出しなかったことから、Y連合会において、Kの労働 状況および健康状況を把握できず、必要な措置をとる ことができなかった, (3) K がうつ病エピソードを発 病していたとしても,発病前に精神科を受診するなど, 自己の健康管理を行うべき, (4) Kのライフル所持許 可が失効し、平成25年の東京国体予選会で予選落ちし たことは、ライフルを人生そのものと考えていたKの 悩みであったとの主張をいずれも退け、過失相殺が否 定された例 (岐阜県厚生農協連事件・岐阜地裁平31.4. 19判決) ……………1203-20

損害賠償 Y連合会は、その雇用する労働者に対し、 業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積し て労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意す る義務を負っており、Kに対して長時間労働等により ストレスが蓄積して心身の健康を損なうことがないよ うに配慮する義務を負っていたところ、これを怠り、 Kを死亡させたことから、Kに対する債務不履行責任 を負うとされた例(岐阜県厚生農協連事件・岐阜地裁 平31.4.19判決) ...... 1203-20

|損害賠償| 被災労働者である控訴人(一審原告) Χ ₁

の使用者たる二次下請事業者である被控訴人(一審被 告) Y 3社およびその代表者被控訴人(一審被告) Y 4 の損害賠償責任のみ認め、元請事業者被控訴人(一審 被告) Y 1社および一次下請事業者被控訴人(一審被 告) Y<sub>2</sub>社の責任を否定した一審判決を取り消し、Y<sub>1</sub> 社およびY2社の安全配慮義務違反も認められた例 (日本総合住生活ほか事件・東京高裁平30.4.26判決)

.....1206-46

損害賠償 会社法350条に基づき使用者たるY3社の 損害賠償責任を認めた一審判断が維持された例(日本 総合住生活ほか事件・東京高裁平30.4.26判決)

.....1206-46

損害賠償 X<sub>1</sub>の過失は大きいといわざるを得ないと して、5割の過失相殺が認められた例(日本総合住生 活ほか事件・東京高裁平30.4.26判決)………1206-46 「その他:安全配慮義務」 労働契約において使用者は労 働者に対して安全配慮義務を負うが、その具体的内容 は, 労働者の職種, 労務内容, 労務提供場所等の安全 配慮義務が問題となる具体的状況等によって定まるも のであるとした一審判断が維持された例(日本総合住

生活ほか事件・東京高裁平30.4.26判決)……1206-46 「その他:安全配慮義務」 本件作業について, 一丁掛け の安全帯ではなく二丁掛けの安全帯を提供し、その使 用方法を指導し、本件作業にこれを使用させる義務が あったとされた例(日本総合住生活ほか事件・東京高 裁平30.4.26判決) …… 1206-46

その他:安全配慮義務 使用者たる被控訴人(一審被 告) Y<sub>3</sub>社の安全配慮義務違反が認められるとともに、 その代表者であり現場における指揮監督者であった被 控訴人(一審被告) Y 4 の不法行為責任を認めた一審 判断が維持された例(日本総合住生活ほか事件・東京 高裁平30.4.26判決) ………………………… 1206-46

| その他:使用者責任 | B事件被告Y3の不法行為はA・ B·C事件被告Y<sub>1</sub>社の業務を行うにつきなされたも のであるから、 $Y_1$ 社は、使用者責任に基づき、原告Xの 損害を賠償する責任を負うとされた例(プラネットシー アールほか事件・長崎地裁平30.12.7判決) ……1195-5

その他:安全配慮義務 使用者は、労働者に対し、労 働者が労務提供のために設置する場所、設備もしくは 器具等を使用し、または使用者の指示の下に労務を提 供する過程において、労働者の生命および身体等を危 険から保護するよう配慮すべき義務を負っているとこ ろ, 安衛法, 安衛則, 有機則などの規制は, 公法的規制で あり、これらが直ちに安全配慮義務の内容になるもの ではないが、当該規制が設けられた趣旨や具体的な状 況の下において、これら規制が安全配慮義務の内容と なる場合もあるとされた例(化学メーカーC社〔有機 溶剤中毒等] 事件·東京地裁平30.7.2判決)…1195-64

その他:安全配慮義務 被告Y社には、雇用契約上の 安全配慮義務の内容としての局所排気装置等設置義 務、保護具支給義務および作業環境測定義務の各違反 が認められるとされた例(化学メーカーC社〔有機溶 剤中毒等〕事件・東京地裁平30.7.2判決) …… 1195-64 その他:安全配慮義務 労働者が労働日に長時間にわ たり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や 心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健 康を損なう危険のあることは、周知のところであり、 労働基準法所定の労働時間制限や労働安全衛生法65条 の3所定の作業管理に関する努力義務は、上記のよう な危険が発生するのを防止することをも目的とするも のと解されることからすれば、使用者は、雇用契約上 の安全配慮義務として、その雇用する労働者に従事さ せる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行 に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の 心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負 うものと解するのが相当である(労働契約法5条参照) とされた例 (フルカワほか事件・福岡地裁平30.11.30 判決) ------1196-5

| その他:安全配慮義務 | 安全配慮義務は, 雇用契約の 信義則上の付随義務として一般的に認められるべきも のであるから、原告Xが被告Y1社の従業員であった 以上、過去に監査役または取締役に就任していたとし ても、そのことから直ちにY」社がXに対する安全配 慮義務を負わないことになるものではないとされた例 (フルカワほか事件・福岡地裁平30.11.30判決)

.....1196-5

|その他:安全配慮義務| 会社法429条1項は,株式会社 における取締役の地位の重要性に鑑み、取締役の職務 懈怠によって株式会社が第三者に損害を与えた場合 に, 当該第三者を保護するため, 法律上特別に取締役 の責任を定めたものであると解されるところ、労使関 係は企業経営について不可欠なものであり、株式会社 の従業員に対する安全配慮義務は、労働基準法、労働 安全衛生法および労働契約法の各法令からも導かれる ものであることからすると、株式会社の取締役は、会 社に対する善管注意義務として、会社が安全配慮義務 を遵守する体制を整備すべき義務を負うものと解する のが相当であるとされた例(フルカワほか事件・福岡 地裁平30.11.30判決) ………1196-5

その他: 労災保険 業務災害支給処分と労働保険料認 定処分は、相結合して初めてその効果を発揮するもの ということはできず、上記各処分が実体的に相互に不 可分の関係にあるものとして本来的な法律効果が後行 の処分である労働保険料認定処分に留保されていると いうことはできないとした一審判断が維持された例

(国・歳入徴収官神奈川労働局長 (医療法人社団総生

会〕事件・東京高裁平29.9.21判決)………1203-76 │その他:元請責任│ 元請人は原則として下請人の雇用 する労働者に対する安全配慮義務を負うことはない が、元請人と下請企業の労働者との間に特別な社会的

接触の関係が認められる場合には、元請人は、信義則 上、当該労働者に対して安全配慮義務を負うとした一 審判断が維持された例(日本総合住生活ほか事件・東 京高裁平30.4.26判決) ...... 1206-46

**「その他:元請責任** 元請人が下請企業の労働者に対し て安全配慮義務を負うといえるための特別な社会的接 触関係の有無については、元請人の管理する設備、工 具等を用いていたか, 労働者が事実上元請人の指揮, 監督を受けて稼働していたか、労働者の作業内容と元 請人の作業員のそれとの類似性等の事情に着目して判 断するのが相当であるとした一審判断が維持された例 (日本総合住生活ほか事件・東京高裁平30.4.26判決)

│その他:元請責任│ 被控訴人(一審被告)Y」社および 被控訴人(一審被告) Y 2社と被控訴人(一審被告) Y3社の従業員との間に特別な社会的接触の関係を肯 定するに足りる指揮監督関係が認められた例(日本総 合住生活ほか事件・東京高裁平30.4.26判決)

.....1206-46

.....1206-46

| その他:給付日額の算定基礎 | 労基法12条1項の「そ の労働者に対し支払われた賃金の総額」とは、労基法 の適用を前提として、現実にすでに支払われている賃 金だけではなく、実際には支払われていないもので あっても, 算定事由発生日において, 労基法の適用上 支払われるべき、すでに債権として確定している賃金 債権をも含むと解されるから、時間外労働等が行われ ている場合には、同法37条所定の割増賃金も平均賃金 の算定基礎賃金に含まれることになるとされた例 (国・茂原労基署長 〔株式会社まつり〕 事件・東京地 裁平31.4.26判決) ...... 1207-56

その他:給付日額の算定基礎 | 労基署長は, 平均賃金 の算定基礎において、固定残業代を通常の労働時間の 賃金として算入し、さらに、固定残業代を基礎賃金に 含めたうえで算出した割増賃金を算入することなく. 平均賃金および給付基礎日額を算出し、これを前提と して遺族補償給付および葬祭料の支給額を変更する処 分をしているので、本件各処分には、平均賃金、ひい ては給付基礎日額の算定に誤りがあるから違法であっ て取消しを免れないとされた例(国・茂原労基署長〔株 式会社まつり〕事件・東京地裁平31.4.26判決)

.....1207-56

その他:給付日額の算定基礎 平均賃金の算定期間中 の労働時間数について、労基署長が主張する時間数を 認定するのが相当であるので、遺族補償給付および葬 祭料の支給額を変更する処分において、亡Kの上記労 働時間数を前提として時間外労働等の割増賃金を計算 し、これを平均賃金の算定基礎とし、給付基礎日額を 算定した点に誤りはないとされた例(国・茂原労基署 長〔株式会社まつり〕事件・東京地裁平31.4.26判決) .....1207-56

その他:使用者責任 本件暴行は,被告Y2社の事業 所内においてY2社の従業員同士の間で勤務時間中に 行われたものではあるが、その原因は、本件暴行前か ら生じていた原告Xと被告Y」との個人的な感情の対 立、嫌悪感の衝突、 Xの Y 1 に対する侮辱的な言動に あり、本件暴行は、私的な喧嘩として行われたものと 認めるのが相当であるとし,本件暴行がY2社の事業 の執行を契機とし、これと密接な関連を有するとは認 められないから、本件暴行によるXの損害は、Y1が Y2社の事業の執行につき加えた損害に当たるとはい えないとされた例(A研究所ほか事件・横浜地裁川崎 支部平30.11.22判決) …………1208-60

その他:使用者責任 本件暴行は、本件忘年会の二次 会において、被告Y2社の従業員である被告Y1によっ て行われたものであるから、Y2社は使用者責任を負 うとされた例(フーデックスホールディングスほか事 件·東京地裁平30.1.22判決)······1208-82

## 会社解散・分割・承継等

法人格否認の法理 G社と被告Y社は,少なくとも I T技術者の雇用に関する限り、その事業運営は一体 化し、G社はあたかもY社の一事業部門であるかのよ うな実態を呈し、両者の法人格は便宜的に使い分けら れるだけの形骸化したものになっていたとされた例 (グレースウィット事件·東京地裁平29.8.25判決)

.....1210-77

## 争訟・その他

損害賠償:仮執行の損害賠償 仮執行宣言付判決であ る一審判決を得た控訴人兼被控訴人(一審原告)Xが 経済的理由によりただちにその強制執行に出ること は、被控訴人兼控訴人(一審被告)Y1社も容易に予測 し得たということができるとして、Y」社の役員等が 債権差押命令や強制執行停止の申立ての検討・対応の ために実際に要した人件費(38万156円)のうち合計10 万円の限度で損害と認められた例(ケー・アイ・エス ほか事件・東京高裁平28.11.30判決) ……1189-148 | 損害賠償:国賠法1条1項 | 所属校の卒業式または入 学式において国歌斉唱の際に国旗に向かって起立して 斉唱することを命ずる旨の職務命令への違反を理由と

した、東京都公立学校の再任用職員等の採用候補者選 考における不合格または合格取消しにつき. 裁量権の 範囲の逸脱またはその濫用があるなどとして、国家賠 償法1条1項に基づく損害賠償を一部認容した一・二 審の判断が破棄された例(東京都〔君が代・再任用不 合格等] 事件·最高裁一小平30.7.19判決)····1191-16 損害賠償:国賠法1条1項 任命権者である都教委が,

再任用職員等の採用候補者選考に当たり、従前の勤務 成績の内容として本件職務命令に違反したことを被上 告人(二審被控訴人・一審原告) Xらに不利益に考慮 し、これを他の個別事情のいかんにかかわらず特に重 視すべき要素であると評価し、そのような評価に基づ いて本件不合格等の判断をすることが、その当時の再 任用制度等の下において、著しく合理性を欠くもので あったということはできないとして、Xらの損害賠償 請求が棄却された例(東京都〔君が代・再任用不合格 等〕事件・最高裁一小平30.7.19判決)………1191-16

| 損害賠償 | 不法行為に基づく損害賠償としての慰謝料 および弁護士費用の支払いについて、本件解雇が原告 Xに対する不法行為を構成する程の違法性を帯びるも のであるとまで認めることはできないとして否定され た例(学校法人名古屋カトリック学園事件・名古屋地 裁岡崎支部平30.3.13判決) ...... 1191-64

損害賠償 事業主は、被用者が職場において他の従業 員等から暴行・暴言等を受けている疑いのある状況が 存在する場合、雇用契約に基づいて、事実関係を調査 して適正に対処する義務を負うとされた例(いなげや ほか事件・東京地裁平29.11.30判決) ……… 1192-67

| 損害賠償 | 被用者が職場において他の従業員等から暴 行・暴言等を受けている疑いのある場合、企業は、各 企業の置かれている人的、物的設備の現状等を踏まえ て、事実関係の調査および対処を合理的範囲で行う安 全配慮義務を負うとされた例(いなげやほか事件・東 京地裁平29.11.30判決) …………1192-67

|損害賠償| 原告Xが複数回にわたり被告Y₂から暴言 を受けていたことにつき, I店長は, 事実関係を確認 し、Y2に注意をしていることから、当該事実を人財 開発部に報告しなかったからといって、合理的な範囲 の対処を尽くしていないということはできないとされ た例 (いなげやほか事件・東京地裁平29.11.30判決)

|損害賠償| 被告Υ₁社における従業員の配置は. Υュ社 の人事権の行使として原則としてその裁量に委ねられ ているところ、雇用契約上XおよびY2の就労場所お よび職種が限定されていたこと、およびその適性、役 割に照らせば、Y2を配置転換するとか、XとY2の業 務を分けるといったことは困難であったと認められ、 Xの配置転換に関し、Y<sub>1</sub>社に合理的配慮が足りな

かったということはできないとされた例(いなげやほ か事件・東京地裁平29.11.30判決) …………1192-67 │**損害賠償**│ 慰藉料について,原告xが,被告Y会の行 動により、長期間不安定な地位に置かれている状況を 踏まえると、Xの精神的苦痛を慰藉するには賃金請求 権の補てんを除いても、30万円が相当と認められると された例(社会福祉法人佳徳会事件・熊本地裁平30.2.

20判決) …………1193-52

| 損害賠償:安全配慮義務 | 少なくとも係長のFにおい ては、亡Kの体調不良や自殺願望の原因がGやHとの 人間関係に起因するものであることを容易に想定でき たものといえるから、Kの上司であるDやFとしては Kの執務状態を改善し、Kの心身に過度の負担が生じ ないように、同人の異動をも含めその対応を検討すべ きであったといえるところ、DやFは、一時期、Kの 担当業務を軽減したのみで、その他にはなんらの対応 もしなかったのであるから、被告Y社には、Kに対す る安全配慮義務違反があったというべきであるとされ た例(ゆうちょ銀行〔パワハラ自殺〕事件・徳島地裁 平30.7.9判決) ………………………………………1194-49

|損害賠償| C事件被告Y₅社およびA・B・C事件被 告Y」社の代表取締役を務めるC事件被告Y₂が行っ た、本件訴訟提起後における、原告X等に対する文書 送付行為が、Xの名誉感情を侵害する違法な侮辱行為 に当たり、不法行為を構成するとされた例(プラネッ トシーアールほか事件・長崎地裁平30.12.7判決)

.....1195-5

**損害賠償** 契約準備段階において交渉に入った者同士 の間では、誠実に交渉を続行し、一定の場合には重要 な情報を相手方に提供する信義則上の義務を負い、こ の義務に違反した場合は、それにより相手方が被った 損害につき不法行為に基づく損害賠償責任を負うとさ れた例(ジャパンビジネスラボ事件・東京地裁平30.9. 11判決) ……………………………………………………1195-28

|損害賠償| 被告Y社は,原告Xを正社員に戻す労働契 約の締結にかかる交渉において不誠実な対応に終始し て、Xを正社員に復帰させる時期や条件等について具 体的かつ合理的な説明を何ら行わなかったものである から、契約準備段階における交渉当事者間の信義則上 の義務に違反したとされた例(ジャパンビジネスラボ 事件·東京地裁平30.9.11判決)······1195-28

| 損害賠償 | Y社の交渉姿勢により,Xの受けた不利益 の程度は著しいものといえ、Y社の不誠実な対応はい ずれもXが幼年の子を養育していることを原因とする ものであることを合わせて考慮すれば、Y社がXに対 して支払うべき慰謝料の金額としては、100万円が相 当であるとされた例(ジャパンビジネスラボ事件・東 京地裁平30.9.11判決) ...... 1195-28 損害賠償 Y社に対する訴訟提起についての記者会見 におけるXの発言が、Y社の名誉や信用が毀損される 行為に当たらないとされた例(ジャパンビジネスラボ 事件·東京地裁平30.9.11判決) ······· 1195-28

「損害賠償 上司の言動や使用者の対応の不備により精 神障害を発症したとしてなされた損害賠償請求につい て、事実が認められないか違法性がないとして棄却し た一審判断が維持された例(コンチネンタル・オート モーティブ事件・東京高裁平29.11.15判決)

.....1196-63

│損害賠償│ 被告Yには有休にかかる賃金支払義務を 怠ったことについて故意が認められるというべきであ るから、Yは、同額の損害につき不法行為に基づく賠 償義務を負うものというべきであるとされた例(横浜 A皮膚科経営者事件·横浜地裁平30.8.23判決)

.....1201-68

│損害賠償:反訴提起の不法行為該当性│ 被告Yによる 反訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相 当性を欠くと認められ、不法行為が成立するものと認 めることができるとされた例(横浜A皮膚科経営者事 件,横浜地裁平30.8.23判決)………1201-68

|損害賠償:反訴提起の不法行為該当性| Yの反訴提起 にかかる原告Xの慰謝料額が20万円とされた例(横浜 A皮膚科経営者事件·横浜地裁平30.8.23判決)

.....1201-68

│損害賠償│ 本件育休を取得した原告 X に対し,育児休 業を取得したことを理由としてなした被告Y法人によ る平成28年度の昇給不実施につき、不法行為に基づく 損害賠償責任が認められた例(学校法人近畿大学〔講 師・昇給等〕事件・大阪地裁平31.4.24判決)

.....1202-39

|損害賠償| 社会保険未加入による損害賠償として75万 余円が認められた例 (ジャパンレンタカーほか〔配転〕 事件・津地裁平31.4.12判決) …… 1202-58

│損害賠償│ 被告Yュ市が設置するAュ小の校長である C校長が、その職務を行うについて故意または過失に よって違法に原告Xに損害を加えたと認められるか ら、Y<sub>1</sub>市はXに対し国家賠償法1条に基づく損害賠 償責任を負い、C校長は被告Y2県が給与を負担して いる県費負担教職員であるから、Y2県は、同法3条 1項に基づき、Y<sub>1</sub>市とともに損害賠償責任を負うと された例(甲府市・山梨県〔市立小学校教諭〕事件・ 甲府地裁平30.11.13判決) ……………1202-95

│争訟:原告適格│ 特定事業主は,自らの事業にかかる 業務災害支給処分がされた場合、同処分の法的効果に より労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体 的な不利益を被るおそれのある者であるから、同処分 の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」

(行訴法9条1項)として、同処分の取消訴訟の原告 適格を有するとした一審判断が維持された例(国・歳 入徴収官神奈川労働局長 [医療法人社団総生会] 事件: 東京高裁平29.9.21判決)……………… 1203-76

損害賠償 配転後に原告 X の賞与がきわめて低く査定 されるようになったことにつき、使用者が正当な理由 なく査定その他の決定を怠り、または裁量権を濫用し て労働者に不利な査定その他の決定をしたときは、労 働者の期待権を侵害するものとして不法行為が成立す ると述べたうえで、配転からそれほど期間が経過して いない中で配転先の勤務成績を大きく考慮することは 公平を失し、そのような低い査定を正当化する事由を 見出しがたいこと、加えて、賃金減額やパワーハラス メント等も合わせ考慮すると、被告Y社が恣意的に減 額した意図も推認されるとして、裁量権濫用によるX の期待権侵害を認め、慰謝料20万円が認容された例(キ ムラフーズ事件・福岡地裁平31.4.15判決)……1205-5

│ 損害賠償 │ Y社の代表者によるXの胸を突いたり背中 を叩いたりした行為は、身体に対する暴行に該当し、 「解雇する」「給料を下げる」といった発言や、他の従 業員の前で怒鳴りつけた行為は、もはや業務指導の範 囲を超えたXの名誉感情を害する侮辱的、威圧的な言 動で、人格権侵害に該当するとして、また、Xを指導 していたベテラン従業員Aによる「作業は1回しか教 えない」との発言や代表者から休ませるなといわれて いるとXに告げた言動も,人格権侵害に当たるとして, 代表者の行為については会社法350条に基づき、上記 従業員の行為については民法715条に基づき、Y社の 賠償責任を認め、慰謝料50万円が認容された例(キム ラフーズ事件・福岡地裁平31.4.15判決) ……1205-5

損害賠償 Bの不法行為は、被告Y」社の事業の執行 について生じたものであり、また、Y1社が、本件事故 当日に被用者の選任およびその事業の監督について相 当の注意をしたとか、相当の注意をしても損害が生ず べきであったとは到底認められないから、 Y1社は、 本件事故の発生につき、使用者責任を負うとされた例 (ダイヤモンドほか事件・大阪地裁平31.2.26判決)

.....1205-81

|損害賠償:知的障害者の逸失利益の有無および額| 自 閉症で重度の知的障害者である亡Kにおいても、(そ の具体的な金額は別としても)一般就労を前提とした 平均賃金を得る蓋然性それ自体はあったものとして. その逸失利益算定の基礎となる収入としては、福祉的 就労を前提とした賃金や最低賃金によるのではなく、 一般就労を前提とする平均賃金によるのが相当である とされた例(社会福祉法人藤倉学園事件・東京地裁平 31.3.22判決) ...... 1206-15 | 損害賠償:知的障害者の逸失利益の有無および額 | K

の基礎収入額として、平成27年賃金センサスの男女 計・学歴計・19歳までの平均賃金により、238万1500円 が相当であるとされた例(社会福祉法人藤倉学園事 件 · 東京地裁平31.3.22判決) · · · · · · · 1206-15

「損害賠償:知的障害者の逸失利益の有無および額 K が本件施設を出て行方不明となり死亡するに至ったの は、K自身の行動にも由来するものの、被告Y法人に おいて、本件契約上、負担する、本件施設の利用児童 の生命、身体の安全に配慮すべき義務違反の程度は著 しく、これを軽視することはできないとされた例(社 会福祉法人藤倉学園事件・東京地裁平31.3.22判決)

| 損害賠償:知的障害者の逸失利益の有無および額 | K 固有の慰謝料として2000万円,原告Xら固有の慰謝料 として500万円(一人当たり250万円)が認められた例 (社会福祉法人藤倉学園事件・東京地裁平31.3.22判 決) -------1206-15

| 損害賠償 | 定年後の再雇用の期待が明らかである場合 において、その期待権を侵害したことにかかる損害賠 償額につき、少なくとも地域別最低賃金相当額を下回 らず、また損害発生期間については、原告Xの健康が 再雇用規程に基づき期待される最大限(5年間)まで 維持されるとは必ずしも断定できないことから、損害 賠償額は3年分相当額と認めるのが相当とされた例 (尾崎織マーク事件・京都地裁平30.4.13判決)

.....1210-66

その他:不当利得返還請求 被告・反訴原告Y社の原 告・反訴被告Xに対する反訴請求により、諸手当等に かかる計537万余円の不当利得返還請求が認められた 例 (KDDI事件·東京地裁平30.5.30判決)

.....1192-40

|その他:代理監督者 | A・B・C事件被告Υ₁社の親会 社たるC事件被告Y5社の大株主として、Y1社の社長 人事等の重要事項について実質的な決定権限を有して いたB事件被告Y4が民法715条2項の代理監督者に 当たるということはできないとされた例(プラネットシー アールほか事件・長崎地裁平30.12.7判決) ……1195-5 その他:訴えの利益 被告Y社と原告Xとの雇用関係 不存在の確認を求めるY社の訴えが却下された例 (ジャパンビジネスラボ事件・東京地裁平30.9.11判 決) --------------------------------1195-28

その他:消滅時効 安全配慮義務違反による損害賠償 請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にそ の権利を行使することが法律上可能になるというべき であり、本件では損害発生から本件訴えの提起まで10 年を経過しておらず, 消滅時効期間の経過は認められ ないとされた例(化学メーカーC社[有機溶剤中毒等] 事件·東京地裁平30.7.2判決) ······1195-64 その他:行政処分取消し 労働組合内の少数派であっ た原告Xらの昇格・昇給差別の救済申立てを棄却した 中労委命令は相当であるとして、Xらの請求が棄却さ れた例(国・中労委〔明治〈昇格・昇給差別〉〕事件・ 東京地裁平30.11.29判決) ……………1201-31

「その他:修学資金返還請求 貸付の趣旨や実質,本件 貸付規定の内容等本件貸付にかかる諸般の事情に照ら し、貸付金の返還義務が実質的に被控訴人(一審被告) Y<sub>1</sub>の退職の自由を不当に制限するものとして、労働 契約の不履行に対する損害賠償額の予定であると評価 できる場合には、本件貸付は、労働基準法16条に反す るものとすべきであるとされた例(医療法人杏祐会元 看護師ほか事件・広島高裁平29.9.6判決) …1202-163

|その他:修学資金返還請求| 本件貸付が実質として労 働契約の不履行に対する損害賠償額の予定を不可分の 要素として含むと認められる場合は、本件貸付は、形 式はともあれ、その実質は労働契約の一部を構成する ものとなるから、労働基準法13条が適用されるという べきであり、本件貸付が同法16条に反する場合に無効 となるのは、同条に反する部分に限られ、かつ、本件 貸付は同条に適合する内容に置き換えて補充されるこ とになるとされた例(医療法人杏祐会元看護師ほか事 件,広島高裁平29.9.6判決) ......1202-163

| その他:修学資金返還請求 | 労働基準法14条は, 契約 期間中の労働者の退職の自由が認められない有期労働 契約について、その契約期間を3年(特定の一部の職 種については5年)と定め、労働者の退職の自由を上 記期間を超えて制限することを許容しない趣旨である から,「退職の自由を不当に制限する」か否かの判断に おいては、事実上の制限となる期間が3年(特定の一 部の職種については5年)を超えるか否かを基準とし て重視すべきであるとされた例(医療法人杏祐会元看 護師ほか事件・広島高裁平29.9.6判決) ……1202-163

その他:修学資金返還請求 本件貸付規定の返還免除 期間は、看護師について労働基準法14条が労働者の退 職の自由を制限する限界としている3年間の倍の6年 間であり、同条の趣旨からも大きく逸脱した著しい長 期間である一方で、6年間に1日でも満たない場合は 全額返還を要するなど勤続年数に応じた減額措置もな く、Y1が正看護師資格取得後に約4年4か月も勤務 した事実は一切考慮されず、本件貸付②の要返還額は G看護学校在学中のY<sub>1</sub>の基本給の約10倍であって. この返還義務の負担が退職の自由を制限する事実上の 効果は非常に大きいことから、本件貸付規定により、 労働者の退職の自由について課す制限は、目的達成の 手段として均衡を著しく欠くものであって、合理性が あるとは到底認められないとされた例(医療法人杏祐 会元看護師ほか事件・広島高裁平29.9.6判決)

.....1202-163

│その他:修学資金返還請求│ 本件貸付②の返還合意部 分は、本件貸付規定の返還債務の免除規定(5条)お よび返還規定(6条)と相まって、実質的には、経済 的足止め策として、Y<sub>1</sub>の退職の自由を不当に制限す る, 労働契約の不履行に対する損害賠償の予定である といわざるを得ず,本件貸付②の返還合意部分は,労 働基準法16条に反するものとして同法13条により無効 であり、本件貸付②は、返還合意なき給付金契約にな るとされた例(医療法人杏祐会元看護師ほか事件・広 島高裁平29.9.6判決) ……………1202-163

その他:行政処分取消し 特定事業に従事する労働者 について業務災害支給処分がされたことを前提として 当該事業の特定事業主に対して労働保険料認定処分が されている場合には,業務災害支給処分が取消判決等 により取り消されたもの、または無効なものでない限 り、労働保険料認定処分の取消訴訟において、業務災 害支給処分の違法を労働保険料認定処分の取消事由と して主張することは許されないとした一審判断が維持 された例(国・歳入徴収官神奈川労働局長〔医療法人 社団総生会]事件・東京高裁平29.9.21判決)

.....1203-76

その他:行政処分取消し 医療業に従事する労働者で ある訴外Aについて本件支給処分がされたことを前提 として当該事業の特定事業主である控訴人(一審原告) X会に対し本件認定処分がされており、本件支給処分 が取消判決等により取り消されたもの、または無効な もののいずれにも当たらない以上、本件認定処分の取 消訴訟である本件訴訟において、X会が本件支給処分 の違法を本件認定処分の取消事由として主張すること は許されないとした一審判断が維持された例(国・歳 入徵収官神奈川労働局長 [医療法人社団総生会] 事件: 東京高裁平29.9.21判決) ……………1203-76

その他:行政処分取消し 一審判断を維持し、X会の 本件認定処分取消請求が棄却された例(国・歳入徴収 官神奈川労働局長〔医療法人社団総生会〕事件・東京 高裁平29.9.21判決) ……………………… 1203-76

その他:知的障害者の一般企業における就労の蓋然性 わが国における障害者雇用施策は正に大きな転換期 を迎えようとしているのであって、知的障害者の一般 就労がいまだ十分でない現状にあるとしても、かかる 現状のみに捕らわれて、知的障害者の一般企業におけ る就労の蓋然性を直ちに否定することは相当ではな く,あくまでも個々の知的障害者の有する稼働能力(潜 在的な稼働能力を含む)の有無、程度を具体的に検討 したうえで, その一般就労の蓋然性の有無, 程度を判 断するのが相当であるとされた例(社会福祉法人藤倉 学園事件・東京地裁平31.3.22判決)………1206-15 その他:知的障害者の一般企業における就労の蓋然性

特定の物事に極端にこだわるという自閉症の一般的 な特性のほか、亡Kの実際の行動が、本件施設の担当 職員のみならず、Kの両親である原告Xらの想定を超 えるものであったことに照らせば、Kには特定の分野、 範囲に限っては高い集中力をもって障害者でない者と 同等の、場合によっては障害者でない者よりも優れた 稼働能力を発揮する蓋然性があったことがうかがわれ るとされた例(社会福祉法人藤倉学園事件・東京地裁 平31.3.22判決) ……………1206-15

## その他:知的障害者の一般企業における就労の蓋然性

重度の知的障害者が有すると思われる潜在的な稼働 能力の認識、発見は必ずしも容易ではなく、Kが具体 的にいかなる分野、範囲について、その有する能力を 有効に発揮することができたかを的確に認めるに足り る証拠はなく、仮にKの有するであろう潜在的な稼働 能力を有効に発揮し得る分野、範囲を早期に認識、発 見することができたとしても、これに適合する労働環 境の整備が一朝一夕に実現されるわけではないもの の、Kの就労可能期間(49年間)が極めて長期に及ぶ ことに鑑みると、Kの特性に配慮した職業リハビリ テーションの措置等を講ずることにより、上記就労可 能期間のいずれかの時点では、その有する潜在的な稼 働能力が顕在化し、障害者でない者と同等の、場合に よっては障害者でない者よりも優れた稼働能力を発揮 した蓋然性は高いというべきであるとされた例(社会 福祉法人藤倉学園事件・東京地裁平31.3.22判決)

.....1206-15

その他:行政処分取消し 給付基礎日額に誤りがある として、遺族補償給付および葬祭料の支給額を変更す る処分が取り消された例(国・茂原労基署長〔株式会 社まつり〕事件・東京地裁平31.4.26判決)… 1207-56 その他:行政処分取消し 労働者災害補償保険の遺族 補償給付等を不支給とする労働基準監督署の決定が取 り消された例(国・熊本労基署長〔ヤマト運輸〕事件・ 熊本地裁令元.6.26判決)……………1210-19

## 労働組合・組合活動・争議行為

「不当労働行為:団交拒否」 本件第一, 二回団交時に原 告Y社が雇止めについて相応の説明を尽くしたのに対 し、本件組合は具体的な反論等を行わず、労契法19条 に関する自説に固執して雇止めの撤回を要求するのみ であったことや, Y社が本件労働者の勤務状況に照ら して雇止めを判断したことが合理的な理由を欠くもの とはいえないことなどに照らすと、Y社が本件雇止め に関する団体交渉を打ち切り,以降,これに応じなかっ たことは労組法7条2号に反しないとされた例(国・

中労委[日本郵便〈晴海郵便局〉]事件・東京地裁平30. 12.20判決)…………1210-52

不当労働行為:団交拒否 本件雇止めにかかる団体交 渉にY社が応じなかったことについて正当な理由がな いとはいえないことに加え、従前の本件組合の交渉態 度や本件各団交申入書の記載内容, さらに, 本件副部 長発言が録音等の客観的証拠に基づいて議論できるよ うなものではなかったことをも考慮すれば、Y社が、 B副部長がパワーハラスメントを行った事実はないと 回答したのみで、本件組合の謝罪要求にかかる団体交 渉にそれ以上応じなかったこともやむを得ないとされ た例(国・中労委〔日本郵便〈晴海郵便局〉〕事件・東 京地裁平30.12.20判決) ………………… 1210-52

│その他:組合事務所明渡し│ 組合事務所の明渡請求を 棄却した一審判決が維持され、控訴人(一審原告)X 社からの控訴が棄却された例(ヤマト交通〔組合事務 所明渡請求〕事件·東京高裁令元.7.3判決)····1210-5

| その他:組合事務所明渡し | 使用目的を組合事務所と する期間の定めのない使用貸借契約が締結されていた と認めるのが相当とした一審判断が維持された例(ヤ マト交通〔組合事務所明渡請求〕事件・東京高裁令元、 7.3判決)------1210-5

その他:組合事務所明渡し 使用貸借契約は、組合事 務所としての使用を終わらないうちは、原則として終 了しないというべきであるが、組合事務所の無償貸与 は、使用者による恩恵的な便宜供与の性格を有するこ とも否定できないから、使用者がその返還を請求する に足りる正当な事由がある場合には、使用者との間の 使用貸借契約が終了するものと解すべきとした一審判 断が維持された例(ヤマト交通[組合事務所明渡請求] 事件・東京高裁令元.7.3判決) ······1210-5

## 寸 体 交 渉

#### 労 働 協 約

効力 建交労組が上告人(二審控訴人・一審原告) X を代理して具体的に発生した賃金債権を放棄する旨の 本件合意をしたなど、本件合意の効果がXに帰属する ことを基礎付ける事情はうかがわれず、本件合意に よってXの本件各未払賃金にかかる債権が放棄された ものということはできないとされた例(平尾事件・最 高裁一小平31.4.25判決) …………1208-5

**効力** 具体的に発生した賃金請求権を事後に締結され た労働協約の遡及適用により処分または変更すること は許されないところ、Xの本件未払賃金1にかかる賃

2にかかる賃金請求権のうち第2協約の締結前にそれ ぞれ具体的に発生していたものについては、Xによる 特別の授権がない限り、労働協約により支払いを猶予 することはできないとされた例(平尾事件・最高裁一 小平31.4.25判決) ......1208-5 **効力** 本件各未払賃金のうち、第1協約により支払い が猶予されたものについては第2協約および第3協約 が締結されたことにより、第2協約により支払いが猶 予されたものについては第3協約が締結されたことに より、その後も弁済期が到来しなかったものであり、 これらについては、第3協約の対象とされた最後の支 給分の月例賃金の弁済期であった平成28年7月末日の 経過後、支払いが猶予された賃金のその後の取扱いに ついて、協議をするのに通常必要な期間を超えて協議 が行われなかったとき、またはその期間内に協議が開

金請求権のうち第1協約の締結前および本件未払賃金

## 不当労働行為

始されても合理的期間内に合意に至らなかったときに

は、弁済期が到来するものと解されるとされた例(平 尾事件・最高裁一小平31.4.25判決) ………1208-5

不利益 控訴人兼被控訴人(一審被告) Y 1 社が被控 訴人兼控訴人(一審原告) X1らに対し、Y1社から被 控訴人兼控訴人(一審被告)Y4社への本件事業譲渡 および従業員の移籍に関する一体的なスキームの一環 として支払われた割増退職金を支払わなかったこと は、X<sub>1</sub>らがX労組に加入していることの故をもって、 X」らに経済的な不利益を課す不利益取扱い(労組法 7条1号)に該当し、民法709条の不法行為に該当する とした一審判断が維持された例(協和海運ほか事件・ 東京高裁平30.4.25判決) …………1193-5

|不利益:組合活動を理由とする昇格・昇給差別| 労組 法27条2項が行為の日から1年を経過した申立てを認 めない趣旨は,証拠収集や実情把握が困難となり,かえ って労使関係の安定を阻害するおそれや、救済の実益 が乏しくなっている場合もあるからであり、一括して 一個の行為と評価できる「継続する行為」の範囲をあま り緩やかに解すると除斥期間が定められた趣旨を没却 することとなりかねないから、継続する行為に当たる か否かは、除斥期間の趣旨を踏まえ、各行為の具体的 な意図、関連性、時間的接着性等に照らして判断すべ きであるとされた例(国・中労委〔明治〈昇格・昇給 差別〉〕事件·東京地裁平30.11.29判決)······1201-31 |不利益:組合活動を理由とする昇格・昇給差別| 原告 Xらを一つの集団として集団的考察を行うことは可能 であるが、多数派集団と母数に有意な差があり、その

職分や所属工場の割合が近似しているとも認められな

いから、人事考課の成績分布の差を直ちに不合理とい うことはできず、その差が有意なものであるか否かを 慎重に検討する必要があるというべきであり、 Z 労組 組合員集団の考課上位者と下位者の分布に差異がある 部分も認められるものの、組合活動を嫌悪したことに 基づいて、ことさらに低い人事考課をした結果である と認めることはできないとされた例(国・中労委〔明 治 (昇格·昇給差別)]事件·東京地裁平30.11.29判決)

.....1201-31

団交拒否 端末機器の貸与の有無は、取次業務による 取次件数に大きく影響するものと解され、その貸与の 有無は,「地域スタッフ」の経済的地位に関わるもので あり、労働者の労働条件にかかわる事項であると認め られるから、本件団交申入れは義務的団交事項を含む とされた例(国・中労委[NHK(全受労南大阪(旧 堺) 支部> 〕事件・東京高裁平30.1.25判決)

.....1190-54

|団交拒否| 「地域スタッフ」でない別の労働組合所属 の者の出席を拒否することに正当な理由は見出せない として、本件団交申入れに対する控訴人(一審原告) Xの対応は、正当な理由のない団交拒否の不当労働行 為に該当するとされた例(国・中労委〔NHK〈全受 労南大阪(旧堺) 支部> 〕事件・東京高裁平30.1.25判 決) ......1190-54

団交拒否 3月26日付団体交渉申入れおよび5月9日 付団体交渉申入れは、いずれも被告補助参加人組合員 の労働条件等の義務的団体交渉事項を含むものであ り、原告X法人は、少なくとも当該事項については団 体交渉義務を負っていたものであるが、交渉場所を学 外とする開催条件に固執して団体交渉に応じなかった ものであるから、このようなX法人の対応は、正当な 理由がない限り、団体交渉拒否の不当労働行為に当た るところ、本件においてX法人は、学外での団体交渉 に固執して団体交渉の開催に向けた誠実な交渉を怠っ たものであるから、正当な理由なく団体交渉を拒否し たものと認めるのが相当であるとされた例(国・中労 委〔大乗淑徳学園〈淑徳大学〉〕事件・東京地裁平31. 2.21判決) ……………………1205-38

|支配介入 | 使用者がその管理する施設を利用した組合 活動を許さないことが権利の濫用であると認められ支 配介入に当たるか否かは、施設管理権と組合活動の調 和を図る見地から、当該組合活動の内容および必要性、 当該組合活動により使用者に生ずる支障の有無および 程度、使用者の不当労働行為意思の有無等の諸点を総 合考慮して判断すべきであるとされた例(国・中労委 〔大乗淑徳学園〈淑徳大学〉〕事件・東京地裁平31.2. 21判決) ...... 1205-38

│**支配介入**│ 原告x法人が被告補助参加人との連絡手段

を郵便に限定したことは、参加人組合員の雇用維持と いう重要な議題を含む団体交渉についての連絡を、施 設管理上顕著な支障がないにもかかわらず、参加人を 弱体化させる意図により妨害したものであって、施設 管理権を濫用したものとして参加人の運営に対する支 配介入に当たると認めるのが相当であるとされた例 (国・中労委〔大乗淑徳学園〈淑徳大学〉〕事件・東京 地裁平31.2.21判決) ………………………… 1205-38

| 救済手続き | 労組法上の「労働者」については、労働 契約によって労務を提供する者のみならず、これに準 じて使用者との交渉上の対等性を確保するための労組 法の保護を及ぼすことが必要かつ適切と認められる者 をも含み、これに当たるか否かについては、契約の実 際の運用等の実態に即して、事業組織への組込みの有 無、契約内容の一方的・定型的決定の有無、報酬の労 務対価性、業務の依頼に対する諾否の自由の有無、指 揮監督下の労務の提供の有無、事業者性等の事情を総 合考慮して決すべきであるとされた例 (国・中労委[N HK 〈全受労南大阪(旧堺) 支部〉〕事件·東京高裁 平30.1.25判決) …………………………………………1190-54

│**救済手続き** │ 控訴人(一審原告) X との間で委託契約 を締結して放送受信料の集金業務や放送受信契約締結 の取次等の業務に従事する「地域スタッフ」が、労組 法上の「労働者」に該当するとされた例(国・中労委 [NHK〈全受労南大阪(旧堺)支部〉]事件·東京 高裁平30.1.25判決) ……………………… 1190-54

# 労 委 命 令

## ◆不利益取扱い

│組合員に対する配置転換命令 │ 申立人労組の書記長 C を生活相談員から生活支援員に配置転換したことが不 当労働行為とされた例(社会福祉法人札幌明啓院〔配 転〕事件・北海道労委平30.9.28命令)……1189-184 | 労組委員長に対する定年延長拒否 | 就業規則を適用し て労組委員長A<sub>1</sub>を定年退職としたこと, および同人 に満73歳までの契約更新条項を適用しなかったことが いずれも不当労働行為に当たらないとした初審命令が 維持された例 (ツクイ事件・中労委平30.8.1命令)

組合員に対する再雇用更新拒絶 未払賃金請求訴訟の 原告となり、定年または契約期間が満了した組合員9 名について労働者供給契約の申込みを行わず、同人ら と雇用契約を締結しなかったことが不当労働行為とさ れた例(国際自動車〔km国際自動車労組〕事件・東 京都労委平30.6.5命令)……………1189-186

.....1189-185

組合員の解雇 葬儀場のマイクロバス運転手である組

合員A₂を、セクハラの言動を理由に解雇したことが 不当労働行為とされた例(日本セレモニー事件・福岡 県労委平30.9.21命令) ……………1190-92 │組合員である非常勤講師の雇止め │ 労組加入を公然化 した組合員Agとの非常勤講師契約を再締結しなかっ たことが不当労働行為に当たらないとした初審命令が 維持された例(学校法人文際学園〔非常勤講師〕事件・ 中労委平30.2.21命令) …………………… 1190-93 組合員である有期雇用職員の雇止め 契約期間満了を 理由に有期雇用職員である組合員 A2, A3の契約を更 新しなかったことが不当労働行為に当たらないとされ た例(国立研究開発法人情報通信研究機構事件・東京 都労委平30.2.20命令) …………1190-94 |労働者供給に関する基本契約拒否| 労組の申し入れた 労働者供給に関する基本契約締結を拒否した会社の対 応が不当労働行為とされた例(国際自動車7社事件・ 東京都労委平30.11.6命令) ..... 1192-92 │年休を流さない運動を行った組合員に対する配転│ 年 休を流さない運動を行ったAを平野工場から東淀工場 に配転したことが不当労働行為に当たらないとされた 例(大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事件・大阪 府労委平30.7.31命令)……………1192-93 配車差別 貸切バスの担当者変更の一部は合理的理由 が認められ,不当労働行為に当たらないものの,その 一部は組合員に対する配車差別の不当労働行為とされ た例(船木鉄道事件・山口県労委平30.10.25命令) .....1194-90 | 労組執行委員長の雇止め | 交通事故等を理由に労組委 員長の再雇用契約を更新せず、雇止めにしたことが不 当労働行為とされた例(太宰府タクシー事件・福岡県 労委平30.11.2命令)······1196-93 │協定破棄│ 労働者供給事業の日雇労働者の月13日稼働 確保協定を破棄したことが不当労働行為といえないと された例(上組陸運事件・兵庫県労委平31.1.24命令) .....1198-80 | 組合員に対する懲戒処分 | 労働組合の執行委員長であ るA2に対し、介護事故を理由として減給の懲戒処分 に付したことを不当労働行為とした初審命令が維持さ れた例(社会福祉法人祐愛会事件・中労委平30.10.17 命令) …………………………………………1198-82 │組合員に対する賃金減額│ 労組に加入したゴルフ場レ

ストラン料理長X。の賃金を大幅に減額して支給した

ことが不当労働行為とされた例(朝日ダイヤゴルフ事

件 · 大阪府労委平30.7.13命令) · · · · · · · 1198-84

後のX2に対し、料理長への復職を拒否し、清掃業務

等への就労を提示したこと、および提示に応じない

X2に賃金を支払わなかったことが不当労働行為とさ

│組合員に対する清掃業務等の提示 │ 自宅待機命令解除

命令) ……………………1198-84 |組合員に対する解雇| 自宅待機命令解除後長期にわ たって出社命令に応じなかったX2を解雇したことが 不当労働行為とされた例(朝日ダイヤゴルフ事件・大 阪府労委平30.7.13命令) ...... 1198-84 | 組合員に対する解雇・雇止め | 法人の設置する大学の 学部廃止に伴い、同学部の教員である組合員5名を解 雇したこと, および同学部で定年退職後再雇用されて いた組合員2名を雇止めしたことがいずれも不当労働 行為に当たらないとされた例(学校法人奈良学園〔解 雇・雇止め等〕事件・奈良県労委平31.1.24命令) .....1200-90 |組合員に対する支部不採用| 被申立人Y社は,代理店 従業員である組合員との関係において、労組法上の使 用者と認められるから, 労働組合結成を企図した組合 員2名の雇用を終了させて同人らを失職させたことが 不当労働行為とされた例(ベルコ〔代理店従業員不採 用〕事件・北海道労委平31.4.26命令)……1202-181 | 労組交渉窓口担当交代要求 | 学校法人が労組の交渉窓 口担当者の交代を求めたことを不当労働行為とした初 審命令が維持された例(学校法人大阪YMCA事件・ 中労委平31.2.6命令) …… 1203-84 | 組合員の不採用 | 会社が心斎橋郵便局の期間雇用社員 として採用決定を通知した組合員X2を採用しなかっ たことは不当労働行為であるが、中之島等9つの郵便 局の期間雇用社員にX₂を採用しなかったことは不当 労働行為に当たらないとされた例(日本郵便〔心斎橋 局〕事件·大阪府労委平30.12.14命令) ······· 1203-85 | 組合員の定年後再雇用 | 定年退職後の組合員 C に対し て職能資格等級を3段階降格し、契約内容を他の定年 退職者より低くしたことが不当労働行為とされた例 (サンプラザ〔再雇用〕事件・大阪府労委平30.11.9命 令) -------1203-86 |事業撤退に伴う解雇 | 製造事業からの撤退を理由に組 合員8名を解雇したことが不当労働行為に当たらない とされた例 (新井鉄工所事件・東京都労委平30.12.4命

れた例(朝日ダイヤゴルフ事件・大阪府労委平30.7.13

組合員の雇止め 希望退職の応募者が定員に達しな かったことを理由に、有期限雇用の嘱託職員である組 合書記長を雇止めにしたことが不当労働行為とされた

令) -------1205-94

等の業務について、請負契約により行っていた申立外

C」社から労働者派遣事業を行う被申立人Y2社に切

り替わった際、C<sub>1</sub>社に雇用されていた組合員5名の

みY<sub>2</sub>社に雇用されなかったことが不当労働行為とさ

れた例(東リほか1社事件・兵庫県労委平31.4.25命令)

【組合員の不採用 被申立人Y₁社伊丹工場の巾木工程

.....1209-82

例(学校法人大阪YMCA〔雇止め〕事件・大阪府労 委平31.2.22命令)………………1209-84

# ◆団交拒否

団交応諾義務 持株会社である親会社は労組法上の使 用者に当たらないから、 労組の申し入れた団交に応じ なかったことは不当労働行為に当たらないとした初審 命令が維持された例(昭和ホールディングスほか事 件・中労委平30.11.21命令) ………1194-89

団交応諾義務,誠実交渉義務 非常勤講師の契約更新 を議題とする3回の団交における大学の対応およびそ の後の団交申入れに応じなかったことが不当労働行為 とされた例(学校法人明治大学〔非常勤講師・更新拒 **絶〕事件・**東京都労委平30.12.18命令) · · · · · · 1196-92

│団交応諾義務│ 労組の団交申入れに対して,一部の事 項について書面による回答だけを行ったこと、および 開催条件に固執して団交を拒否したことなどの会社の 対応を不当労働行為とした初審命令が維持された例 (アート警備事件・中労委平31.1.31命令) …… 1196-90

|団**交応諾義務|** 組合員A₂の契約不更新にかかる第4 回団交に応じない会社の対応は不当労働行為である が、初審命令後に第4回団交が行われたことにより、 救済の利益が失われたとして初審救済命令が取り消さ れた例(交通機械サービス事件・中労委平30.12.19命 令) -------1200-92

団交応諾義務 | 組合員2名の雇用継続を議題とする団 交に応じなかったことが不当労働行為とされた例(べ ルコ [代理店従業員不採用] 事件・北海道労委平31.4. 26命令) ······1202-181

団交応諾義務 賃上げを議題とする団交における学校 法人の対応, 賃上げを議題とする団交を約2か月半延 引したこと等を不当労働行為とした初審命令が維持さ れた例(学校法人大阪YMCA事件・中労委平31.2.6 命令) · · · · · 1203-84

|団交応諾義務| 労組の団交申入れに対する再審査被申 立人(初審被申立人) Y 1社の対応が不当労働行為に当 たらないとした初審命令が維持された例(三協技研工 業ほか1社事件・中労委平31.2.20命令)…… 1205-92

**団交応諾義務** 被申立人会社とフランチャイズ契約を 締結して公文式教室を開設し、生徒指導に当たる教室 指導者らの組織する申立人労組の申し入れた。同人ら の労働条件を議題とする団体交渉に応じない会社の対 応は正当な理由のない団体交渉拒否であるとされた例 (公文教育研究会事件·東京都労委令元.5.28命令)

.....1207-89

団交応諾義務 労務の供給が業務委託等の労働契約以 外の契約形式によってなされる者であっても、実質的 に、①当該労務供給を行う者たちが、相手方の事業活

動に不可欠な労働力として恒常的に労務供給を行うな ど、いわば相手方の事業組織に組み入れられていると いえるか, ②当該労務供給契約の全部または重要部分 が、相手方により一方的・定型的に決定されているか、 ③当該労務供給者への報酬が当該労務供給に対する対 価ないし同対価に類似するものとみることができる か、という判断要素に照らし、団体交渉の保護を及ぼ すべき必要性と適切性が認められる場合には、 当該労 務供給者は、労組法上、「賃金、給料その他これに準ず る収入によって生活する」労働者に当たるとみるべき であるとされた例(セブンーイレブン・ジャパン事件・ 中労委平31.2.6命令) ……………1209-15

団交応諾義務 加盟者は,再審査申立人(初審被申立人) Y社との間のフランチャイズ契約に基づいて経営判断 上一定の制約を受けている面があるとしても、 同契約 に基づく利益を享受している面もあるのであって、こ れらを前提としたうえで,自らの裁量で経営判断をし, 損益を帰属させていると評価することができるもので あるから、その実態としても、独立した小売事業者と しての性格を失っているとはいえないとされた例(セ ブンーイレブン・ジャパン事件・中労委平31.2.6命令) .....1209-15

団交応諾義務 年中無休・24時間営業体制の遵守や収 益確保等の観点から、実際上、加盟者が店長等として 自店での業務に従事している例が多いことは確かであ るが、個人事業主や法人の代表者においてもそのよう な例は生じ得ることであり、加盟者が独立した小売事 業者である以上、そのことは、加盟者がY社の事業の ための労働力としてその事業組織に組み入れられてい るとの評価に直結するものとはいえないとされた例 (セブンーイレブン・ジャパン事件・中労委平31.2.6 命令) ······ 1209-15

団交応諾義務 加盟者は、その店舗の営業日・営業時 間についてY社からの拘束を受けているといえるが、 それをもって加盟者が業務従事についての時間的拘束 を受けているということはできず、場所についても拘 束を受けているということはできないとされ、また、 店舗運営業務についてOFCの助言・指導等やY社の マニュアルは、本件フランチャイズ契約に違反する行 為に対するものを除いては、基本的に加盟者への拘束 力を持つものではないし、加盟者がそれらに事実上従 わざるを得ないことがあるとしても、それは小売事業 者の事業活動としての店舗経営への制約とみるべきも のであって、広い意味でも、加盟者の労務供給への指 揮監督としての性格を持つとはいえないとされた例 (セブンーイレブン・ジャパン事件・中労委平31.2.6 命令) -------1209-15

**団交応諾義務** コンビニエンスストアの経営という観

点からみる限りは、Y社と加盟者の間で専属性を否定 することはできないが、そのような制約はフランチャ イズ・システムを利用しての事業活動としての店舗経 営への制約となるものではあるが、本件においては加 盟者が他の事業を営むことは禁じられていないことに 鑑みると、上記事実を、加盟者がY社の事業のための 労働力として事業組織に組み入れられているといえる かどうかの判断に当たって重視することはできないと いうべきであるとされた例(セブンーイレブン・ジャ パン事件・中労委平31.2.6命令) …… 1209-15

│団交応諾義務│ 本件においては、加盟者は小売事業者 として、自ら資金を調達するとともに事業の費用を負 担しており、また、損失や利益の帰属主体となり、自 らの判断で従業員の雇用や人事管理等を行うことで他 人労働力等を活用し、自ら選択した場所でコンビニエ ンスストアの経営を行っているのであって、資金の管 理、商品の仕入れ及び営業日・営業時間について一定 の制約はあるものの、なお経営者として相当の裁量を 有する独立の小売事業者としての性格を持つものであ るとされた例(セブンーイレブン・ジャパン事件・中 労委平31.2.6命令) ······ 1209-15

│団交応諾義務│ 加盟者は, Y社から時間的・場所的拘 束を受けて労務を供給しているとはいえないうえ. 店 舗において店舗運営業務に従事する際には実際上マ ニュアル等に従い、OFCの助言・指導を受けてはい るものの、本件フランチャイズ契約に違反する行為に 対するものを除いては、これらに拘束力があるとはい えず、それにより店舗での業務遂行が事実上制約を受 ける面があるとしても、それは加盟者の事業活動とし ての店舗経営への制約とみるべきものであり、加盟者 が広い意味でもY社の指揮監督の下で労務を供給して いるとはいえないとされた例(セブンーイレブン・ジャ パン事件・中労委平31.2.6命令) …… 1209-15

| 団交応諾義務 | 加盟者は独立した小売事業者であるこ とからすると、本件フランチャイズ契約は、加盟者の 労務供給や労働条件というよりは, 加盟者による店舗 経営という事業活動の態様について規定しているとみ るのが相当であり、Y社がその内容を一方的に決定し ていることは、Y社と加盟者の間での事業者としての 交渉力の格差を示すものであるとしても、加盟者の労 組法上の労働者性を根拠付けるものとはいえないとさ れた例(セブンーイレブン・ジャパン事件・中労委平 31.2.6命令) ……………………1209-15

|団交応諾義務| 加盟者がセブンイレブン・システムの 一部であるオープンアカウントを通じた決済の過程で Y社から金員を受領しているとしても、そのことを もってY社から加盟者への報酬と評価する前提を欠く というべきであって、加盟者がY社から賃金、給料そ

の他これに準ずる収入を得ているとはいえないとされ た例(セブンーイレブン・ジャパン事件・中労委平31. 2.6命令) · · · · · · · 1209-15

団交応諾義務 加盟者は、独立した事業者であり、自 身の小売事業の経営全体に関し、事業の形態や店舗数 等に関する判断, また, 日々の商品の仕入れの工夫や 経費の支出等に関する判断や業務の差配によって、恒 常的に独立した経営判断により利得する機会を有して いるとともに、自らの行う小売事業の費用を負担し、 その損失や利益の帰属主体となり、他人労働力等を活 用して、自らリスクを引き受けて事業を行っているの であって、顕著な事業者性を備えているということが できるとされた例(セブンーイレブン・ジャパン事件・ 中労委平31.2.6命令) ………………1209-15

|誠実交渉義務| 労働者供給契約に基づき供給されてい る日々雇用労働者の賃上げを議題とする団交での会社 の対応を不当労働行為とした初審命令が維持された例 (千代川運輸事件・中労委平31.1.23命令) ……1196-91 誠実交渉義務 あっせん合意後の団交における法人の 対応が不当労働行為に該当するとされた例(学校法人 奈良学園 [解雇・雇止め等] 事件・奈良県労委平31.1. 24命令) · · · · · · 1200-90

誠実交渉義務 平成27年1月1日からの55歳超の教職 員の昇給抑制および同年4月1日からの給与制度の見 直しによる賃金引下げにかかる団交における大学の対 応が不誠実であるとして不当労働行為とされた例(国 立大学法人山形大学事件:山形県労委平31.1.15命令) .....1200-91

|誠実交渉義務| 一時金の年間支給月数に関する労使合 意を否定し、自らの提案に固執する会社の対応が不当 労働行為に当たらないとした初審命令が維持された例 (D新聞社事件・中労委平30.11.7命令)······1200-93 |誠実交渉義務| 労組の申し入れた団交に社長が出席し なかったこと, 団交における会社側出席者の対応, 団 交期日の決定にかかる会社の対応がいずれも不誠実と いえず、不当労働行為に当たらないとされた例(第一 交通産業ほか事件・愛知県労委平30.10.19命令)

.....1203-87

# ◆支配介入

│組合掲示板不貸与│ 被申立人会社内に併存する申立外 2 労組に掲示板を貸与しながら新たに結成された申立 人労組の下部組織 A<sub>1</sub>分会に掲示板を貸与しなかった ことが不当労働行為とされた例(山陽タクシー事件・ 兵庫県労委平30.10.25命令) ………1189-183

労組委員長に対する定年延長拒否 就業規則を適用し て労組委員長A<sub>1</sub>を定年退職としたこと, および同人 に満73歳までの契約更新条項を適用しなかったことが

いずれも不当労働行為に当たらないとした初審命令が 維持された例 (**ツクイ事件**・中労委平30.8.1命令)

.....1189-185

組合員に対する再雇用更新拒絶 未払賃金請求訴訟の 原告となり、定年または契約期間が満了した組合員9 名について労働者供給契約の申込みを行わず、同人ら と雇用契約を締結しなかったことが不当労働行為とさ れた例(国際自動車 [km国際自動車労組]事件・東 京都労委平30.6.5 命令) ......1189-186

組合員の解雇 葬儀場のマイクロバス運転手である組 合員A2を、セクハラの言動を理由に解雇したことが 不当労働行為とされた例(日本セレモニー事件・福岡 県労委平30.9.21命令) …………1190-92

|労働者供給に関する基本契約拒否| 労組の申し入れた 労働者供給に関する基本契約締結を拒否した会社の対 応が不当労働行為とされた例(国際自動車7社事件・ 東京都労委平30.11.6命令) …………1192-92

│年休を流さない運動を行った組合員に対する配転│ 年 休を流さない運動を行ったAを平野工場から東淀工場 に配転したことが不当労働行為に当たらないとされた 例(大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事件・大阪 府労委平30.7.31命令) ...... 1192-93

雇用問題に関する団交の拒否 子会社2社が、平成27 年8月18日付で労組の申し入れた土地売却等に伴う雇 用問題に関する団交に応じない対応をとったことは支 配介入の不当労働行為に当たるとして、初審命令が一 部変更された例(昭和ホールディングスほか事件・中 労委平30.11.21命令) ……………1194-89

|配車差別| 貸切バスの担当者変更の一部は合理的理由 が認められ、不当労働行為に当たらないものの、その 一部は組合員に対する配車差別の不当労働行為とされ た例(船木鉄道事件・山口県労委平30.10.25命令)

.....1194-90

組合掲示板設置等の便宜供与拒否 市に勤務する労組 の組合員が1名であることなどを理由に、労組の要求 する掲示板設置等の便宜供与を拒否したことが不当労 働行為に当たらないとされた例(東大和市事件・東京 都労委平30.7.17命令) ………………… 1194-92

│協定破棄│ 労働者供給事業の日雇労働者の月13日稼働 確保協定を破棄したことが不当労働行為といえないと された例(上組陸運事件・兵庫県労委平31.1.24命令) .....1198-80

組合事務所貸与拒否 組合員数の差等を理由に申立外 C<sub>1</sub>組合に組合事務所を貸与しながら、労組に貸与し なかったことを不当労働行為とした初審命令が維持さ れた例(日本郵便輸送事件・中労委平30.11.7命令)

.....1198-81

組合員に対する賃金減額 | 労組に加入したゴルフ場レ

ストラン料理長X₂の賃金を大幅に減額して支給した ことが不当労働行為とされた例(朝日ダイヤゴルフ事 件 · 大阪府労委平30.7.13命令) · · · · · · · 1198-84

|組合員に対する清掃業務等の提示| 自宅待機命令解除 後のXoに対し、料理長への復職を拒否し、清掃業務 等への就労を提示したこと、および提示に応じない X2に賃金を支払わなかったことが不当労働行為とさ れた例(朝日ダイヤゴルフ事件・大阪府労委平30.7.13 命令) ------------------------1198-84

組合員に対する解雇 自宅待機命令解除後長期にわ たって出社命令に応じなかったX2を解雇したことが 不当労働行為とされた例(朝日ダイヤゴルフ事件・大 阪府労委平30.7.13命令) …… 1198-84

│組合員に対する解雇・雇止め │ 法人の設置する大学の 学部廃止に伴い、同学部の教員である組合員5名を解 雇したこと, および同学部で定年退職後再雇用されて いた組合員2名を雇止めにしたことがいずれも不当労 働行為に当たらないとされた例(学校法人奈良学園[解 **雇・雇止め等〕事件・**奈良県労委平31.1.24命令)

.....1200-90

|労使合意を否定した一時金支給| 一時金の年間支給月 数に関する労使合意を否定し、会社提案の一時金を支 払ったことが不当労働行為に当たらないとした初審命 令が維持された例(D新聞社事件・中労委平30.11.7命 令) · · · · · · 1200-93

|組合員に対する支部不採用| 被申立人Y社は,代理店 従業員である組合員との関係において、労組法上の使 用者と認められるから, 労働組合結成を企図した組合 員2名の雇用を終了させて同人らを失職させたことが 不当労働行為とされた例(ベルコ〔代理店従業員不採 用〕事件・北海道労委平31.4.26命令)……1202-181

|労組交渉窓口担当交代要求| 学校法人が労組の交渉窓 口担当者の交代を求めたことが不当労働行為とした初 審命令が維持された例(学校法人大阪YMCA事件・ 中労委平31.2.6命令) ……………1203-84

「組合員の不採用 会社が心斎橋郵便局の期間雇用社員 として採用決定を通知した組合員 X<sub>2</sub>を採用しなかっ たことは不当労働行為であるが、中之島等9つの郵便 局の期間雇用社員にX<sub>2</sub>を採用しなかったことは不当 労働行為に当たらないとされた例(日本郵便〔心斎橋 局〕事件・大阪府労委平30.12.14命令) …… 1203-85

組合員の定年後再雇用 定年退職後の組合員 C に対し て職能資格等級を3段階降格し、契約内容を他の定年 退職者より低くしたことが不当労働行為とされた例 (サンプラザ〔再雇用〕事件・大阪府労委平30.11.9命 令) ------------------1203-86

|労組に対する誹謗中傷発言| 申立人労組の団交申入れ に対し、被申立人Y1の取締役B2が組合員と直接面談

し、労組からの脱退を勧奨し労組を誹謗中傷する発言 を行ったことが不当労働行為とされた例(ほうびほか 1 社事件·神奈川県労委平31.1.11命令) ······· 1205-93 個別面談による退職勧奨 希望退職に応じない組合員 に対して退職条件を説明する等の個別面談を行い. 退 職を勧奨したことが不当労働行為とされた例(新井鉄 工所事件・東京都労委平30.12.4命令) …… 1205-94 契約期間の短縮 期間限定雇用契約社員として雇用さ れてきた組合員2名に対して、契約期間を従来の6か 月から3か月に短縮したことが不当労働行為に当たら ないとされた例(交通機械サービス〔契約期間短縮〕 事件·東京都労委平31.3.19命令) ··········· 1209-83 組合員の雇止め 希望退職の応募者が定員に達しな かったことを理由に、有期限雇用の嘱託職員である組 合書記長を雇止めにしたことが不当労働行為とされた 例(学校法人大阪YMCA〔雇止め〕事件・大阪府労 委平31.2.22命令)………………1209-84

## ◆救済手続き

**当事者適格** 再審査被申立人(初審被申立人) Y 2 社 は、同社の工場で就労していた下請会社の従業員A<sub>2</sub> との関係で労組法7条の使用者に当たるとした初審命 令が取り消された例(三協技研工業ほか1社事件・中 労委平31.2.20命令)······1205-92

当事者適格 被申立人Y₁のB₂取締役による言動は Y<sub>1</sub>と実質的に同一性を有し、その地位を承継してい る被申立人 Y 2 による不当労働行為とされた例 (ほう びほか1社事件・神奈川県労委平31.1.11命令)

.....1205-93

| 当事者適格 | 被申立人会社とフランチャイズ契約を締 結して公文式教室を開設し、生徒指導に当たる教室指 導者は労働組合法上の労働者と認められるとされた例 (公文教育研究会事件・東京都労委令元.5.28命令)

.....1207-89

|不当労働行為事件の審査の開始| 会社が平成25年1月 1日に就業規則を変更して送迎職員の満70歳定年制を 規定したことに関する本件救済申立ては、行為の日か ら救済申立日までに1年以上が経過したとし却下され た例 (ツクイ事件・中労委平30.8.1命令) …1189-185